

# 史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画

## 中間案

令和5年11月  
仙台市教育委員会



## 序 文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは、昭和54年の宅地造成に伴う調査で、官衙（役所）の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和55年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は2つの時期の官衙（Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙）に分かれており、特に後半のⅡ期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては、我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成18年7月、国の史跡に指定されました。

今回策定した保存活用計画は、貴重な本史跡を地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら適切に保存・管理し、整備・活用するための基本的な方針を示したものです。本計画の策定にあっては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの皆様に知っていただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

令和●年●月

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之



## 例 言

1. 本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国指定史跡仙台郡山官衙遺跡群の保存活用計画に係るものである。
2. 本史跡の名称は、『仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡（せんだいこおりやまかんがいせきぐん こおりやまかんがいせき こおりやまはいじあと）』であるが、本文中においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。
3. 史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を随時使用している。
4. 本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。計画策定にあたり、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。
5. 本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。
6. 遺構<sup>いこう</sup>の略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNo.である。  
SA：柱列などの塀跡    SB：建物跡    SD：溝跡    SI：竪穴住居跡，竪穴建物跡  
SX：その他の遺構
7. 本計画中の地図及び地図を基にした図については、図中に別途方位記号がない限り、北を上とする。
8. 本計画中の史跡地の範囲は令和6年3月末時点のものである。

## 目 次

序文

例言

### 【本文目次】

#### 第1章 計画策定の目的

- 1 策定の必要性 .....
- 2 目的 .....
- 3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告
  - (1)委員会委員等名簿 .....
  - (2)委員会活動状況 .....
  - (3)パブリックコメントの実施 .....
- 4 関連する計画 .....
- 5 計画の構成と内容 .....
- 6 計画の期間 .....
- 7 計画の対象範囲 .....

#### 第2章 史跡周辺の概要

- 1 自然環境
  - (1)位置と地形 .....
  - (2)気候 (3)植生 (4)景観 .....
- 2 社会的環境
  - (1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制 .....
  - (2)周辺施設 .....
  - (3)交通 .....
  - (4)産業・観光 .....
  - (5)防災 .....
- 3 歴史的環境
  - (1)史跡地周辺の歴史的変遷 .....
  - (2)仙台市の文化財 .....

#### 第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

- 1 指定の概要
  - (1)指定に至る経緯 .....
  - (2)指定概要 .....
- 2 指定に至るまでの調査成果・指定後の調査成果 .....
- (1)発掘調査の成果 .....
  - (2)文献史料等の調査成果 .....
- 3 指定の状況 .....
- 4 史跡地の状況 .....

## 第4章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

- 1 本質的価値 .....
- 2 史跡等を構成する要素
  - (1)史跡を構成する諸要素 .....
  - (2)史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素 .....

## 第5章 現状・課題

- 1 保存・管理 .....
- 2 活用 .....
- 3 整備 .....
- 4 運営・体制の整備 .....

## 第6章 本計画の基本理念・基本方針

- 1 基本理念 .....
- 2 基本方針 .....

## 第7章 保存・管理

- 1 保存・管理の方向性 .....
- 2 保存・管理の方法
  - (1)史跡地 .....
  - (2)将来指定を目指す範囲 .....
  - (3)周辺の官衙域 .....
  - (4)その他の地域 .....
- 3 現状変更等の取扱い基準
  - (1)史跡地 .....
  - (2)将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域 .....

## 第8章 活用

- 1 活用の方向性 .....
- 2 活用の方法
  - (1)学びの場としての活用方法 .....
  - (2)親しむ場としての活用方法 .....
  - (3)楽しむ場としての活用方法 .....

## 第9章 整備

- 1 整備の方向性 .....
- 2 整備の方法 .....
- (1)保存のための整備の方法 .....
- (2)公開活用のための施設整備の方法 .....

第10章 運営及び体制整備

- 1 運営・体制整備の方向性 .....
- 2 運営・体制整備の方法 .....

第11章 施策の実施スケジュールと自己点検・評価 .....

- 1 実施スケジュール .....
- 2 自己点検・評価 .....

【資料】

- 用語集 .....
- 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱 .....
- 郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧 .....
- 引用・参考文献 .....
- 史跡地土地台帳 .....





# 第1章 計画策定の目的

## 1 策定の必要性

---

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある。昭和50年代中頃までは農地が多い地区だったこともあり、遺構が比較的良好に保存されてきたが、近年は遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでいる。平成19(2007)年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始された。平成25(2013)年に「仙台市あすと長町土地画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台市の広域拠点として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行している。

その間郡山遺跡では、平成18(2006)年7月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受け、平成20(2008)年3月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定した。また平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出された。

こうした史跡地周辺における開発行為の進展や社会情勢の変化を受けて、改めて本史跡の保存活用について関係各所の理解を得ることが重要となり、保存活用計画を策定する必要性が高まった。また、保存管理計画策定から10年以上が経過したこともあり、今後の仙台郡山官衙遺跡群の保存活用に関する基本的な方向性を示す必要性があることから、本計画を策定することとなった。

## 2 目的

---

本計画は、仙台郡山官衙遺跡群を適切に保存管理し、整備活用していくための指針を示すものである。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を改めて確認した上で、保存・管理・活用・整備等に係る理想的な将来像を提示し、関係各所を含め広く共有することで、本史跡の価値を高め後世へ確実に継承していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

また、地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれている歴史資産を通して、仙台市が目指す都市の姿である「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」（「仙台市基本計画2021-2030」P50・51・52・71参照）が実現するような保存と活用を図るための基本となる計画とする。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」（「仙台市基本計画2021-2030」P27参照）ことができるように、本史跡の魅力が世界に発信されるような保存・管理・活用・整備等の方法を考えるための計画とする。

### 3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行った。委員等の構成と委員会開催の状況については次のとおりである。

#### (1) 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 委員等名簿(令和●年●月現在・敬称略)

役職名	氏名	分野	現職
委員長	永田 英明	日本古代史	東北学院大学文学部歴史学科 教授
副委員長	渡部 育子	日本古代史	秋田大学 名誉教授
委員	荒木 志伸	歴史考古学	山形大学学士課程基盤教育機構 准教授
委員	伊藤 恵子	学校教育	仙台市立富沢小学校 校長
委員	北野 博司	考古学	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科 教授
委員	黒田 乃生	造園	筑波大学芸術系 教授
委員	菅原 玲	地域連携	東北工業大学地域連携センター 主任
委員	松 公男	地域代表	郡山矢来町内会 会長
委員	三上 喜孝	日本古代史	国立歴史民俗博物館 教授
委員	吉田 歆	日本古代史	山形県立米沢女子短期大学 教授
助言者			文化庁文化財第二課調査官
助言者			宮城県教育庁文化財課

#### (2) 委員会活動状況

回数	開催日	内容
令和4年度第1回	令和4年6月1日(水)	①保存活用計画(素案)第1章～第4章の検討 ②現地視察
令和4年度第2回	令和4年9月29日(木)	①保存活用計画(素案)第5章～第9章の検討 ②前回検討分の修正案について
令和4年度第3回	令和5年1月26日(木)	保存活用計画(修正案)について
令和5年度第1回	令和5年7月14日(金)	保存活用計画(修正案2)について
令和5年度第2回	令和5年10月19日(木)	保存活用計画(中間案)について
令和5年度第3回	令和6年1月(予定)	保存活用計画(最終案)について

### (3) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日～●月●日(●日間)に●●案のパブリックコメントを実施した。

#### ①周知方法

市政だより，仙台市ホームページ・仙台市教育委員会ホームページへの掲載。  
市政情報センター，区役所・総合支所，仙台市博物館，地底の森ミュージアム，歴史民俗資料館，陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設等にて配布・閲覧。

#### ②意見聴取方法

郵送，ファックス，電子メールによる提出

#### ③意見提出件数

●件(個人●件，団体●件)

#### ④意見の内容

意見の概要とその対応については，仙台市ホームページで公開している。  
(ホームページアドレス)

<http://www.city.sendai.jp/●●●●●●●●>

## 4 関連する計画

---

### (1) 本市上位計画

#### ①「仙台市基本計画 2021-2030」(令和3年3月策定)

本市は、「挑戦を続ける，新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし，それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」(基本計画 P9)を掲げている。その実現に向けた諸施策の中で，本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに，地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として，「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており(基本計画 P71)，本史跡もこの施策の一つに位置付けられる。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」(基本計画 P7)では，「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など，みどりの歴史を継承し，活かす取り組みを進めます。」として，「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており(基本計画 P52)，本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められる。

#### ②「仙台市教育基本構想 2021」(令和3年3月策定)

本市は，前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ，「人がまちをつくり，まちが人を育む学びの循環のもと，たくましく，しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げている。この実現に向けた6つの基本方針のうち，「基本方針V 学びでつながり，郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており(基本構想 P25)，具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに，それらを有効に活用し，市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ，より一層学び，楽しめる機会を創出」することを取組方針として示している(基本構想 P57)。

## (2) 本市の他の計画との関連

### ①「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和3年6月策定）

「基本方針3 みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する」ことが掲げられており、その中の施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、歴史・文化と調和するみどりの創出・充実のため、郡山遺跡整備に取り組むこととしている。

### ②仙台市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）

「基本方針4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」や「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」などが挙げられており、史跡地内に所在する居久根(いぐね)との関連から、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要がある。また、「都市施設などの防災・減災機能の強化」や「防犯に配慮した都市の構築」などの部門別の方針も挙げられており、史跡地内のオープンスペースの整備についてはこの方向性に則って行う必要がある。

### ③仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月策定，平成25年6月・令和4年6月変更）

景観計画では市内全域を景観特性に応じた8つのゾーンに区分しており、本計画の対象範囲（郡山遺跡周辺）は「商業業務地ゾーン」、「沿線市街地ゾーン」、「郊外住宅地ゾーン」に該当している。また、良好な景観形成を図るためゾーンに応じた建築物等の制限（形態・意匠，高さ，色彩，緑化）が定められている。

### ④地下鉄沿線まちづくりの推進プラン（令和4年3月策定）

方針1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち，方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において，「・・・農村の原風景ともいえる居久根など，これら沿線の美しい地域景観資源の保全を図ります。」（プラン P18）とあり，本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられる。

また方針3『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち，方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において，「市内外から多くの人々が訪れ，本市の新たな魅力や交流が生み出されるような，多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」

（プラン P22）としており，本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められる。

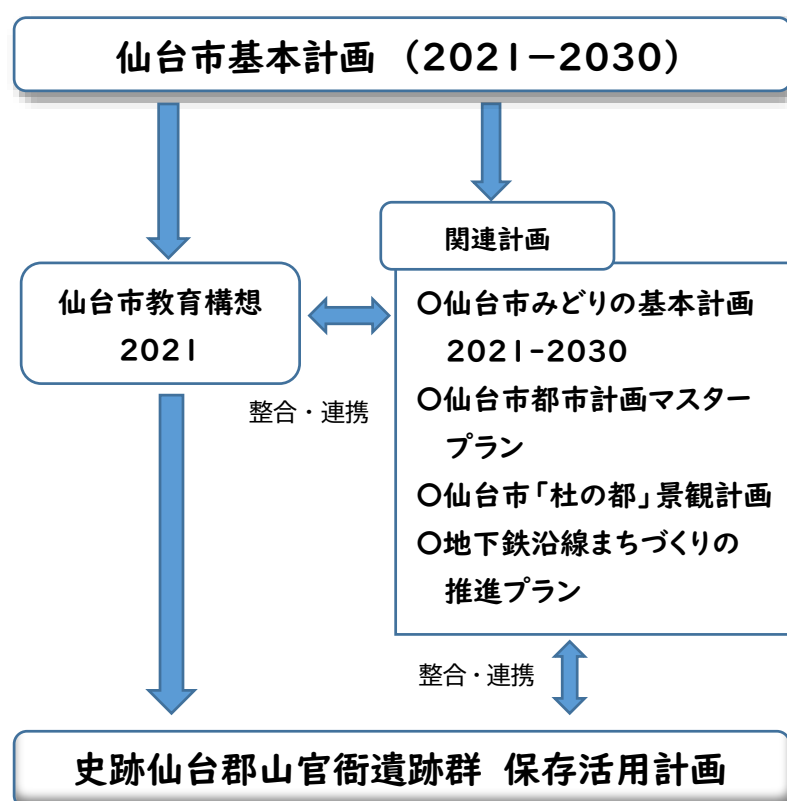


図 1-1 主な関連計画との関係

### (3) SDGs との関わり

SDGs（持続可能な開発目標）17のゴール（目標）のうち、11「住み続けられるまちづくりを」のターゲットに、11-4「世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。」が位置づけられている（公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）ことから、SDGs 達成への貢献を目指していく。



### (4) 開発計画

特になし

### (5) 宮城県文化財保存活用大綱

平成30年6月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和3年3月に当該大綱が策定された。その中で、保存・活用に関する現状と課題の一つとして、個別の保存活用計画の変化する社会状況を踏まえた改定の必要性が指摘されている（大綱 P17）。また、そうした課題を踏まえた基本方針が4つ示されている（大綱 P46）。そのうち、方針2として「文化財の歴史的・文化的意義を地域と共有するとともに、保存・活用の方針を明確にするため、保存活用計画の策定を推進」すること（大綱 P52）や、方針3として、地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくこと（大綱 P53）などが示されている。

## 5 計画の構成と内容

---

- (1) 本計画は、史跡の保存管理・整備活用の基本方針を示すものとする。
- (2) 本計画は、第1章で計画策定の目的を整理し、第2章で史跡周辺の概要を把握した後、第3章で史跡指定の概要及び各種調査結果を整理した上で、第4章で史跡の本質的価値を再整理する。第5章で保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の4項目について、現状・課題を把握した上で、第6章で本計画の基本理念及び前述の4項目についての基本方針を定める。第7～10章では、前述の4項目について具体的な方向性・方法等について示す。第11章では、本計画の実施計画や点検評価の方向性・方法を示すものとする。
- (3) 活用・整備についての具体的な計画は、本計画をもとに別途定めるものとする。

## 6 計画の期間

---

本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間とするが、本計画は現在の社会状況を踏まえてのものであるため、今後の社会状況の変化や史跡の保存、整備活用事業の進展に応じ、おおむね10年間で見直しを図るものとする。計画期間後は、社会環境の変化や調査研究の進展に応じて新たな視点を加えて、再策定等を検討することとする。



## 7 計画の対象範囲

史跡仙台郡山官衙遺跡群は、周知の埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）である郡山遺跡のうち、飛鳥～奈良時代の官衙（役所）・寺院跡の中枢部を史跡指定したものであり、史跡地の周辺にも官衙の範囲や、関連遺構の分布が広がっている。

そのため、本計画では史跡地を中心に、郡山遺跡の範囲および、隣接する西台畑遺跡のうち、現時点で官衙を構成する遺構の存在が想定される範囲を対象範囲とする。

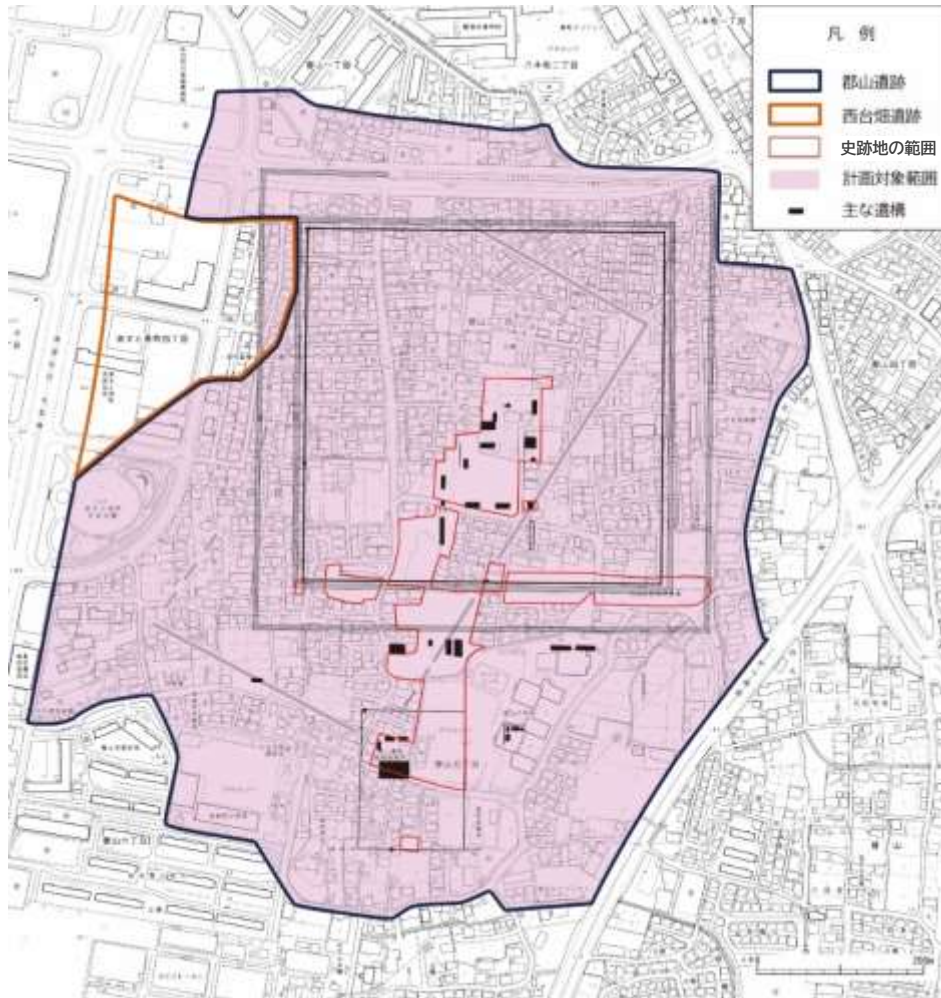


図 1-2 計画の対象範囲



図 1-3 航空写真(平成 21 年・東から撮影)

## 第2章 史跡周辺の概要

### 1 自然環境

#### (1) 位置と地形

仙台市は市域の北端から西端にかけて、東北地方の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高 1,500m）をはじめ、標高 1,000m 級の山並みが連なっている。その東には、広い丘陵地が続き、その間を七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら 3 河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっている。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっている。仙台郡山官衙遺跡群がある太白区は、市の南部に位置し、東は太平洋、西は山形県境と接し、名取川に沿って東西に带状に延びている。

仙台郡山官衙遺跡群は仙台市南部の太白区郡山に所在し、市街中心部から東南約 5 km に位置する。JR 東北本線長町駅の東側一帯に広がる郡山遺跡の中核部が平成 18(2006)年に史跡指定されたものである。仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、郡山低地の中央やや東寄りの標高 8~11m の自然堤防と後背湿地上に立地している。遺跡内には数条の旧河道が認められるが、中でも遺跡南側に入りこんだ旧河道は顕著であり、現状でも 1~1.5m の比高差が認められる。また、発掘調査によって遺跡北西部にも古代に遡る河川跡が発見されている。

郡山の地に古代陸奥国の役所・寺院跡である本史跡が立地する理由としては、①名取川と広瀬川が本史跡から南東へ 1.5 km で合流し、この合流点から名取川の河口までが 6 km と近く、太平洋の海上交通や河川交通上、利便性の高い位置であること、②東北地方の北と南をつなぐ仙台平野のほぼ中央に位置するとともに、仙台湾の海岸線から奥羽山系までの最短距離ライン上にあり、名取川を遡って峠を越え、山形県の内陸部（最上・置賜地方）へも移動しやすい位置にあること、③名取川・広瀬川は渇水期に郡山付近において徒歩での渡河が可能であったとみられ、周辺に古代の官道である「東山道」も通っていたと推測されるなど、古代の陸上交通においても重要な位置と考えられること、などが挙げられる。

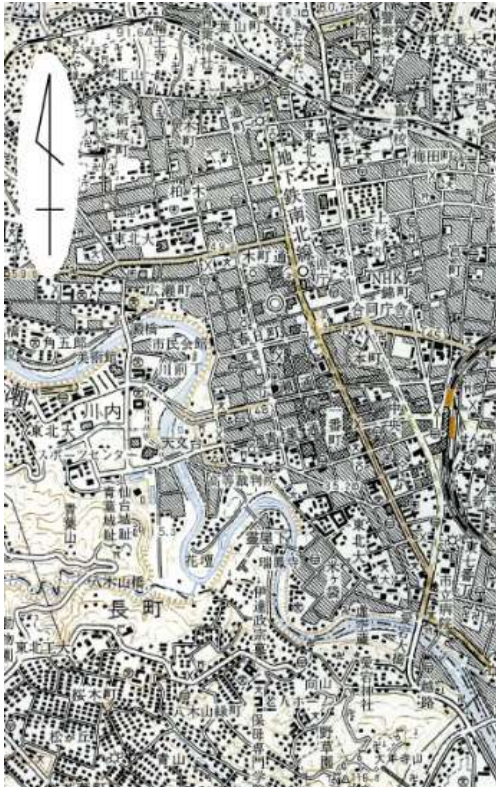


図 2-1 仙台平野の広がり（仙台市史特別編 1 自然 より引用、一部加筆）



図 2-2 郡山遺跡周辺から太平洋を望む（昭和 62 年撮影）（西から撮影）





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平19東複第224号)

図2-3 仙台市と仙台郡山官衙遺跡群の位置



## (2) 気候

仙台郡山官衙遺跡群の位置する仙台市南部の気候は、太平洋に面した海洋性気候のため、寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために、積雪も少ない特徴がある。過去10年間（2010～2019年）の記録では、年平均気温が13.2℃（最高37.3℃、最低-7.4℃）、平均年間合計降水量は1,281.1mmとなっている。

## (3) 植生

郡山遺跡周辺は宅地化が進んでおり、史跡地内に所在する居久根（いぐね＝屋敷林）が周辺一帯における貴重な植生となっている。当該の居久根（いぐね）は北～東に「（かぎ）状に植えられたケヤキからなり、その他にツバキ等も混生している。



図2-4 史跡地内の居久根（いぐね）（南から撮影）

## (4) 景観

昭和50年代中頃まで長町駅東側は農地の多い地区だったこともあり、郡山遺跡から8.25km西方にある太白山（標高320.61m）を見ることができた（位置は25頁の地図参照）。官衙が造営された当時も太白山を見ることができたと想定され、官衙において行われた儀式等との関連も推測されている。しかし、近年は高層建築物の増加に伴い、遺跡内から太白山が見える地点はごく僅かとなっている。



図2-5 遺跡内から太白山を望む（平成初め頃撮影）



図2-6 遺跡内から太白山を望む（令和4年撮影）

## 2 社会的環境

※刊行時 最新のデータに更新

仙台市は、宮城県の中央部に位置し、明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の総面積は約786km<sup>2</sup>で、政令指定都市の中では浜松市、静岡市、札幌市、広島市、京都市に次ぐ第6位の広さになっている。また推計人口は、1,097,294人（令和3年5月1日現在）で、東北の中核都市として発展を続けている。

### (1) 計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制

※刊行間近に再度確認の上、反映予定

（図は「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（令和6年●月時点）をもとに、計画の対象範囲等を追加）

#### ①都市計画法

史跡地および史跡を目指す範囲は、「都市計画地域」の市街化区域（「第二種住居地域・第3種高度地区」）に指定されている。郡山遺跡の一部は、「都市計画地域」の市街化区域（「工業地域・高度指定なし」、「商業地域・高度指定なし」、「準工業地域・第4種高度地区」、「近隣商業地域・第4種高度地区」）に指定されている。

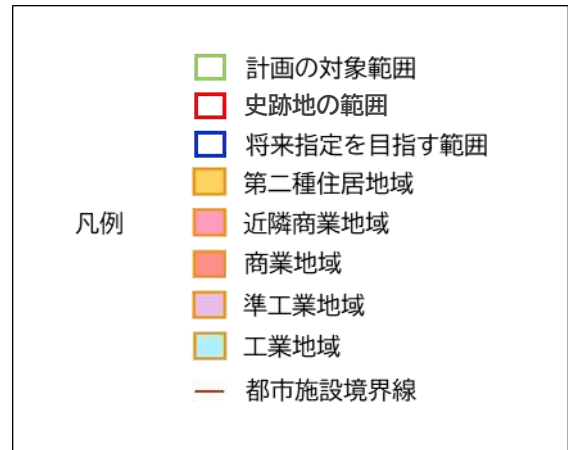
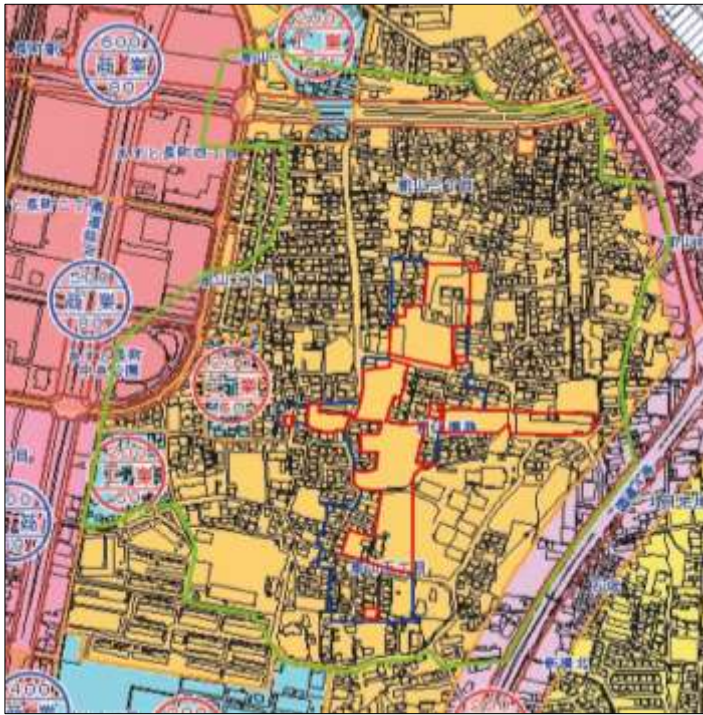


図 2-7 用途地域 区域図

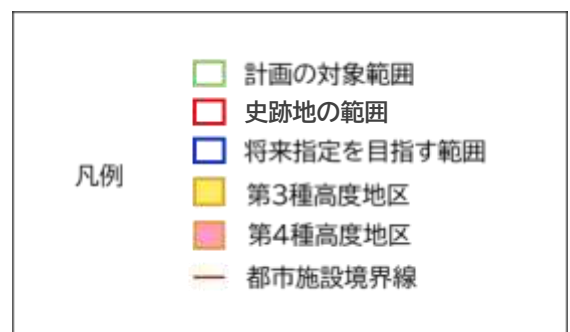


図 2-8 高度地区 区域図



また、郡山遺跡の一部は、「防火地域」および「準防火地域」に指定されている。

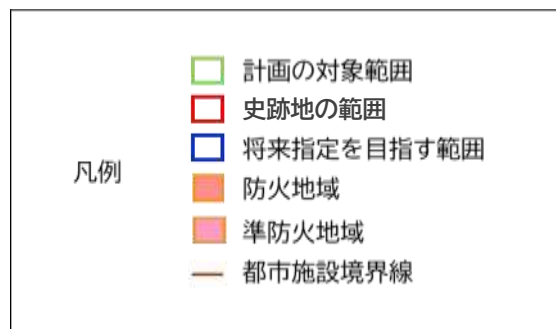
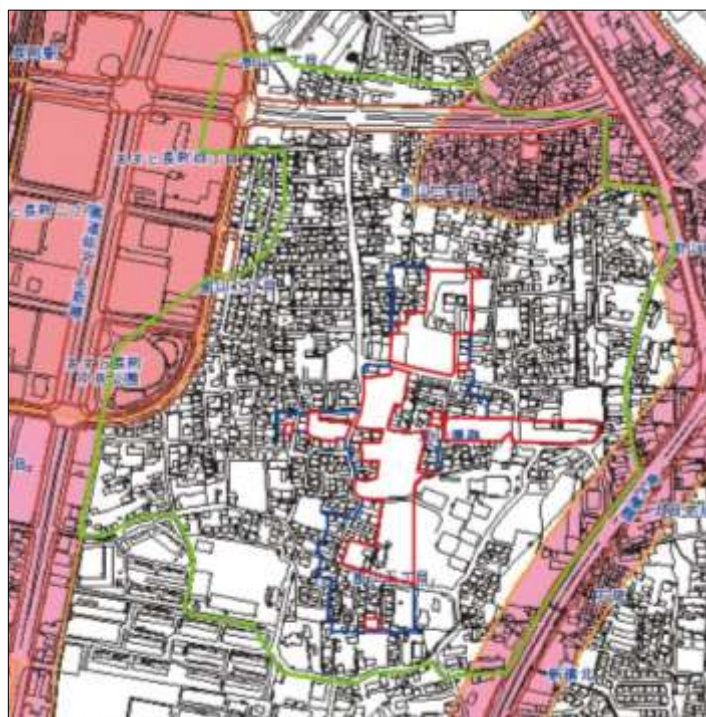


図 2-9 防火指定 区域図

なお、郡山遺跡の一部は、都市計画法の規定による地区計画が定められた区域（「あすと長町東部」・「あすと長町中央」）である。

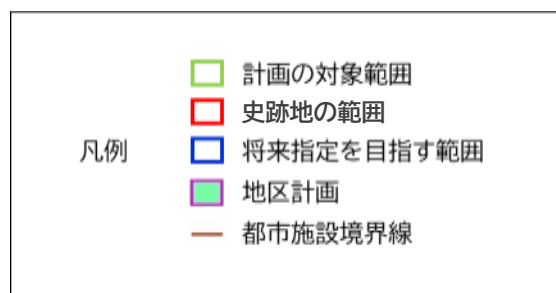
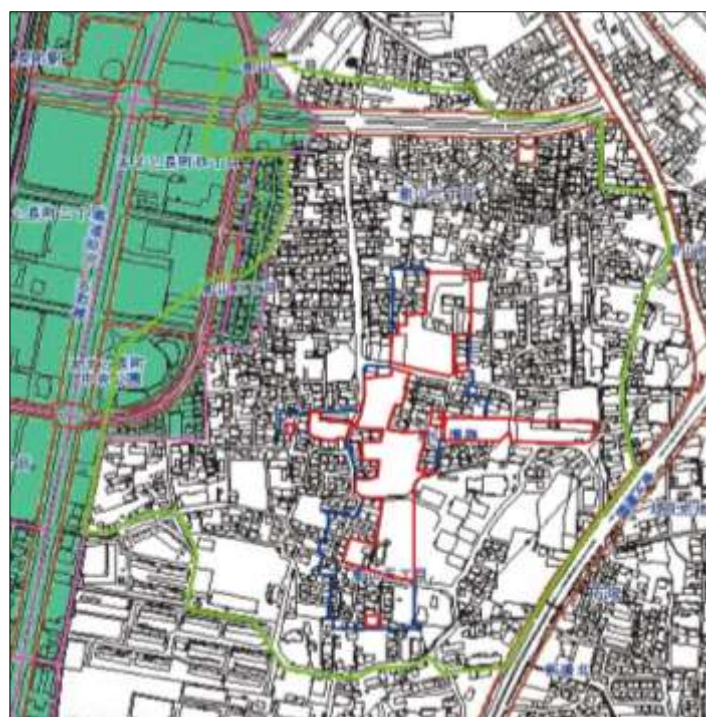


図 2-10 地区計画 区域図

②道路法・道路交通法

市道について適用されている。

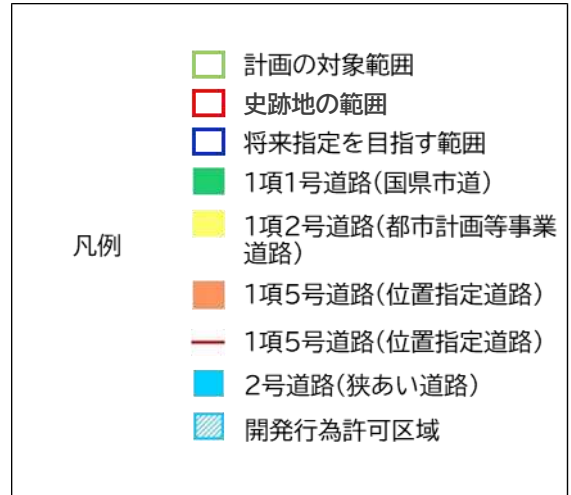


図 2-11 指定道路図

③仙台市屋外広告物条例

史跡地は「禁止区域」、史跡を目指す範囲および郡山遺跡範囲は「禁止区域」および「第二種許可区域」に指定されている。

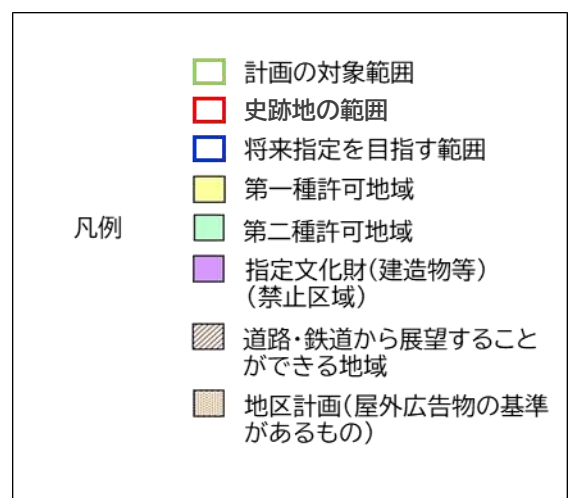
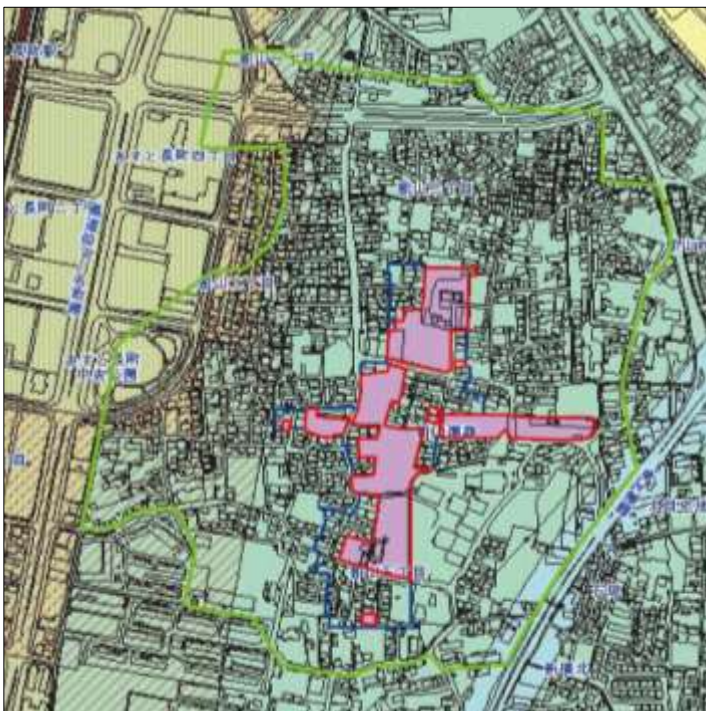


図 2-12 仙台市屋外広告物条例  
に基づく区域図



#### ④ 広瀬川の清流を守る条例

史跡地および郡山遺跡範囲の一部が「水質保全区域」に指定されている。

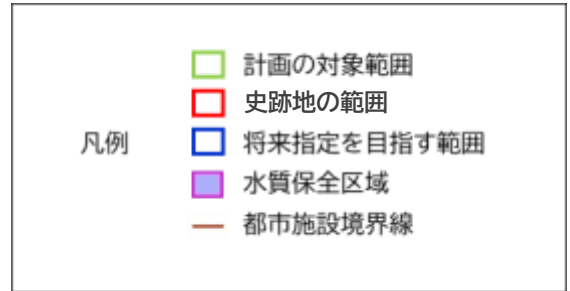
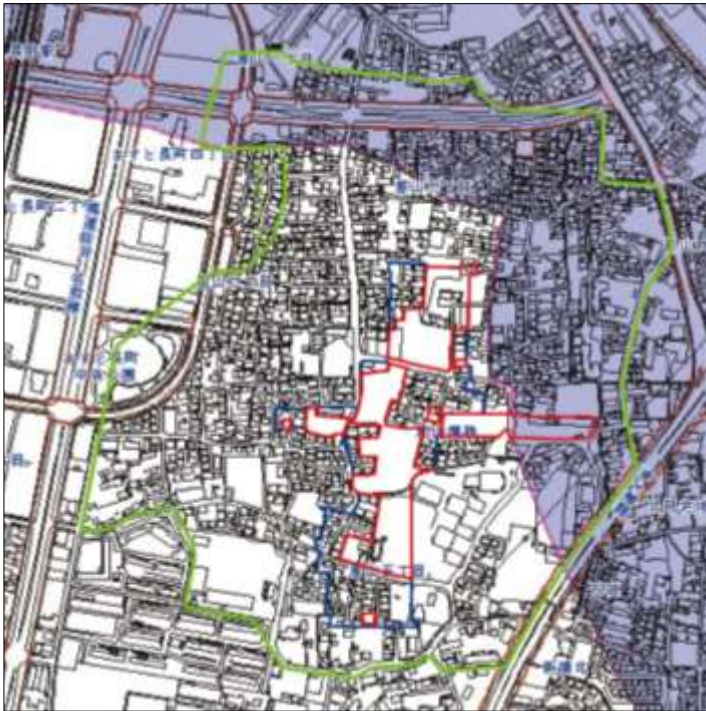


図 2-13 広瀬川の清流を守る条例に基づく区域図

#### ⑤ 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（駐車場附置義務条例）

史跡地および史跡を目指す範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」，郡山遺跡範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」および「他の商業地域」に指定されている。

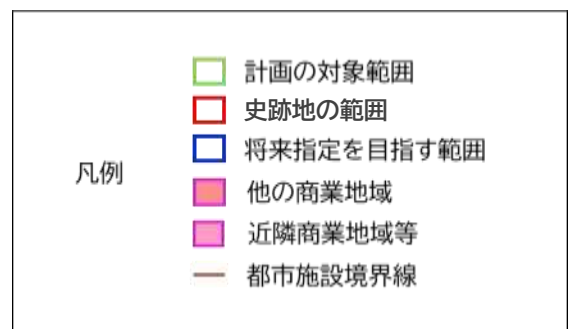
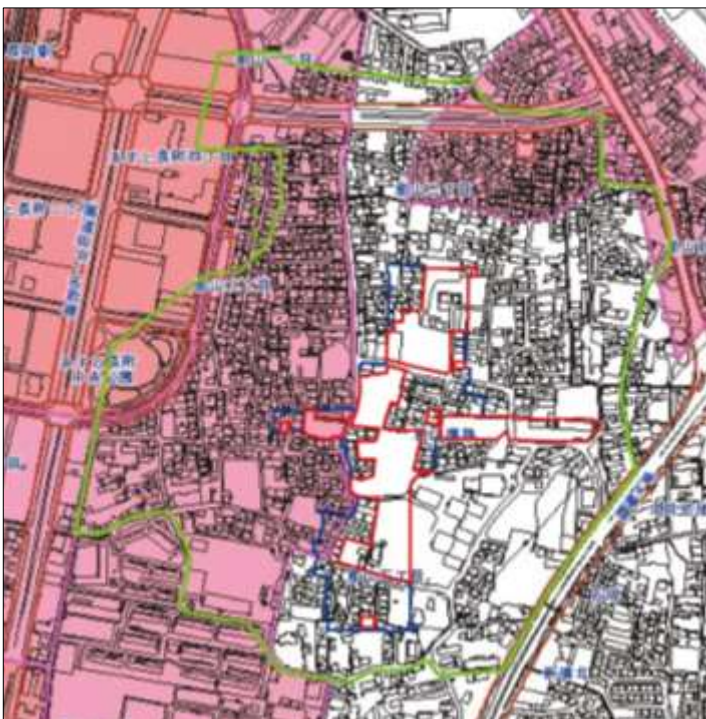


図 2-14 駐車場附置義務条例に基づく区域図

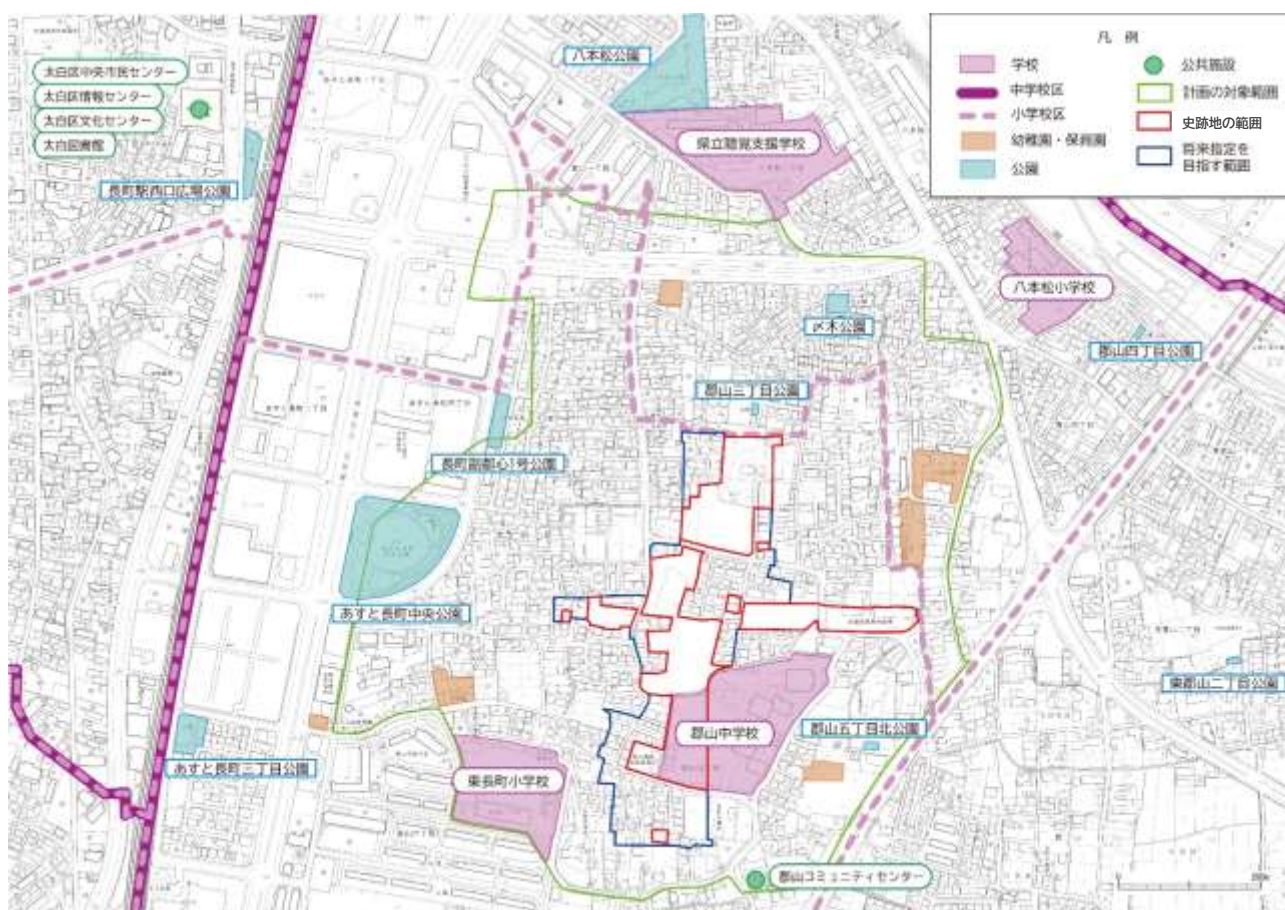
## (2) 周辺施設

仙台郡山官衙遺跡群周辺には、東長町小学校、八本松小学校、郡山中学校、県立聴覚支援学校が所在し、計画対象範囲内には幼稚園・保育園が5園所在するなど、教育施設等が多く所在する。

史跡地および将来指定を目指す範囲は、郡山中学校区内の東長町小学校区に含まれており、計画対象範囲は郡山中学校区内の東長町小学校区および八本松小学校区に含まれている。

公共施設としては、計画対象範囲内には郡山コミュニティ・センターが所在するほか、長町駅西側に太白区中央市民センター、太白区情報センター、太白区文化センター、太白図書館が所在する。

公園は、計画対象範囲内およびその近辺に、 $\times$ 木公園、郡山三丁目公園、郡山五丁目北公園、あすと長町中央公園、長町副都心1号公園などが所在する。



(平成 28 年修正・都市計画基本図を加工)

図 2-15 周辺施設図

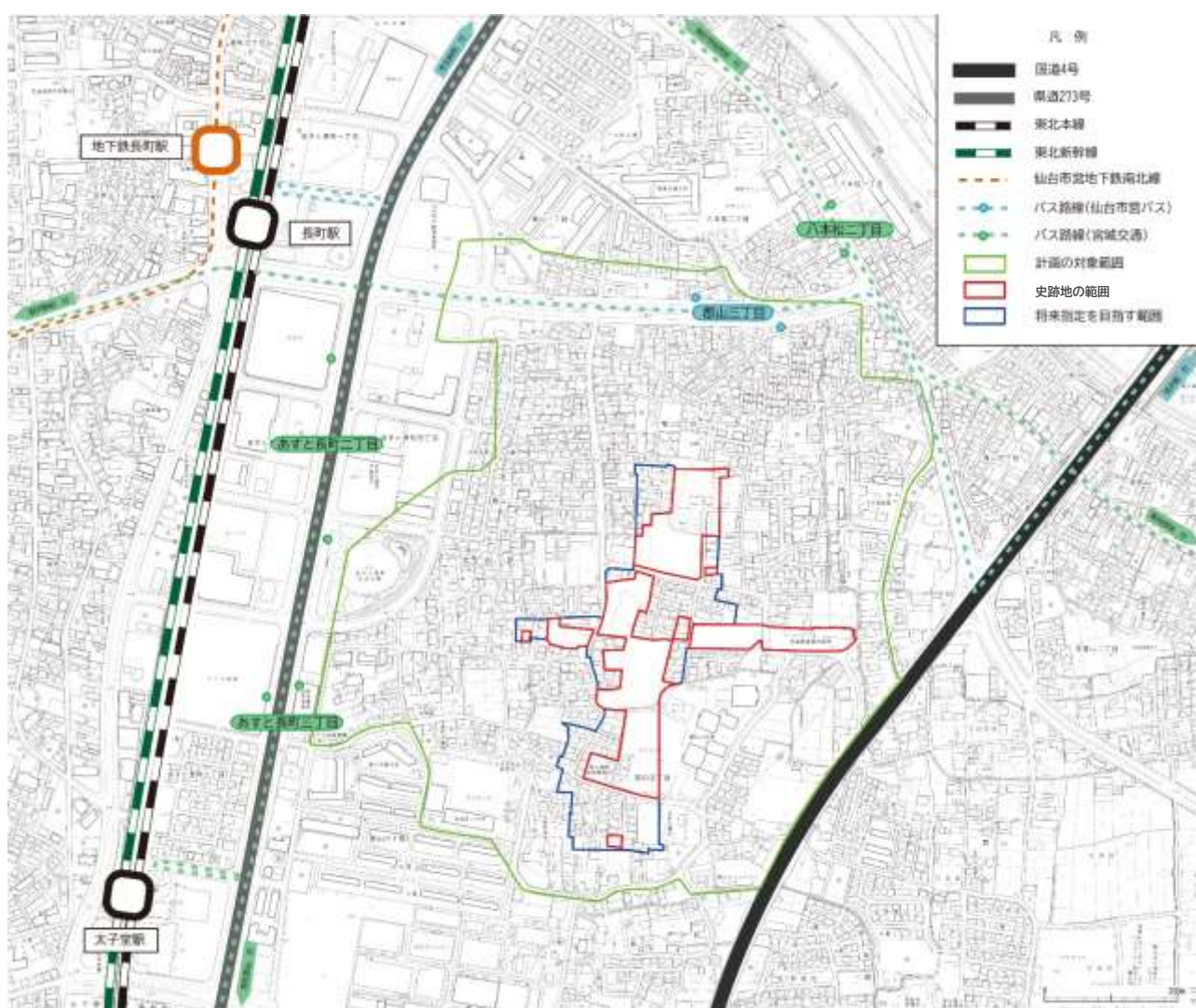


### (3) 交通

仙台郡山官衙遺跡群周辺の主要な幹線道路は、東側に国道4号、西側に県道273号が通る。

また、西側には東北新幹線・JR東北本線・仙台市地下鉄南北線の長町駅や、JR太子堂駅が所在する。周辺バス停としては、仙台市営バス「郡山三丁目」や、宮城交通「八本松二丁目」・「あすと長町二丁目」・「あすと長町三丁目」などがある。

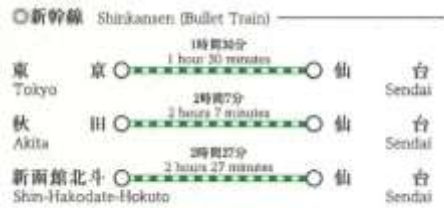
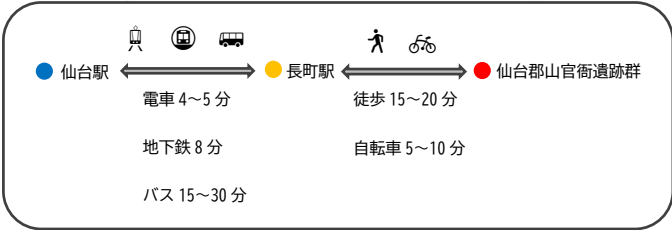
海外を含めた仙台市外から史跡仙台郡山官衙遺跡群を訪れる場合は、飛行機・鉄道等を用いて仙台駅を経由し、仙台駅からJR・地下鉄・バス等で長町駅に向かい、長町駅から徒歩・レンタルサイクル等で訪れる方法と、自動車にて国道4号または東北自動車道（仙台南I.C.・仙台宮城I.C.）から訪れる方法がある。



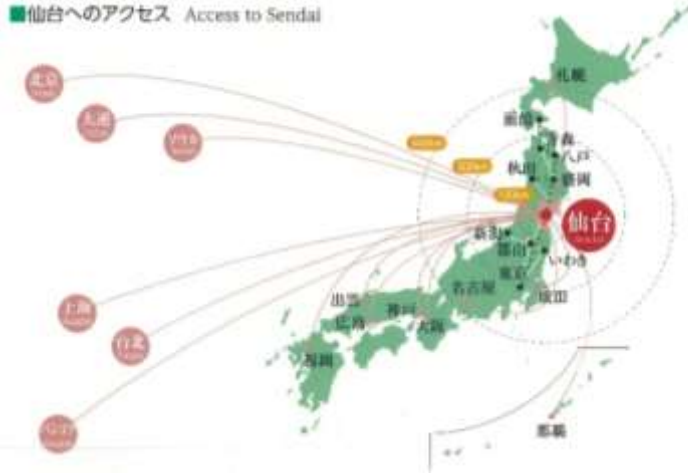
(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図2-16 交通現況図





■ 仙台へのアクセス Access to Sendai



注) 新型コロナウイルスの影響等により、国際線は全て運休中です。国内線についても、ダイヤに変更が生じる場合があります。  
 Note: All international flights are suspended due to the impact of COVID-19. Regarding domestic flight schedules, they may be subject to change.

2022年5月現在  
 As of May, 2022

データ仙台 2022 より引用(一部加筆)

図 2-17 交通関係図

#### (4) 産業・観光

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、その多くが市外にある本社等の支店・支社であることから「支店経済」とも呼ばれ（データ仙台 2022）、東北におけるビジネスの拠点となっている。

市内の観光客入込数は1,921.6万人、宿泊者数は476.7万人、そのうち外国人宿泊者数は3.4万人（令和4年）。国内観光客は関東地方や東北地方が多く、全体の6割を占めている。（令和4年仙台市観光統計基礎データ）

#### (5) 防災

大雨災害については、計画対象範囲の大半が洪水浸水想定区域（南側の一部は早期に立退き避難が必要な区域）であり、史跡地周辺では大雨時に冠水する場合もある。

地震災害については、史跡地の一部が周辺町内会の「いっとき避難場所」となっており、必要に応じて、指定避難所に避難する前の集合場所として使用されている。

東日本大震災においては、郡山遺跡の所在する仙台市太白区において震度5強を観測しており、史跡地内に所在した発掘調査事務所および収蔵庫・展示室として使用していたプレハブが被災したことにより、以後遺物の展示を中断している。

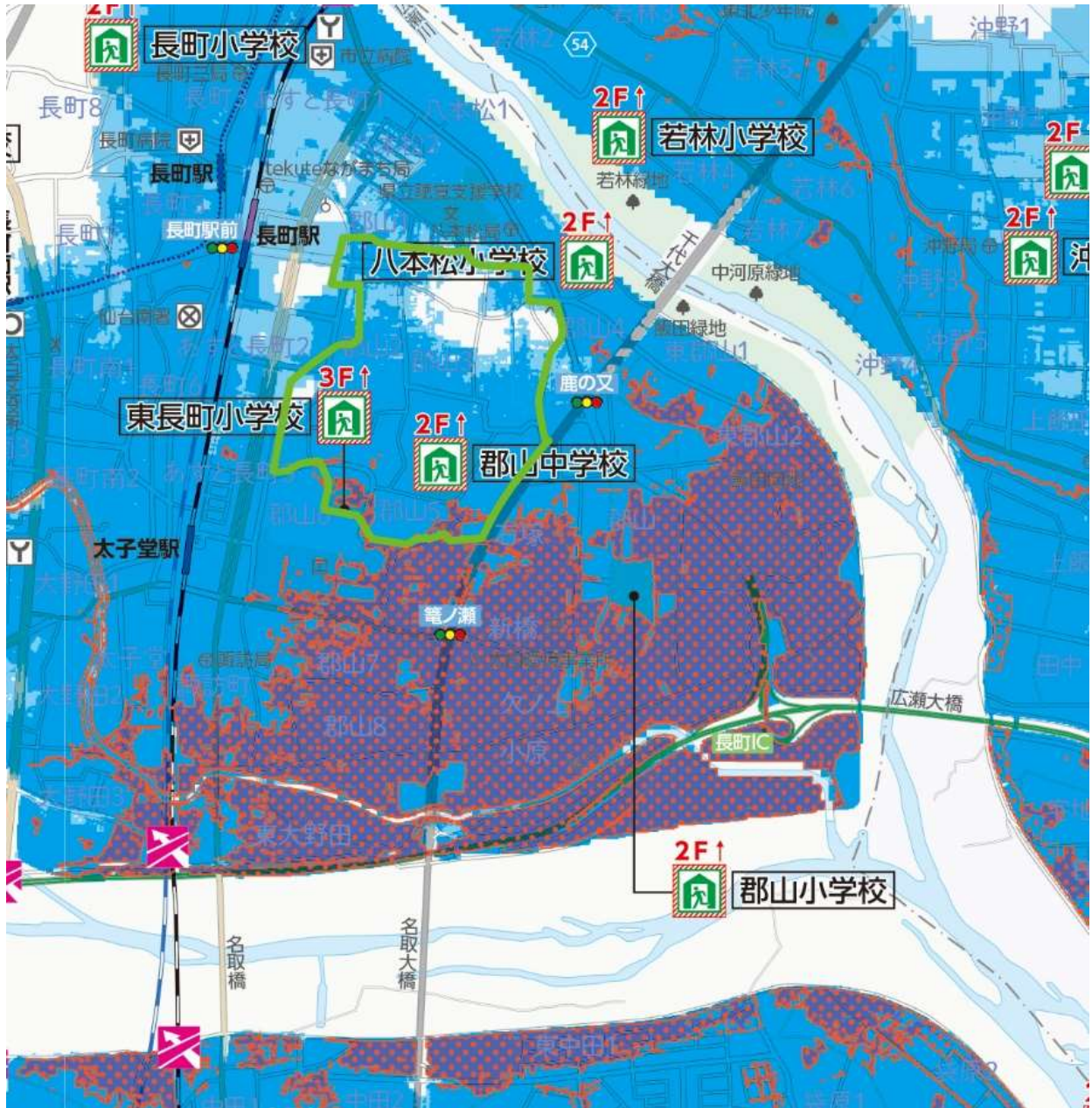


図 2-18 東日本大震災による史跡地内  
収蔵庫の被災状況



図 2-19 東日本大震災による史跡地内  
展示室の被災状況





仙台防災ハザードマップ(太白区)を一部抜粋し、加工

 計画の対象範囲

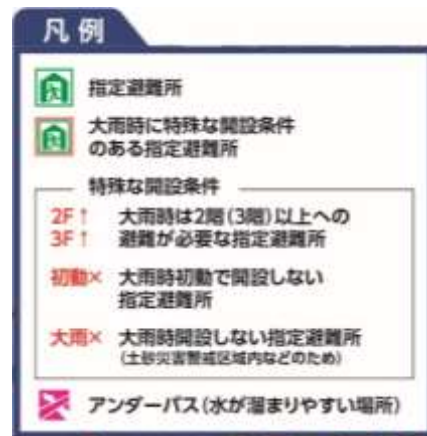
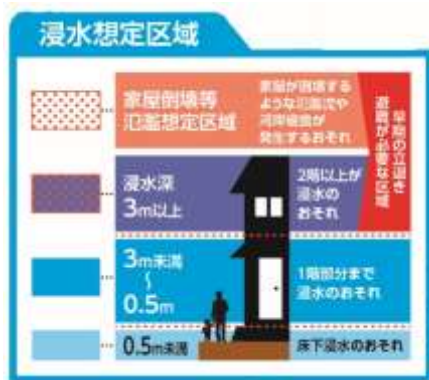


図 2-20 防災関係図

### 3 歴史的環境

#### (1) 史跡地周辺の歴史的変遷

##### 【旧石器時代】

郡山低地の後背湿地上にある富沢遺跡(図 2-25②)からは、火を焚いた跡とその周りから 100 点以上の石器が出土している。当時の環境を復元できる樹木や葉、昆虫、動物の糞なども発見され、2 万年前の仙台の様子を伝えている。

##### 【縄文時代】

縄文時代の後期になると沖積地に遺跡が集中する様相がみられ、郡山遺跡でも遺構は明確ではないが、官衙の下層から縄文時代後期後半の土器や、縄文時代晩期の土器片が出土しており、何らかの活動が行われたと考えられる。



図 2-21 縄文時代後期の遺構・遺物

##### 【弥生時代】

郡山遺跡では弥生時代前期初頭の土器片や中期中頃以前の水田跡が見つかり、隣接する西台畑遺跡(図 2-25⑳)からも中期中頃の合わせ口土器棺とみられる土器や、人骨を伴う土壇墓が見つかり、また、富沢遺跡(図 2-25②)では弥生時代中～後期の大規模な水田跡が見つかるなど、郡山低地は生産域や墓域としての利用が窺える。



図 2-22 弥生時代の水田跡

##### 【古墳時代】

古墳時代中期後半から後期にかけて小規模な円墳や前方後円墳からなる大野田古墳群(図 2-25㉑)が名取川の北岸につくられている。郡山遺跡でも古墳周溝とみられる溝跡が見つかり、詳細は不明である。郡山遺跡から北西へ約 1.5 km の向山地区では丘陵斜面に横穴墓群(図 2-25㉒)がつくられ、奈良時代まで継続する横穴墓もある。



図 2-23 古墳周溝とみられる溝

##### 【飛鳥・奈良時代】

郡山遺跡や隣接する長町駅東・西台畑遺跡(図 2-25㉓・㉔)では、I 期官衙が造営される前から竪穴住居が造られており、関東地方の特徴を持つ土師器が出土している。I 期官衙の造営に先立ち、関東地方からの移住があったものと考えられる。7 世紀中ごろ～末葉には I 期官衙、7 世紀末葉～8 世紀半ば頃には II 期官衙が機能していたが、多賀城の創建や国分寺・国分尼寺の建立の中で官衙は順次機能を終えたと考えられる。なお、8 世紀には出来上がっていたとみられる東山道(未発見)は、名取川・広瀬川の徒歩での渡河可能地点から考えて郡山遺跡周辺を通過していたと推測される。

##### 【平安時代】

仙台平野南部の平安時代の遺跡は、自然堤防上において拡大し、検出される竪穴住居跡の軒数も増加するが、郡山遺跡では 10 世紀前半代に降下した灰白色火山灰の時期を前後する水田跡が見つかり、生産域として利用されていたと考えられる。また、郡山遺跡では古代末期のものと同様に推測される溝跡も見つかり、道路や屋敷の区画となる可能性が考えられている。



図 2-24 古代末期の溝跡

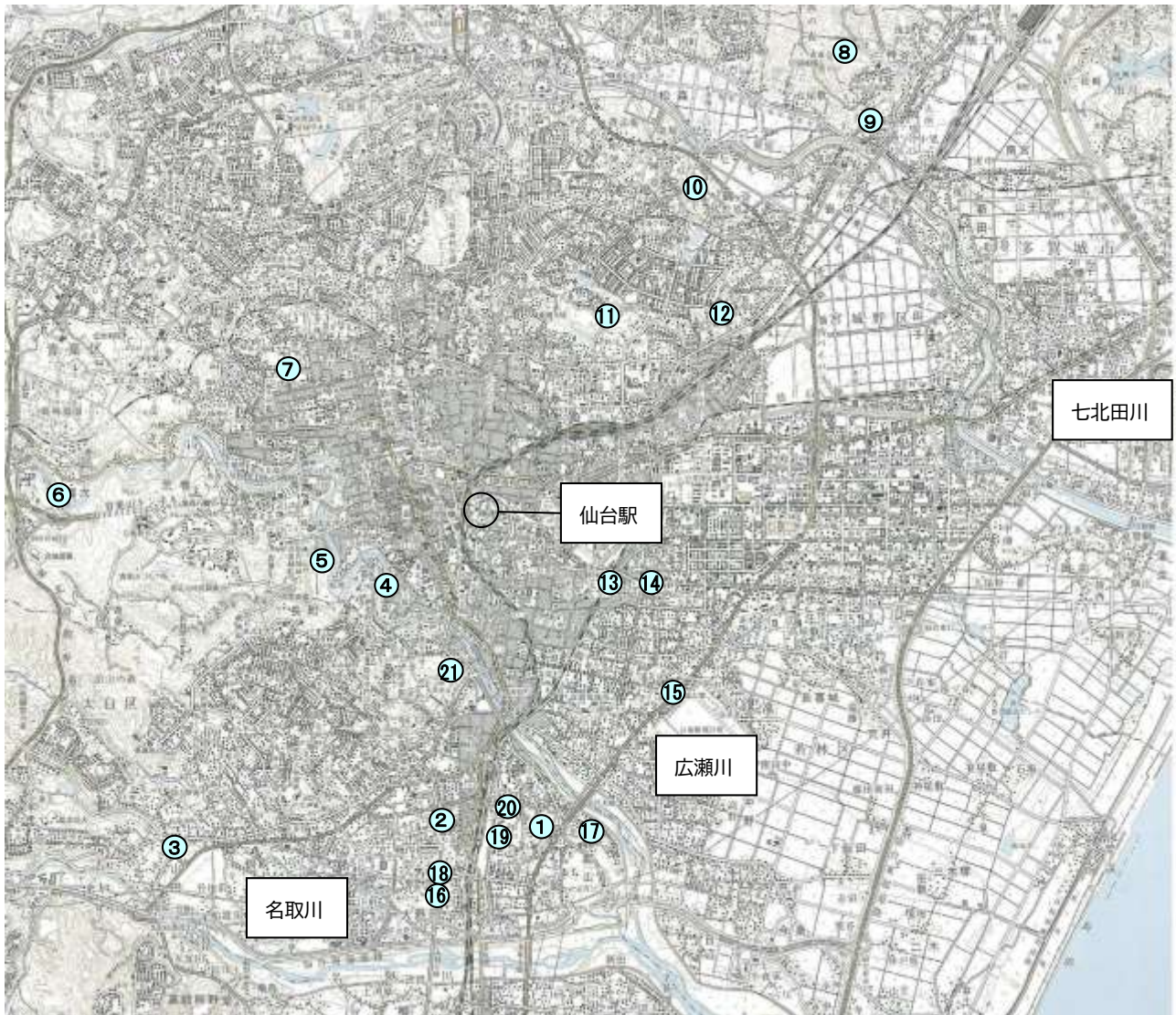
##### 【中世】

仙台平野南部の各所から堀により区画された屋敷跡が発見されており、富沢遺跡(図 2-25②)などでは 13 世紀以降、水田が屋敷跡近くで作られていたことがわかっている。郡山遺跡では古代以降とみられる水田跡が見つかり、屋敷跡等は見つからない。なお、鎌倉時代の奥州合戦時には、郡山を通過していたと推定される奥大道(未発見)を源頼朝軍が通過したと考えられる。



【近世以降】

関ヶ原の合戦が起こると、伊達政宗は慶長 5(1600)年 7 月に名取郡北目城(図 2-25⑰)に入り、ここを拠点として上杉方と対峙した。安永元(1772)年に完成した「封内風土記」によれば、郡山村は戸口 67, 男女 375 人と神社や古墨(北目城)などがあると記されている。江戸時代以降明治初年まで奥州街道沿いの長町と隣接しながら、郡山は農村的な姿を留めていたようである。明治 20(1887)年に塩釜まで東北本線が開通すると、郡山の地は長町方面と線路により分断されたこともあり、長く農村の風景を留めていたが、昭和 40 年代に国道 4 号線が開通すると宅地化が進んだ。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。  
(承認番号 平 19 東複第 224 号)

①仙台郡山官衙遺跡群	②富沢遺跡(富沢遺跡保存館)	③山田上ノ台遺跡(縄文の森広場)
④経ヶ峯伊達家墓所	⑤仙台城跡	⑥郷六城跡
⑦林子平墓	⑧岩切城跡	⑨東光寺の石窟群域・西平場
⑩松森焔硝蔵跡	⑪与兵衛沼窯跡	⑫善応寺横穴古墳群
⑬陸奥国分寺跡	⑭陸奥国分尼寺跡	⑮遠見塚古墳
⑯大野田古墳群	⑰北目城跡	⑱大野田官衙遺跡
⑲長町駅東遺跡	⑳西台畑遺跡	㉑向山横穴墓群

図2-25 仙台市内の国指定史跡、主な市指定史跡など

## (2) 仙台市の文化財

仙台市内には、国指定文化財をはじめ多くの指定文化財がある。国指定史跡としては、大正11(1922)年に指定された奈良時代建立の陸奥国分寺跡をはじめ、古墳時代の遠見塚古墳、奈良時代の陸奥国分尼寺跡、中世の岩切城跡、近世の林子平墓、仙台城跡などがあり、仙台郡山官衙遺跡群は市内7番目の史跡として指定されたものである。

これらの史跡は、約3万年前の旧石器時代からはじまる仙台の歴史を物語る上で、各々の時代を代表する遺跡であり、なかでも仙台郡山官衙遺跡群は今から約1300年前の飛鳥時代の仙台平野を語る上で欠くことのできない遺跡として位置付けられる。以下に国指定文化財等を示す。

表2-1 仙台市内の主な文化財

【国指定文化財】			
種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
史 跡	陸奥国分寺跡(図2-25③)	若林区木ノ下二丁目,三丁目	大正11年10月12日
	陸奥国分尼寺跡(図2-25④)	若林区白萩町	昭和23年12月18日
	林子平墓(図2-25⑦)	青葉区子平町	昭和17年7月21日
	遠見塚古墳(図2-25⑮)	若林区遠見塚一丁目ほか	昭和43年11月8日
	岩切城跡(図2-25⑧)	宮城野区岩切字入山ほか	昭和57年8月23日
	仙台城跡(図2-25⑤)	青葉区荒巻字青葉無番地ほか	平成15年8月27日
	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡(図2-25⑩)	太白区郡山二丁目,三丁目,五丁目,六丁目	平成18年7月28日
名 勝	秋保大滝	太白区秋保町馬場字大滝	昭和17年3月7日
	磐司	太白区秋保町馬場字岳山	昭和20年2月22日
天 然 記 念 物	ニホンカモシカ	地域を定めず指定	昭和30年2月15日
	苦竹のイチヨウ	宮城野区銀杏町	大正15年10月20日
	朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	昭和17年9月19日
	青葉山	青葉区荒巻字青葉	昭和47年7月11日
	姉滝	太白区秋保町馬場字岳山	昭和9年8月9日
	東昌寺のマルミガヤ	青葉区青葉町	平成7年3月20日
有 形 文 化 財	国宝 大崎八幡宮 本殿 石の間 拝殿 附棟札1枚	青葉区八幡町四丁目	明治36年4月15日
	大崎八幡宮長床	青葉区八幡町四丁目	昭和41年6月11日
	陸奥国分寺薬師堂 附厨子1基・棟札1枚	若林区木ノ下三丁目	明治36年4月15日
	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子1基・棟札1枚・石燈籠34基	青葉区東照宮一丁目	昭和28年3月31日
	木造釈迦如来立像	青葉区八幡四丁目	明治36年4月15日
	太刀	青葉区川内亀岡町	大正3年4月17日
	小紋染胴服	青葉区川内(三の丸跡)	昭和53年6月15日
	黒漆五枚胴具足 兜・小具足付(伊達政宗所用) 附 黒羅紗地裾緋羅紗山形文陣羽織 1領 旗 1旒	青葉区川内(三の丸跡)	昭和54年6月6日
	銀伊予札白糸威胴丸具足 兜・小具足付 帯(三沢初子所用)	青葉区川内(三の丸跡)	昭和54年6月6日
	附 総鹿子裂2枚入日記(正徳2年4月) 1通	青葉区川内(三の丸跡)	平成3年6月21日
	国宝 類聚国史 卷第二十五	青葉区川内	昭和27年11月22日
	国宝 史記(孝文本紀 第十)	青葉区川内	昭和27年11月22日
	塵芥集	青葉区川内(三の丸跡)	平成15年5月29日
	埴輪甲 埴輪家残闕 埴輪円筒	青葉区片平二丁目	昭和34年6月27日
	陸前国沼津貝塚出土品	青葉区片平二丁目	昭和38年7月1日
	国宝 慶長遣欧使節関係資料	青葉区川内(三の丸跡)	平成13年6月22日
	坤輿萬図全図(版本) 附 坤輿萬図全図(着色)	泉区紫山一丁目	平成2年6月29日
無 形 文 化 財	精好仙台平	太白区根岸	平成14年6月27日
無形民俗文化財	秋保の田植踊	太白区秋保町湯元,長袋,馬場	昭和51年5月4日
【主な市指定史跡】			
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	
善応寺横穴古墳群(図2-25⑫)	宮城野区燕沢二丁目	昭和43年2月15日	
経ヶ峯伊達家墓所(図2-25④)	青葉区霊屋下	昭和59年7月21日	
郷六城跡(図2-25⑥)	青葉区郷六	昭和50年12月11日	



【主な市指定史跡】		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松森焰硝藏跡(図 2-25⑩)	泉区南光台東二丁目	昭和 62 年 5 月 1 日
東光寺の石窟群域・西平場(図 2-25⑨)	宮城野区岩切字入山	平成 18 年 1 月 17 日
【その他の主な遺跡】		
名 称	所 在 地	
富沢遺跡(仙台市富沢遺跡保存館)(図 2-25②)	太白区長町南四丁目 3-1	
山田上ノ台遺跡(仙台市縄文の森広場)(図 2-25③)	太白区山田上ノ台 10-1	
与兵衛沼窯跡(図 2-25⑪)	青葉区小松島新堤, 宮城野区蟹沢	

### 【仙台郡山官衙遺跡群の関連遺跡】

#### ・大野田官衙遺跡(図 2-25⑱)

筑川と旧筑川に挟まれた自然堤防上に立地する。幅 3~4m の大溝が、真北方向を基準にして、東西約 196m, 南北約 259m の規模で方形に巡らされていることが確認された。大溝の区画内からは真北方向を向いた掘立柱建物跡が、大型のものも含んで 6 棟、東西対称の形で検出されたことから、何らかの官衙遺跡であると考えられる。建物は、2 時期にわたり利用されており、郡山遺跡Ⅱ期官衙とほぼ同時期と考えられるが明確ではない。この遺跡は、北東約 1.5km に位置する郡山遺跡Ⅱ期官衙と密接な関わりが窺える。



図 2-26 掘立柱建物跡(大野田官衙遺跡)

#### ・長町駅東遺跡・西台畑遺跡(図 2-25⑲・⑳)

長町駅東遺跡と西台畑遺跡は、広瀬川によって形成された自然堤防から後背湿地にかけて立地し、郡山遺跡の北西と南西に隣接している。両遺跡を合わせて 600 軒を超える竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されており、かなりの密度で重複している。関東地方の特徴を示す土器も出土しており、移民の存在や、統治との関わりが想定される。また集落内には幅 4m の大溝跡やこれと平行して配置される材木列や柱列があり、集落内を区画する施設と考えられる。大部分が 6 世紀末葉から 8 世紀初頭の時期で、7 世紀中葉以降は郡山官衙と同時期に存在していることから、郡山遺跡の官衙の造営や維持・管理・運営に携わった人々の集落跡と考えられる。



図 2-27 重複する竪穴住居跡(長町駅東遺跡)

#### ・向山横穴墓群(図 2-25㉑)

(大年寺山横穴墓群, 愛宕山横穴墓群, 宗禅寺横穴墓群, 茂ヶ崎横穴墓群, 二ツ沢横穴墓群)

向山横穴墓群は、向山地区一帯の丘陵斜面に築かれた横穴墓群の総称である。南北約 1.5 km の間に約 100 基の横穴墓が確認されているが、埋没している横穴墓も数多く想定され、実数は 200 基を超すと考えられている。仙台平野では、7 世紀初頭より横穴墓群の造営が開始され、7 世紀中頃から後半にかけてピークを迎える。この頃に、南東約 1.5km に位置する郡山遺跡では、官衙が造営されており、同時期に営まれた向山横穴墓群は、多賀城創建以前の地方支配の拠点を支えた人々を中心とする墓域と考えられている。



図 2-28 装飾横穴墓(愛宕山横穴墓群)

# 第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

## 1 指定の概要

### (1) 指定に至る経緯

仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものである。

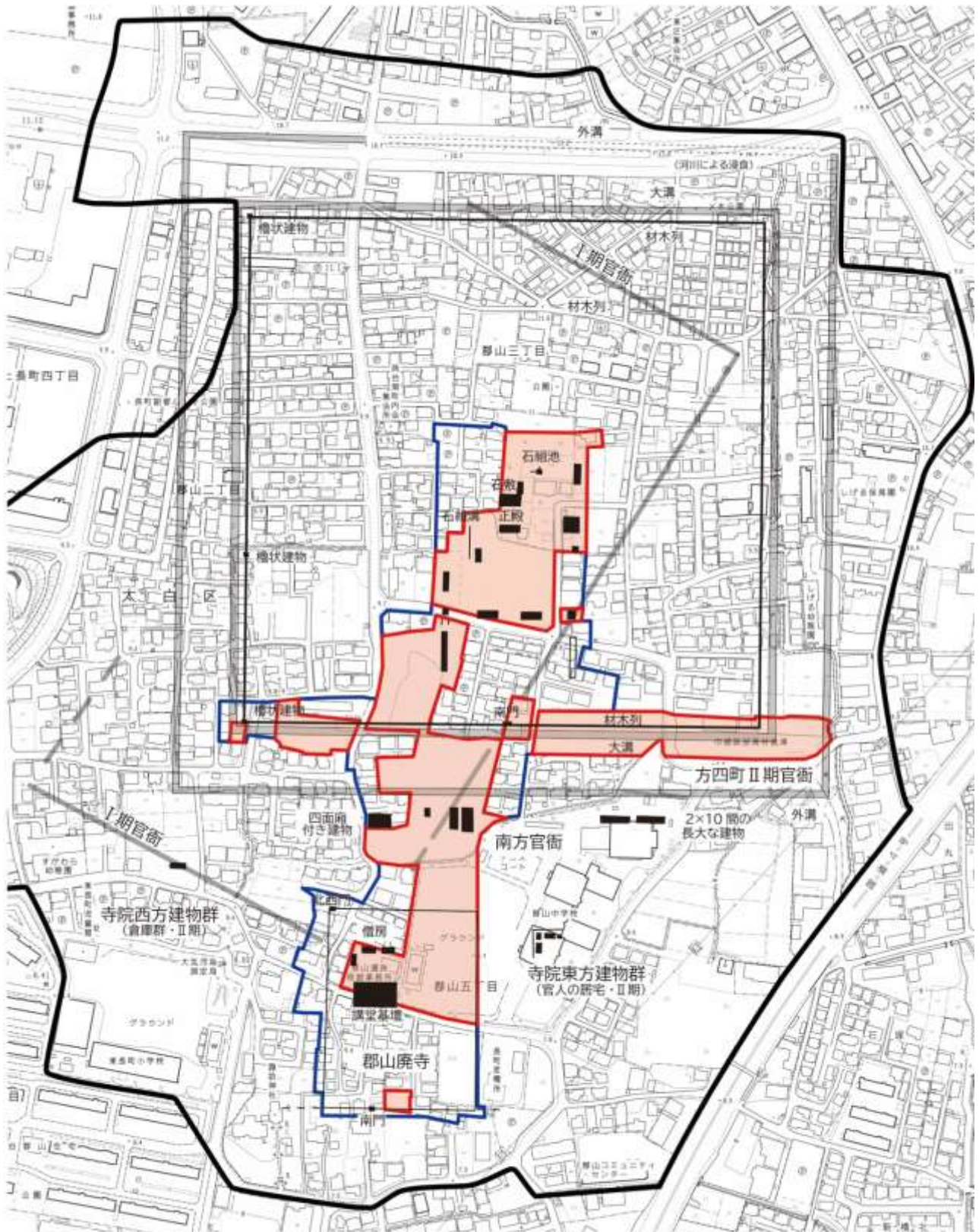
郡山遺跡は、昭和 54（1979）年以來 44 年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙（役所）跡として極めて重要な遺跡であることが判明している。本遺跡の範囲は、東西約 800m、南北約 900m で、その面積は約 60 万㎡である。そのうち I 期官衙および II 期官衙（寺院跡等を含む）の官衙域は、約 35 万㎡に及ぶ。その官衙域全体が重要な価値を持つものではあるが、周辺において開発が進む中で、優先的な保護を図るため、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとした。すなわち、7 世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵と考えられる I 期官衙の中枢部であり、また 7 世紀末葉から 8 世紀前葉にかけての多賀城以前の陸奥国府と考えられる II 期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約 9 万㎡を「国指定史跡を目指す範囲」とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしたのである。

既指定地は、「国指定史跡を目指す範囲」のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものである。

### (2) 指定概要

名称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
種別	史跡
所在地	仙台市太白区郡山二丁目 11 番 20 他
指定年月日	平成 18 年 7 月 28 日（平成 18 年文部科学省告示第 111 号） 面積 43,208.72 ㎡
追加指定日	平成 19 年 7 月 26 日（平成 19 年文部科学省告示第 109 号） 面積 1,240.21 ㎡ 平成 23 年 2 月 7 日（告示番号：文部科学省告示第 17 号） 面積 240.05 ㎡ 平成 29 年 10 月 13 日（告示番号：文部科学省告示第 143 号） 面積 303.26 ㎡ 令和 2 年 10 月 6 日（告示番号：文部科学省告示第 131 号） 面積 211.81 ㎡ 令和 4 年 11 月 10 日（告示番号：文部科学省告示第 144 号） 面積 234.02 ㎡
指定全面積	45,438.07 ㎡
指定理由	本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。
根拠法令	文化財保護法第 109 条第 1 項





- 史跡地の範囲
- 将来指定を目指す範囲

図 3-1 史跡地の範囲・将来指定を目指す範囲

## 2 指定に至るまでの調査成果・指定後の調査成果

### (1) 発掘調査の成果

#### 【調査に至る経緯】

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和 20 年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられてきた。しかし、昭和 54 年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままであった。

調査の初年度となる昭和 54 年の発掘調査は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査である。この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦や円面硯などが出土した。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想された。この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和 55 年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなった。昭和 55 年から平成 16 年までに 5 次にわたる調査を実施し、平成 17 年からは補足調査を行っている。



図 3-2 多量に出土した瓦 (昭和 20 年代)



図 3-3 昭和 54 年度調査区全景

#### 【第 1 次 5 カ年計画 (昭和 55~59 年度) 第 1~49 次調査】

遺構群には、真北から 30~33° 東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「Ⅰ期官衙」、後者を「Ⅱ期官衙」とした。Ⅰ期官衙期の遺構からは畿内産土師器や「名取」と線刻された土師器が出土している。Ⅱ期官衙は外郭となる材木列と大溝のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、概ね方四町 (約 428m) であることが判明した。さらに遺跡南部で基壇建物跡を発見し、軒丸瓦や鴟尾が出土したこと、木簡が 3 点出土し、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木が含まれていたことから寺院 (郡山廃寺) の存在が明らかとなった。なお、遺跡北部ではⅠ期官衙以前の竪穴住居跡から関東地方の特徴を示す土師器が出土している。



図 3-4 「名取」刻書土師器 (第 4 次調査)



図 3-5 郡山遺跡出土土師器

上：畿内産土師器

下左：関東地方の特徴を示す土師器

下右：東北地方の土師器

図 3-6 寺院に葺かれた瓦



図 3-7 寺院の活動を示す木簡 (第 15 次調査)



【第2次5カ年計画（昭和60～平成元年度）第50～85次調査】

方四町Ⅱ期官衙の中央部で正殿と考えられる四面廂付建物跡と方形の石組池跡が発見された。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられた。

また、方四町Ⅱ期官衙南辺中央にて南門も確認された。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房と考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列と北西隅門を確認した。Ⅰ期官衙では中枢部を構成する板塀跡や建物跡が方四町Ⅱ期官衙の中央東寄りで見出されている。

なお、第2次～第3次5カ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査（第65次調査）を実施した。この調査によりⅡ期官衙を構成する重要な遺構群である「寺院東方建物群」「南方官衙」が確認された。南方官衙西地区ではその後、正殿より規模の大きな四面廂付建物跡も見出されている。



図3-8 正殿跡（第83次調査）



図3-9 石組池跡・石組溝跡  
（第83次調査）



図3-10 Ⅱ期官衙南門跡  
（第56次調査）



図3-11 Ⅰ期官衙中枢部建物跡  
（第77次調査）



図3-12 南方官衙（東地区）  
（第65次調査）



図3-13 南方官衙（西地区）  
（第85次調査）

【第3次5カ年計画（平成2～6年度）第86～106次調査】

Ⅰ期官衙の南、西辺を確認した。また、Ⅰ期官衙南辺付近の遺構と重複してⅡ期官衙の倉庫風の建物群も見られ、これらは「寺院西方建物群」と呼称している。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなった（長町駅東遺跡）。

図3-14 Ⅰ期官衙南辺とⅡ期官衙寺院西方建物群（第96次調査）



【第4次5カ年計画（平成7～11年度）第107～131次調査】

方四町Ⅱ期官衙中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなった。また、そのⅡ期官衙の建物跡と重複してⅠ期官衙中枢部の建物跡や塀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認した。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門（南門）を確認している。

図3-15 郡山廃寺南門跡（第128次調査）



【第5次5カ年計画（平成12～16年度）第132～165次調査】

方四町Ⅱ期官衙と郡山廃寺の間に位置する南方官衙地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡が確認された。また、方四町Ⅱ期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡（外溝）が巡っていることが明らかとなった。なお、これらの遺構と重複してⅠ期官衙の東辺（材木列や溝跡）が検出されており、この延長部分をⅠ期官衙中枢部付近の調査でも確認している。



図3-16 南方官衙（西地区）（第138次調査）

【補足調査（平成17年度～）第166次調査～】

平成17年度からは、その時点で持ち越しとなった課題についての補足的な調査を行うこととした。方四町Ⅱ期官衙外側の北西部並びに東辺部では、外郭大溝に並行する外溝を確認し、特に北西部では外溝の北西隅を確認している。なお、平成20年度に郡山遺跡の南西1.5kmに所在する大野田官衙遺跡において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成21年度・22年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格究明を目的とした調査を実施している。

また、平成23年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、Ⅱ期官衙中枢部の調査を行っている。



図3-17 Ⅱ期官衙外溝北西隅（第180次調査）



図3-18 Ⅱ期官衙中枢部南北棟建物跡  
（令和3年度調査）



図3-19 Ⅱ期官衙中枢部東西棟建物跡2棟  
（令和4年度調査）

表 3-1 郡山遺跡調査年次一覽

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m <sup>2</sup> )	適用	掲載報告書			
	昭和54年度 (1979)		郡山3丁目遺跡	事前調査(宅地造成)	930	受託	23集			
	計		1地区		930					
第一次五ヶ年計画	昭和55年度 (1980)	1	推定外郭内北西地区	範囲確認	125	国庫補助	23集			
		2	推定外郭内中央区	範囲確認	300					
		3	推定外郭内中央区	範囲確認(一部は住宅に伴う)	125					
		4	外郭線南辺	範囲確認	530					
		5	推定外郭内南西区	範囲確認(倉庫新築)	20					
		6	推定外郭内北西区	範囲確認(住宅新築)	20					
		7	外郭線南西コーナー	範囲確認	125					
		8	外郭線南辺	範囲確認	42					
		9	外郭線南辺	範囲確認	57					
	昭和56年度 (1981)	10	推定付属寺院南端地区	範囲確認(一部は住宅に伴う)	60	国庫補助	38集			
		11	推定外郭線東辺地区	範囲確認	80					
		12	推定付属寺院跡中央地区	範囲確認	300	受託	42集			
		13	推定付属寺院跡西部地区	事前調査(宅地造成)	370					
		14	推定外郭線北辺地区	範囲確認(保育所増築)	40					
		15	推定付属寺院跡東端地区	範囲確認	400					
		16	推定外郭線西辺地区	範囲確認	80					
		17	推定外郭線東辺地区	範囲確認	140					
		18	外郭線東辺地区	範囲確認(側溝改修工事)	170					
		19	推定方四町北東地区	範囲確認(住宅解体新築)	10					
		20	推定方四町南東地区	範囲確認(飲食店新築)	10					
		21	推定方四町外郭北地区	範囲確認(住宅解体新築)	12					
		22	外郭線南辺地区	範囲確認(事務所兼住宅新築)	8					
		昭和57年度 (1982)	23	推定方四町外郭南西区	範囲確認(住宅解体新築)			15	国庫補助	46集
	24		推定方四町中央北地区	範囲確認	2,100					
	25		推定方二町寺域中央西地区	範囲確認(住宅解体新築)	3					
	26		推定方四町外郭北辺地区	範囲確認(店舗兼住宅解体新築)	5					
	27		推定方四町西外地区	範囲確認(住宅新築)	18					
	28		推定方二町寺域西外地区	範囲確認(住宅新築)	27					
	29		推定方二町寺域中央地区	範囲確認(店舗兼住宅新築)	9					
	30		推定方四町北地区	範囲確認(住宅新築)	36					
	31		推定方四町中央北地区	範囲確認(共同住宅新築)	180					
	32		推定方四町外郭東地区	範囲確認(保育所増築)	9					
	33		推定方二町寺域北辺地区	範囲確認(住宅増築)	13					
	34		推定方二町寺域東外地区	範囲確認	410					
	昭和58年度 (1983)		35	推定方四町中央北地区	範囲確認	1,400	国庫補助	64集		
			36	推定方二町寺域外南地区	範囲確認(住宅新築)	9				
		37	推定方四町北西地区	範囲確認(住宅新築)	12					
		38	推定方二町寺域南東地区	範囲確認(倉庫増築)	150					
		39	推定方二町寺域外南地区	範囲確認(住宅新築)	16					
		40	推定方四町中央地区	範囲確認(住宅新築)	20					
		41	推定方四町外南東地区	範囲確認	520					
		42	推定方四町南辺南西地区	範囲確認(宅地造成擁壁工事)	37					
	昭和59年度 (1984)	43	推定方四町官衙外郭南辺	範囲確認(住宅新築)	150	国庫補助	74集			
		44	推定方四町官衙南地区	範囲確認	1,000					
		45	推定方四町官衙南外地区	範囲確認(住宅新築)	40					
		46	推定方二町寺域中央地区	範囲確認(住宅新築)	60					
		47	推定方四町官衙外郭西辺	範囲確認(住宅新築)	50					
		48	推定方四町官衙中央南地区	範囲確認	800					
		49	推定方四町官衙西・北地区	範囲確認(水道管理設工事)	315					
計		49地区		10,428						
第二次五ヶ年計画	昭和60年度 (1985)	50	Ⅱ期官衙外郭北部地区	範囲確認(店舗兼住宅新築)	12	国庫補助	86集			
		51	Ⅱ期官衙推定政庁中央地区	範囲確認	570					
		52	Ⅱ期官衙外南東地区	範囲確認(住宅新築)	52					
		53	Ⅱ期官衙中央南地区	範囲確認(住宅新築)	21					
		54	Ⅱ期官衙推定政庁北東地区	範囲確認	280					
		55	Ⅱ期官衙推定政庁南西地区	範囲確認	370					
		56	Ⅱ期官衙外郭南門地区	範囲確認(住宅解体新築)	24					
		57	Ⅱ期官衙推定政庁東辺地区	範囲確認(側溝工事)	200					
		58	推定方二町寺域南地区	範囲確認(宅地造成)	90					
	59	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認(水道管理設工事)	190						
	昭和61年度 (1986)	60	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認(住宅新築)	50	国庫補助	96集			
		61	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認(共同住宅新築)	370					
		62	寺域北西地区	範囲確認(住宅新築)	130					
		63	寺域中央地区	範囲確認	860					
64		遺跡南端	事前調査(高圧送電線鉄塔建設)	80	受託			107集		
65		寺域東方地区	事前調査(郡山中学校校舎建設) 昭和61~平成2	6,660	仙台市 関連事業			156集		
66	寺域中央地区	範囲確認(住宅新築)	38	国庫補助	96集					
67	Ⅱ期官衙東外地区	範囲確認(共同住宅新築)	20							

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載報告書
第二次五ヶ年計画	昭和62年度 (1987)	68	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認(集合住宅新築)	80	国庫補助	110集
		69	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認(共同住宅新築)	50		
		70	廃寺南西地区	範囲確認	2,018		
		71	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認(住宅新築)	60		111集
		72	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認(住宅新築)	45		
		73	遺跡隣接地(北目城跡)	範囲確認(住宅新築)	55		110集
		74	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認	170		
	昭和63年度 (1988)	75	Ⅱ期官衙外東南地区	範囲確認(共同住宅新築)	20	国庫補助	124集
		76	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認(住宅新築)	15		
		77	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	2,080		
		78	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認(住宅解体新築)	5		
		79	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認(住宅解体新築)	10		
		80	Ⅱ期官衙外郭東辺地区	範囲確認(共同住宅新築)	15		
		81	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認(通信中継所建設)	100		
	平成元年度 (1989)	83	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	1,620	国庫補助	133集
84		郡山廃寺北方地区	事前調査(宅地造成) ~平成2	229	受託	145集	
85		Ⅱ期官衙南方地区	事前調査(宅地造成) ~平成2	627			
計		36地区		17,266			
第三次五ヶ年計画	平成2年度 (1990)	86	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認	473	国庫補助	146集
		87	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認(住宅新築)	275		
		88	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認(住宅新築)	80		
		89	Ⅱ期官衙外郭南外地区	範囲確認	429		
	平成3年度 (1991)	90	Ⅱ期官衙北地区	範囲確認(水道管埋設工事)	515	国庫補助	161集
		91	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認	700		
		92	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認(共同住宅新築)	8		
	平成4年度 (1992)	93	南方官衙西地区	事前調査(宅地造成)	600	受託	167集
		94	南方官衙東地区	事前調査(宅地造成)	116	受託	177集
		95	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助	169集
		96	I期官衙南西地区	範囲確認	540		
	平成5年度 (1993)	97	Ⅱ期官衙外郭南辺地区	範囲確認(道路工事)	114	国庫補助	178集
		98	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認(住宅新築)	60		
		99	I期官衙西部地区	範囲確認	350		
		100	I期官衙南部地区	範囲確認	180		
	平成6年度 (1994)	101	Ⅱ期官衙中央地区	事前調査(市道拡幅)	590	市関連	—
102		Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	280	国庫補助	194集	
103		I期官衙西部地区	範囲確認	400			
104		I期官衙西部地区	範囲確認(宅地造成)	100			
105		Ⅱ期官衙東辺地区	範囲確認(共同住宅新築)	40			
106		郡山廃寺東方地区	事前調査(市道拡幅)	20	市関連	—	
計		21地区		5,882			
第四次五ヶ年計画	平成7年度 (1995)	107	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	820	国庫補助	210集
		108	I期官衙西地区	範囲確認(共同住宅新築)	40		
		109	郡山廃寺南地区	範囲確認(共同住宅新築)	32		
	平成8年度 (1996)	110	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	900	国庫補助	215集
		111	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	180		
		112	遺跡西方地区	事前調査(共同住宅建設)	636	受託	222集
		113	郡山廃寺東地区	範囲確認	40	国庫補助	215集
		114	Ⅱ期官衙中央東地区	範囲確認(住宅解体新築)	10		
	平成9年度 (1997)	115	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	550	国庫補助	227集
		116	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	270		
	平成10年度 (1998)	117	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅解体新築)	100	国庫補助	234集
		118	南方官衙西地区	範囲確認(住宅解体新築)	60		
		119	郡山廃寺北辺・東辺	範囲確認	40		
		120	郡山廃寺東辺・南辺	範囲確認	40		
		121	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	800		
122		方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	100			
123		I期官衙南部	範囲確認(共同住宅解体新築)	20			
124	I期官衙南部	事前調査(宅地造成)	415	受託	251集		
平成11年度 (1999)	125	I期官衙南西部	範囲確認(住宅解体新築)	60	国庫補助	244集	
	126	郡山廃寺東部・南辺部	範囲確認	70			
	127	方四町Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	75			
	128	郡山廃寺南辺部	範囲確認	700			
	129	方四町Ⅱ期官衙外郭西辺	範囲確認(住宅新築)	70			
	130	I期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	25			
	131	Ⅱ期官衙東部・I期官衙	範囲確認(住宅解体新築)	15			
計		25地区		6,068			



計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載報告書		
第五次 五ヶ年計画	平成12年度 (2000)	132	郡山麩寺南西部	範囲確認	12	国庫補助	250集		
		133	郡山麩寺南東部	範囲確認	180				
		134	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認	390				
		135	I期官衙東辺	範囲確認	218				
		136	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	30				
		137	南方官衙東地区	範囲確認(学校施設建設)	20				
	平成13年度 (2001)	138	南方官衙西地区	範囲確認	2,100	国庫補助	258集		
		139	郡山麩寺東隣接地	事前調査(電力施設建設)	74	受託	261集		
		140	方四町Ⅱ期官衙中東部	範囲確認(住宅新築)	40	国庫補助	258集		
		141	寺院東方建物群東	事前調査(国土交通省建物建設)	78	受託	261集		
		142	Ⅱ期官衙中東部	範囲確認(住宅新築)	40	国庫補助	258集		
		143	方四町Ⅱ期官衙東隣接地	範囲確認(住宅新築)	26	国庫補助	258集		
	平成14年度 (2002)	144	I期官衙西方	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,800	仙台市 関連事業	358集		
		145	遺跡内東部	範囲確認(住宅新築)	50	国庫補助	263集		
		146	郡山麩寺南部	範囲確認	450				
		147①	南方官衙西地区	範囲確認(平成15年含む)	470				
		148	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	72				
		149	遺跡内東部	事前調査(共同住宅建設)	57			受託	(263集)
	150	遺跡内南部	範囲確認(水道管理設工事)	20	国庫補助			263集	
	平成15年度 (2003)	151	方四町Ⅱ期官衙南西隅	範囲確認(水路改修工事)	20	国庫補助	263集		
		147②	南方官衙西地区 I期官衙東辺	範囲確認 (平成14年度追加調査)	130	国庫補助	269集		
		152	I期官衙東辺	範囲確認	185	受託			
		153	遺跡内南部	事前調査(地中線埋設工事)	192		国庫補助	269集	
		154	郡山麩寺西辺	事前調査(宅地造成)	66				
		155	方四町Ⅱ期官衙内南西部	範囲確認(水路改修工事)	530	国庫補助	269集		
	平成16年度 (2004)	156	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認(住宅新築)	47	市関連	-		
		157	方二町推定寺域西辺	事前調査(市道拡幅工事)	300				
		158	I期官衙中東部南東側	範囲確認	160	国庫補助	284集		
		159	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	53				
		160	方四町Ⅱ期官衙内北東部	範囲確認(住宅新築)	18				
		161	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	24				
		162	方四町Ⅱ期官衙内東部	事前調査(宅地造成)	229			受託	288集
				範囲確認	180			国庫補助	284集
	163	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認(住宅新築)	50	国庫補助			284集	
	164	郡山麩寺西辺	事前調査(宅地造成)	280	受託			288集	
		165	方四町Ⅱ期官衙内東部	範囲確認(住宅新築)	51	国庫補助	296集		
	計		35地区		9,642				
補足 調査	平成17年度 (2005)	166	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認	219	国庫補助	296集		
		167	方四町Ⅱ期官衙外郭大溝北西部	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	1,890	仙台市 関連事業	412集		
		168	I期官衙中東部南東側	範囲確認(住宅新築)	90	国庫補助	296集		
		169	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認(住宅新築)	19				
		170	方四町Ⅱ期官衙東外側	範囲確認(住宅新築)	27				
		171	I期官衙中東部南東側	範囲確認(住宅新築)	112				
	172	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	28					
	173	方四町Ⅱ期官衙西側部	範囲確認(住宅新築)	33					
	平成18年度 (2006)	174	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	8	国庫補助	307集		
		175	I期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	36				
		176	方四町Ⅱ期官衙北辺外側	範囲確認(住宅新築)	12				
		177	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	24				
		178	I期官衙東辺	範囲確認(住宅新築)	96				
		179	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	24				
	平成19年度 (2007)	180	Ⅱ期官衙北西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	230	仙台市 関連事業	412集		
		181	方四町Ⅱ期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	18	国庫補助	327集		
		182	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	22				
		183	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	32				
		184	方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	31				
		185	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	215				
	186	方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	24					
	平成20年度 (2008)	187	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	60	国庫補助	347集		
		188	方四町Ⅱ期官衙東辺	範囲確認(住宅新築)	150				
		189	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	20				
		190①	Ⅱ期官衙北部	事前調査(市道新設工事)	3,270			市関連	389集
		191	方四町Ⅱ期官衙西辺	範囲確認(住宅新築)	11			国庫補助	(347集)
		192	郡山麩寺南辺付近	範囲確認(住宅新築)	3				
	193	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	40					
			196①	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	955	市関連	412集	

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載報告書	
補 足 調 査	平成21年度 (2009)	190②	Ⅱ期官衙北部	事前調査(市道新設工事)	2,160	市関連	389集	
		194	南方官衙東地区	範囲確認(住宅新築)	32	国庫補助	373集	
		195	南方官衙西地区	事前調査(市道新設工事)	20			
		196②	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,343	市関連	412集	
		197	Ⅱ期官衙外溝東辺	範囲確認(住宅新築)	18			
		198	Ⅱ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	30	国庫補助	373集	
	平成22年度 (2010)	199	Ⅱ期官衙大溝北辺	範囲確認(住宅新築)	70			
		200	Ⅱ期官衙北西部	事前調査(店舗建築)	300	受託	391集	
		201	Ⅱ期官衙外南西部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助	(394集)	
		202	遺跡南西部	事前調査(児童館建築)	11	受託		
	平成23年度 (2011)	203	Ⅰ期官衙北東部	事前調査(水道管理設工事)	60		394集	
		204	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅解体)	立会のみ	国庫補助	406集	
		205	Ⅱ期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	67			
		206	Ⅰ期官衙南西部	事前調査(宅地造成)	300	受託	405集	
		207	Ⅰ期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	6	国庫補助	406集	
		208	郡山麁寺南部	範囲確認(住宅新築)	44			
		209	Ⅱ期官衙南部	事前調査(宅地造成)	280	受託	405集	
		210	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	12			
		211	Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	6			
		212	郡山麁寺中央部	範囲確認(住宅新築)	2			
		213	Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	6			
		214	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	4			
		215	郡山麁寺南部	範囲確認(住宅新築)	30			
		216	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	56	国庫補助	406集	
		217	Ⅰ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	22			
		218	Ⅰ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	32			
		219	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	29			
	220	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	37				
	221	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	28		417集		
	平成24年度 (2012)	222	Ⅰ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	29	国庫補助	416集	
		223	Ⅰ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	24			
		224	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	6			
		225	Ⅰ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	6			
		226	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	21			
		227	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	30			
		228	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	27			
		229	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	17	復興交付金	417集	
		230	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	15		416集	
		231	郡山麁寺南部	範囲確認(住宅新築)	39		417集	
		232	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	32		416集	
		233	郡山麁寺南東部	範囲確認(住宅新築)	61			
		234	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	14		417集	
		235	Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	18		448集	
		236	Ⅰ期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	38		429集	
	237	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	20	復興交付金	448集		
	238	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	24		429集		
	239	遺跡南東部	事前調査(店舗建築)	28	受託	(429集)		
	240	遺跡南西部	事前調査(共同住宅建築)	38	受託			
	平成25年度 (2013)	241	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	39	国庫補助	429集	
		242	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	26			
		243	遺跡北西部	事前調査(店舗建築)	1,800	受託	442集	
		244	遺跡北部	範囲確認(住宅新築)	15	国庫補助	429集	
		245	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	39			
		246	Ⅱ期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	63			
		247	郡山麁寺北部	範囲確認(住宅新築)	47	復興交付金	448集	
		248	遺跡北東部	範囲確認(住宅新築)	22			
		249	遺跡南西部	事前調査(建売住宅建築)	15	受託	(429集)	
250		Ⅱ期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	15	復興交付金	448集		
平成26年度 (2014)	251	Ⅱ期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	16	国庫補助	438集		
	252	Ⅱ期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	16				
	253	Ⅱ期官衙西部	事前調査(建売住宅建築)	11	受託	(438集)		
	254	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	12				
	255	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	15		438集		
	256	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	21	国庫補助	450集		
	257	Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	26				

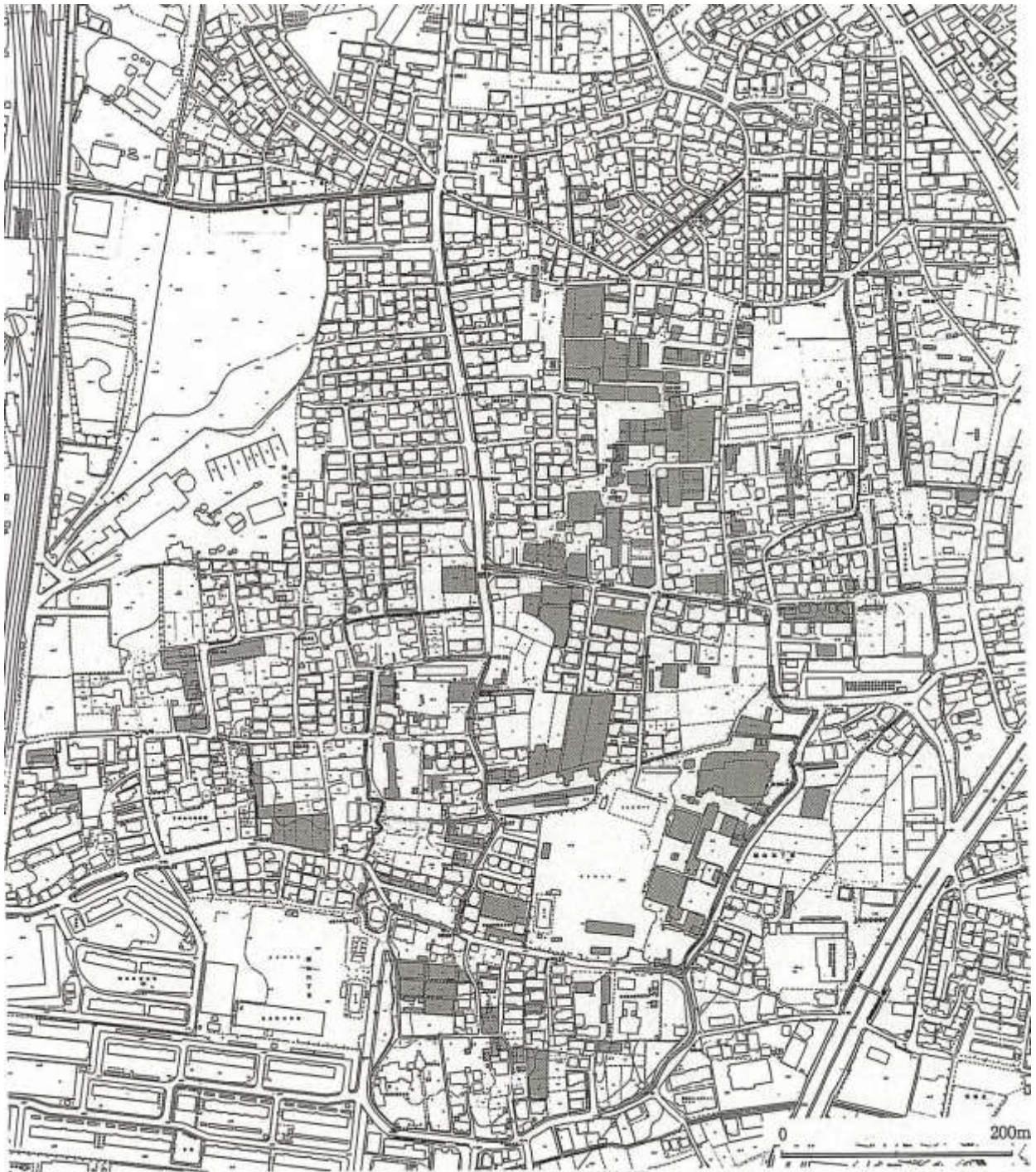


計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載報告書
補足調査	平成27年度 (2015)	258	Ⅱ期官衙西部	事前調査(道路延長工事)	36	受託	446集
		259	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	17	国庫補助	450集
		260	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	217		458集
		261	遺跡南東部	事前調査(倉庫建築)	20	受託	(450集)
		262	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	11	国庫補助	460集
	平成28年度 (2016)	263	Ⅱ期官衙南東部	事前調査(宅地造成)	108	受託	458集
		264	遺跡東部	事前調査(宅地造成)	4		(460集)
		265	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	23	国庫補助	460集
		266	遺跡東部	事前調査(共同住宅建築)	16	受託	(460集)
		267	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	8		
		268	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	93	国庫補助	470集
		269	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	45		
	平成29年度 (2017)	270	Ⅱ期官衙北部	事前調査(長屋住宅建築)	84	受託	468集
		271	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助	470集
		272	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	9		
		273	Ⅱ期官衙東部	事前調査(宅地造成)	80		476集
		274	遺跡東端部	事前調査(長屋住宅建築)	11		(470集)
		275	Ⅱ期官衙北部	事前調査(保育所建築)	295	受託	476集
		276①	遺跡南西部	事前調査(事務所兼倉庫建築)	21		(478集)
	平成30年度 (2018)	277	遺跡西部	事前調査(共同住宅建築)	18		
		276②	遺跡南西部	事前調査(事務所兼倉庫建築)	317	受託	476集
		278	Ⅱ期官衙南東部	事前調査(宅地造成)	76		
		279	Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	4		
		280	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	29	国庫補助	478集
		281	遺跡東端部	範囲確認(住宅新築)	22		
		282	Ⅰ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	36		
		283	遺跡西部	事前調査(長屋住宅建築)	24	受託	(478集)
		284	Ⅰ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	27	国庫補助	478集
		285	Ⅰ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	31		
		286	Ⅱ期官衙東部	事前調査(宅地造成)	135		476集
		287	遺跡北部	事前調査(道路改良)	5	受託	(478集)
		288	Ⅱ期官衙南東部	事前調査(長屋住宅建築)	30		
		289	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	15	国庫補助	478集
		290	Ⅱ期官衙東部	事前調査(宅地造成)	74	受託	482集
		令和元年度 (2019)	291	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	30	
	292		Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助	484集
	293		遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	89	受託	482集
	294		Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助	
	295		Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	18		484集
	296		Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	15	国庫補助	
	297		遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	13		
298	Ⅱ期官衙東部		事前調査(宅地造成)	37	受託	482集	
299	Ⅱ期官衙中枢部南東側		範囲確認	58	国庫補助	484集	
300	Ⅱ期官衙外郭西辺		事前調査(長屋住宅建築)	30	受託	482集	
令和2年度 (2020)	301	Ⅱ期官衙外郭南辺	事前調査(建売住宅建築)	30			
	302	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	16	国庫補助		
	303	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	14			
	304	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	13		492集	
	305	Ⅱ期官衙中枢部南東側	範囲確認	50			
	306	Ⅱ期官衙南門北側	範囲確認	60	国庫補助		
	307	遺跡東端部	範囲確認(住宅新築)	10			
令和3年度 (2021)	308	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	23			
	309	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	14			
	310	Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	28	復興交付金		
	311	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	10		499集	
	312	Ⅱ期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	18	国庫補助		
	313	Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	275			
	314	遺跡南西部	事前調査(校舎増築)	64	受託	(499集)	
	315	Ⅱ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	13			
	316	Ⅱ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	25	国庫補助	507集	
	317	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	19			

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載報告書
補足調査	令和4年度 (2022)	318	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	14	国庫補助	507集
		319	Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	200		
		320	Ⅱ期官衙東部	事前調査(共同住宅建築)	230	受託	505集
		321	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	16	国庫補助	507集
		322	Ⅱ期官衙東辺	範囲確認(住宅新築)	17		
		323	南方官衙東地区	範囲確認(住宅新築)	9		
		324	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	13		
		325	I期官衙東辺	事前調査(水路改修・深さ確認)	7	市関連	
	326	Ⅱ期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	11	国庫補助		
	令和5年度 (2023)	327					
		328					
		329					
		330					
		331					
		332					
333							
334							
335							
計			地区		19,892		
			総計				

※掲載報告書欄の ○集 は仙台市文化財調査報告書の集数である。

(○集)は調査区位置のみの掲載。



※刊行時 最新の調査区まで追加予定

図3-20 これまでの調査区



## 【発掘調査成果のまとめ】

郡山遺跡は『日本書紀』などの文献史料には直接的な記載のない遺跡である。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいている。

### 〈I期官衙〉 (図3-21, 図3-22)

I期官衙は、材木列によって区画されている。方向は真北から東に30~33°程振れており、規模は北東~南西が約600m以上、北西~南東が約300m、面積は約18万㎡以上である。官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺である。なお、外側の材木列は2~4時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していった様相が窺える。

官衙の中枢部は一本柱列か板塀により区画されており、規模は北東~南西が約92m、北西~南東方向が約120mである。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空地となっている。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されている。なお、中枢部の建物は2時期の変遷が認められている。中枢部の周辺には総柱建物によって構成される倉庫群、掘立柱建物と竪穴建物による雑舎群、櫓状建物によって警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられる。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集合などが考えられる。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器の出土などから、律令国家と直結した官人の派遣される国家的施設であると考えられる。年代は7世紀中ごろから末葉にかけてと推定される。立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえる。従って、この官衙は律令国家によって太平洋沿岸に設置された初期の城柵と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた渟足柵や磐舟柵と対応する城柵と位置付けられる。

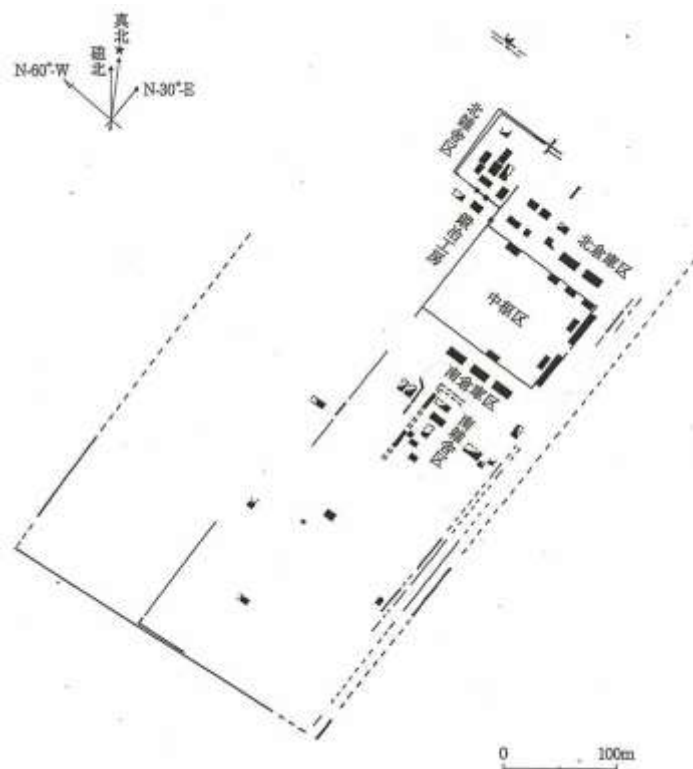


図3-21 I期官衙の遺構模式図

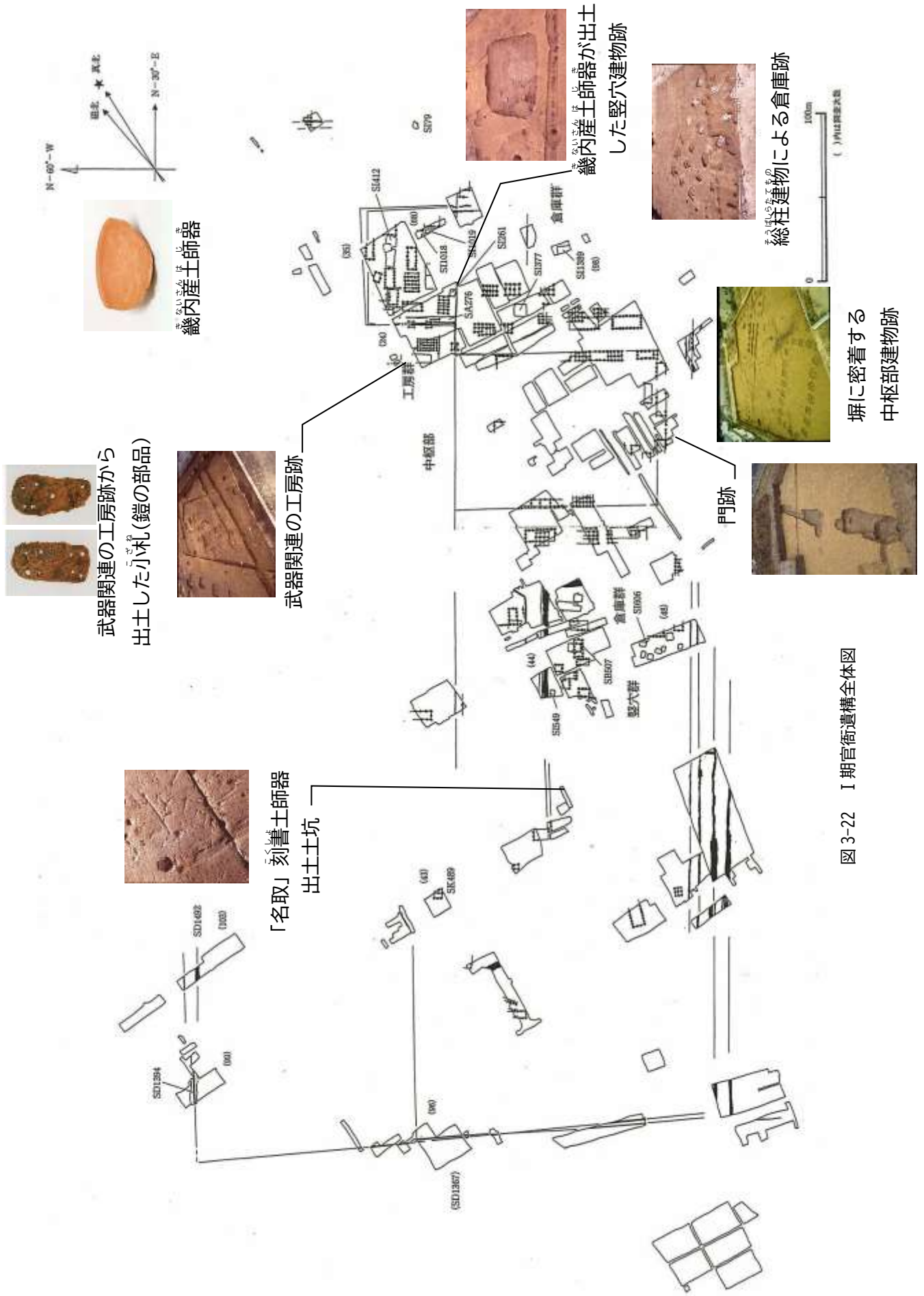


図 3-22 I 期官衙遺構全体図

## 〈Ⅱ期官衙〉 (図 3-26, 図 3-27)

Ⅱ期官衙は、Ⅰ期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられている。方四町Ⅱ期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成される。方四町Ⅱ期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されている。材木列は直径約 30cm のクリ材を立て並べたもので、東西約 425~431m、南北約 424m のほぼ正方形で、材木列から約 7m 外側に幅約 3~5m の大溝、大溝の約 45m 外側に幅約 3m の外溝を巡らせている。大溝と外溝との間は空閑地となっている。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西辺上には檣状の建物がある。外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部（政庁）がある。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には 2 列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「口」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されている。これらの建物は大きく 2 時期の変遷が見られる。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがある。石組池を中心としたこれらの遺構は、7 世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されている。



図 3-23 石神遺跡の石組池  
(奈良文化財研究所提供)

この方四町Ⅱ期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されている。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木堀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されている。

Ⅱ期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮の構造と類似していることから、当時最新の宮都であった藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられる。このような様相から、Ⅱ期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衙や城柵ではなく、より重要度が高い多賀城創建以前の陸奥国の国府であったと見られる(※)。造営の年代は 7 世紀末葉と考えられるが、終末の時期は多賀城創建頃と推定される。南方官衙は 8 世紀後半頃までは機能していたと考えられる。(※) 国府の出現としては全国的にも最古段階に位置付けられる。

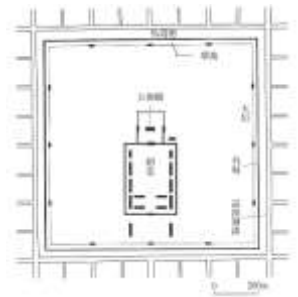


図 3-24 藤原宮

## 〈郡山廃寺〉 (図 3-28)

南方官衙の南に位置し、Ⅱ期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られている。材木堀によって区画され、その規模は東西 120~125m、南北 167m である。材木堀の南辺には八脚門が設けられている。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されている。講堂の南側で溝により区画された一面から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置から金堂の可能性もある。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡の存在が考えられる。伽藍配置や軒丸瓦の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院である。造営の時期はⅡ期官衙と同じ 7 世紀末葉と推定され、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、終末は南方官衙と同じく 8 世紀後半頃と考えられる。



図 3-25 郡山廃寺 軒丸瓦



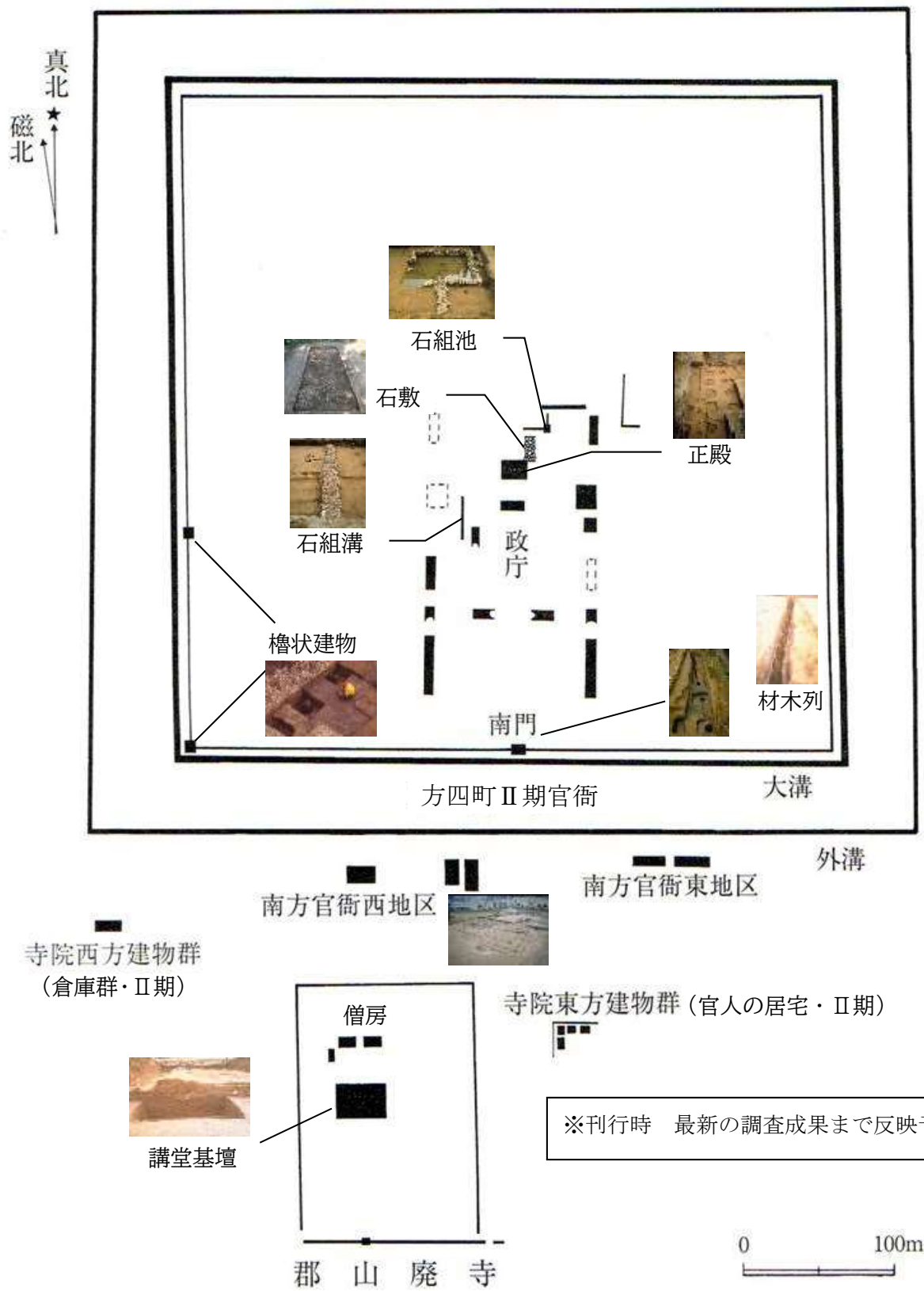


図 3-26 Ⅱ期官衙・郡山廃寺の遺構模式図

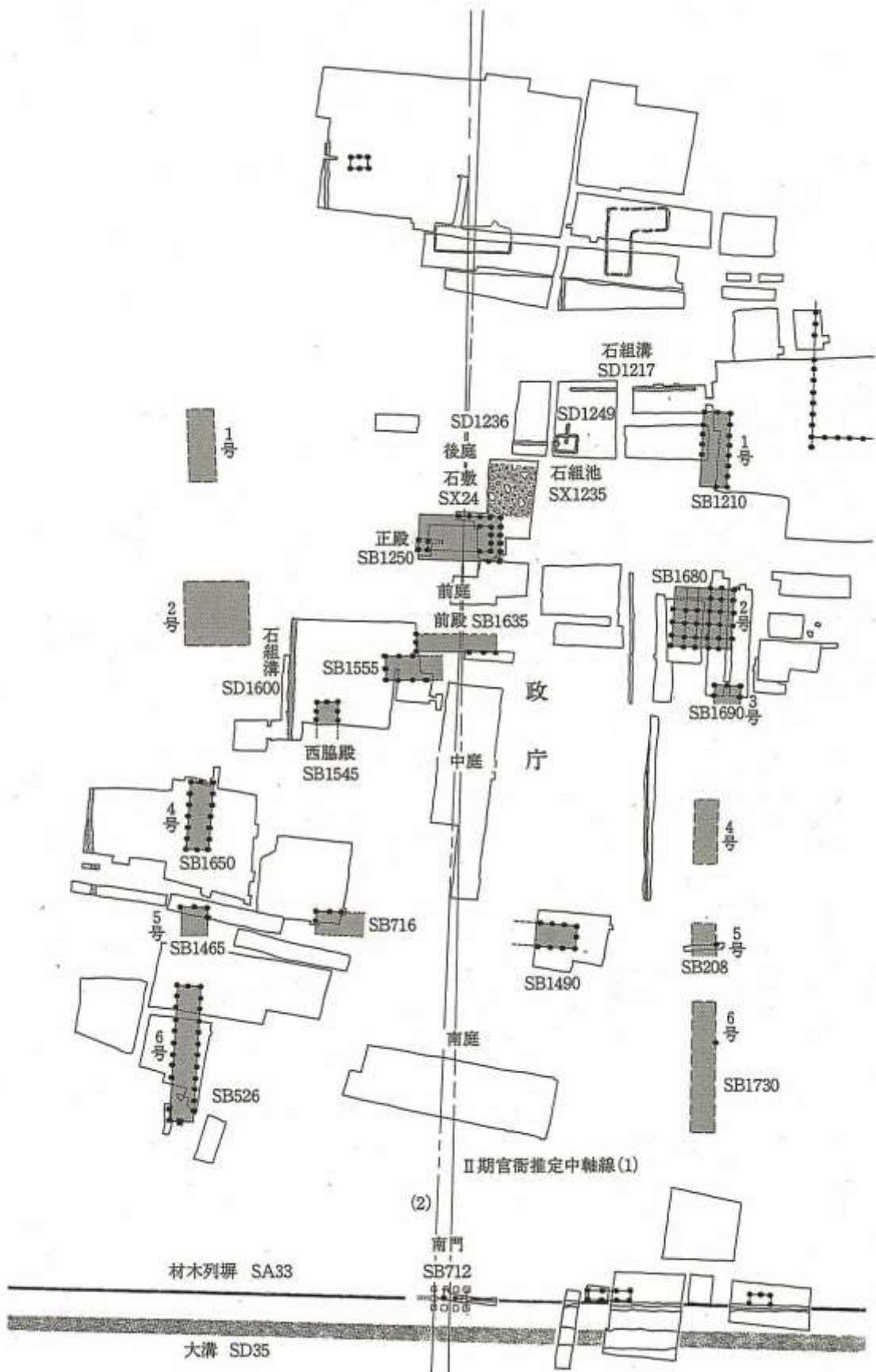
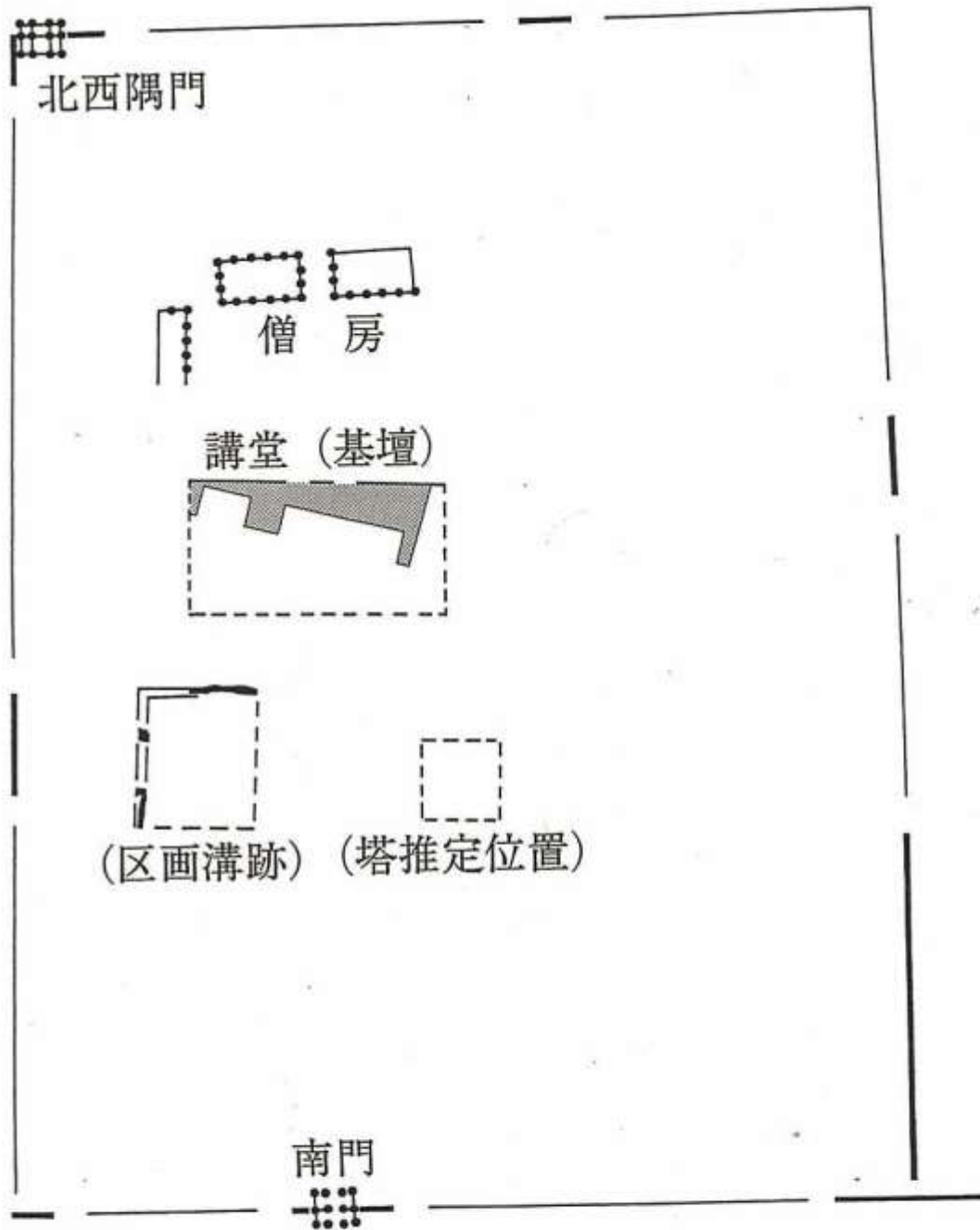


図 3-27 Ⅱ期官衙中枢部遺構全体図



郡山廃寺



图 3-28 郡山廃寺遺構全体図



## (2) 文献史料等の調査成果

『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1)－』掲載の、今泉隆雄氏による「付章 古代国家と郡山遺跡」に基づき、文献史料等の調査成果をまとめる（は関連する史料・考古資料等）。

### ① 東北地方における仙台郡山官衙遺跡群の位置付け

大化の改新において、地方支配組織はそれ以前の国造制から評制に転換され、さらにその上に国が設置され始める。この全国的な地方支配組織の転換は陸奥の地域にも波及した。評の設置は、国に先行して大化5(649)年から全国的に開始され、評制の施行を受けて孝徳朝のうちに、その上に陸奥国が設置された。郡山遺跡Ⅰ期官衙の土坑から底面に「名取」と刻字した土師器が出土しているが、「名取」を名とするのは、郡名、里名、軍団名、氏の名がある。刻字の「名取」は時期からみて軍団・氏の名ではなく、評名か里名とみられる。評名ならもちろん、里名だとしても、この土器の時期には名取評が成立していたと考えられる。

郡山遺跡は陸奥国の辺境経営に重要な役割を果たしたと思われるが、『日本書紀』には陸奥国よりも越国の辺境経営に関する記事が多く収められている。越では大化3(647)年に淳足柵を造り柵戸を移配し、同4年磐舟柵を造り越と信濃から柵戸を移配した。『日本書紀』には記載はないが、陸奥でも越と同じく同時期にⅡ区(右図参照)に地方官衙(郡山遺跡Ⅰ期官衙)の設置と移民が行われたことが、考古学の成果によって明らかになってきた。

Ⅰ期官衙は7世紀半ばに城柵として設置された。この城柵は蝦夷の地であるⅡ区を主たる対象としⅢ区をも視野に入れ、評の設置による支配領域の拡大と、蝦夷の帰服の拠点として設けられた。

関東系土器の出土から知られるように、城柵設置以前から坂東の移民が送り込まれ、それを基盤に城柵が設けられ、7世紀後半にはⅡ区を主としⅢ区にも坂東から移民が送り込まれた。

Ⅱ期官衙設置時の陸奥国の版図は、Ⅰ・Ⅱ区、Ⅲ区の一部、2'区と考えると、郡山遺跡の位置は少し北に偏しているが、Ⅰ区に対しては内陸部へは東山道、沿岸部へは海道によって連絡し、奥羽山脈を越えた2'区最上・置賜評へは、名取川沿いに西進し笹谷峠を越えて最上評(山形盆地)へ至る道が通じていたと思われる。霊亀2(716)年9月に最上・置賜2郡を出羽国に移管する以前の陸奥国府は、奥羽山脈を隔てて、その東と西の2'区を管轄しなければならない困難さをもっていたが、笹谷峠越えの道を想定すると、実は郡山遺跡はこの時期の国府として好適な位置であった。

国府Ⅱ期官衙の時代の陸奥国の政策的課題は、Ⅲ区における律令制支配の確立であり、Ⅱ期官衙はその政策実現の根拠地の役割を果たした。養老4(720)年の蝦夷反乱によってその支配は深刻な打撃を受け、これに対して新支配体制構築が進められた。それに適合する新国府多賀城が創建されたことで、ここにⅡ期官衙はその役割を終え、終焉を迎えたのである。

#### ◆ 郡山遺跡との関連が考えられる文献史料

『続日本紀』霊亀元(715)年10月丁丑条に、これ以前から閉村方面の蝦夷が陸奥「国府郭下」に昆布をもって朝貢したと記し、多賀城以前の陸奥国府の存在が史料に確認できる。

また、『続日本紀』養老4(720)年9月丁丑条に、按察使正五位下上毛野朝臣広人が蝦夷の反乱によって殺害されたとあり、郡山Ⅱ期官衙の時期の出来事と考えられる。

こうした記述が直接的に郡山遺跡を指すとは断定できないが、関連が考えられる史料として留意の上、調査を進めていく必要がある。



図 3-29 7世紀半ば～716年(I期官衙～II期官衙の頃)の陸奥国範囲



図 3-30 716年～(II期官衙末～多賀城の頃)の陸奥国範囲

※718年5月に陸奥国から石城・石背国の2国が分国されたが、短期間のうちに陸奥国へ再併合された。

(※および地図への着色は本計画引用に際して追加した)

#### ◆ 出土土器からみる他地域との関わり

##### ◇ 郡山遺跡における「他地域の特徴を示す土器」の出土

郡山遺跡や隣接する長町駅東遺跡・西台畑遺跡では、「関東地方の特徴を示す土師器」が出土しているが、その傾向として、関東地方の東側（現在の茨城県や千葉県）の特徴を示すものの出土から、西側（現在の群馬県南部や埼玉県）の特徴を示すものの出土への変化が認められる。これは、河川の合流点方向を正面とするI期官衙から、真北方向を基準とするII期官衙への変化と合わせて考えると、I期官衙の時期における、関東地方の東側から福島県沿岸部を中継した海路でのルートから、II期官衙の時期とみられる東山道建設による陸路でのルートへの変化を反映している可能性が考えられる。郡山遺跡は古代国家成立に関わる海路から陸路への物流ルートの変化を知る上でも、大きな意義を有していると考えられる。

また、郡山遺跡（第19次調査）や、隣接する西台畑遺跡（第1次調査）では、少量ながら「北東北の特徴を示す土師器」が出土しており、東北地方における広範囲な人・モノの移動についても窺える。

##### ◇ 相ノ原遺跡における「名取」墨書土器の出土

名取川中流域の仙台市太白区坪沼に位置する相ノ原遺跡は、縄文時代の土坑や平安時代の竪穴住居跡などが見つかっている遺跡であるが、そのうち平安時代の竪穴住居跡1軒から「名取」と墨書された9世紀中頃とみられる土師器つぎが見つかっており、この地が名取郡に属していた可能性が考えられる。郡山遺跡の年代とは隔たりがあるが、相ノ原遺跡が所在する太白区坪沼周辺は、名取川下流域の郡山遺跡から笹谷峠へと至る山あい位置しており、郡山官衙が機能していたころの山形方面への移動ルート・支配領域を考える上でも、参考になる事例と考えられる。

## ② 律令国家と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

### 【石神遺跡の機能と仙台郡山官衙遺跡群】

石神遺跡は飛鳥寺寺域の西北隅に接して位置し、7世紀半ば～8世紀前半の年代で、A～D期の遺構が重複している。方形石組池があるのはA期とB期であるが、そのうちA-3期が最も整備され、須弥山石と呼ばれる須弥山をかたどった石製の噴水施設が出土していることから、『日本書紀』齊明紀にみえる須弥山の園池に当たると考えられている。ここでは朝貢してきた蝦夷などの服属儀礼が行われたとみられる。

Ⅱ期官衙と石神遺跡の2つの方形石組池は、平面規模こそ差があるが、裏込めの工法や石組にしていることなど、浄水を貯めるための構造という点で共通しており、両者は同じ用途に用いられたものと考えられる。その際、Ⅱ期官衙政庁と石神遺跡で行われた共通のことは、蝦夷の服属儀礼であろう（※）。蝦夷は遅くとも7世紀半ばから毎年都と国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、天皇に服属することを誓約する服属儀礼を行ったと考えられるが、都での蝦夷・隼人などの服属儀礼は、7世紀と8世紀では、行う日時、場所、性格を変えたとみられる。7世紀には日時を定めず神聖な場で行い、天皇への服属を神聖なるものに誓約する呪術的な性格だったものが、8世紀には大極殿・朝堂で行う元日の朝賀に参列して、天皇に直接誓約する儀礼的な性格のものに変化したとみられる。並行して、7世紀に蝦夷等の服属儀礼が行われた場所は、齊明朝においては須弥山の園池であったものが、天武・持統朝においては飛鳥寺西の齋槻の広場に変化したと考えられる。その際、齊明朝の須弥山の園池における服属儀礼が神聖なものであるとすれば、そこに設けられた石組池は、儀礼を行う前に心身を清める禊に用いられたと考えられる。また、齋槻は神聖なケヤキで、飛鳥寺の西にあった大槻の下が、天武朝には儀礼場として整備されたと考えられる。

蝦夷等の服属儀礼が7世紀型から8世紀型に変わったのは、大宝元（701）年元日の朝賀からと考えられる。そのため、持統8（694）年12月藤原宮への遷宮以降も文武4（700）年までは、飛鳥の齋槻の広場で服属儀礼が行われていたと考えられる。

（※）現在までに、飛鳥地方以外において石組池が発見された例は郡山遺跡に限られており、国家北辺における地域支配の特徴や展開過程が窺える。



図3-31 石神遺跡・飛鳥寺西の位置（地理院タイルに遺跡位置を追記）

### ◆ 石神遺跡における「東北地方の土器」の出土

石神遺跡では、郡山遺跡出土の土器と形状や調整方法が類似した土器が出土しており、その大半が飛鳥浄御原宮期（672～694年）から藤原宮期（694～710年）の飛鳥地方の土器とともに出土している（土橋2020）。そのような東北地方の特徴を持つ土器は、『日本書紀』持統2（688）年12月12日条「飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し、冠位を授け、物を賜う」などの記述にみられる、天武・持統朝において行われた服属儀礼や饗応の際に、東北地方から参加した蝦夷が持ち込んだものと考えられる。

直接的な往来があったかは不確定であるが、仙台郡山官衙遺跡群は東北地方の拠点として、古代における広域な地域間交流に関わっていたことが考えられる。



### 【藤原宮の構造と仙台郡山官衙遺跡群】

藤原京は持統8(694)年12月～和銅3(710)年3月の16年間の宮都であり、まだ京域は確定していないが、はじめて条坊制がしかれ、宮城が設けられた最初の律令制宮都と位置づけられている。Ⅱ期官衙はこの藤原宮の宮城と構造の面で共通点が指摘できる。すなわち、Ⅱ期官衙の官衙域と藤原宮の宮城域の平面形がいずれもほぼ正方形で、かつ中枢となる政庁と大極殿・朝堂が、官衙域の南北中軸線上の中央部から南部に位置する点である。宮都の歴史を見ても、正方形の宮・宮城とその中央部に中枢施設が位置する構造は、藤原宮に始まると考えられる。

藤原宮では大垣の外に、外堀と大路側溝という二重の溝、その間に埴地と外周帯という二重の空間帯をめぐらしている。このような大垣外の構造は藤原宮に特有なものである。Ⅱ期官衙では、外郭の材木列塀の外に埴地を隔てて大溝、その外に空閑地を隔てて外溝を巡らし、藤原宮と同じく、外郭の外が二重に堀と空間帯をめぐらす構造になっている。

Ⅱ期官衙と藤原宮が、全体のほぼ正方形の平面形と中枢部の位置、外郭の構造の点で共通することから、両者は設計の上で関係があったと考えられ、宮城である藤原宮をモデルとして国家の北辺に位置するⅡ期官衙が設計されたとみられる。Ⅱ期官衙が藤原宮をモデルに設計されていることは、Ⅱ期官衙の性格、および造営年代を考える上で重要なことである。

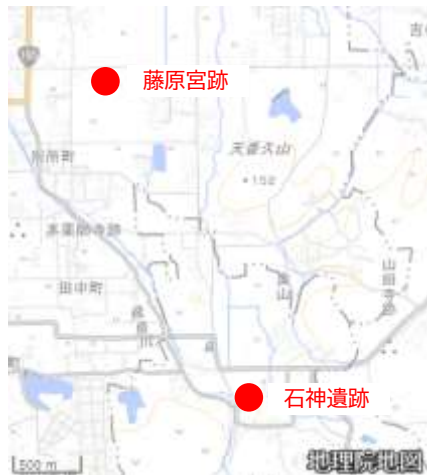


図 3-32 石神遺跡・藤原宮の位置 (地理院タイルに遺跡位置を追記)



図 3-33 藤原宮模型写真(檀原市提供)

#### ◆ 藤原宮をモデルとした地方官衙

福岡県行橋市に所在する福原長者原官衙遺跡(平成29年国史跡に指定)は、7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で、九州最大級の規模や形態的特徴から、豊前国あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されている。

福原長者原官衙遺跡のⅡ期政庁においても、空閑地が設けられていることから、藤原宮にならった設計だと考えられており、仙台郡山官衙遺跡群との関係から、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想が指摘されている(行橋市教育委員会2019)。



図 3-34 関連遺跡位置図  
(地理院タイルに遺跡位置を追記)

### ③ 古代における国際情勢と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

『日本書紀』には齊明4(658)年から齊明6(660)年にかけて、阿倍比羅夫が船団を率いて日本海沿岸に沿って北征したことに関する詳細な記事が載せられているが、その齊明5(659)年の第2回遠征後に道奥国司が越国司とともに褒章・叙位されていることや、『常陸国風土記』香島郡条に見える、天智朝に覺国のために船が建造されていることなどからみて、陸奥国でもこの比羅夫の北征と同じ頃に太平洋沿岸沿いに船団による北征が行われた可能性がある。齊明朝の北方遠征については、北海道の渡島蝦夷やその北方の肅慎等北方諸集団との関係を築くと共に、国際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的關係を明らかにする地理的探索・探検の意味もあったと考えられる。7世紀半ばの東アジアの国際情勢についてみると、推古26(618)年に建国した唐が強大な帝国を建設して東アジア諸国に政治的・軍事的な圧力を加え、一方朝鮮半島では高句麗・百濟・新羅の3国が鼎立して対立・抗争していた。唐帝国の外圧の中で生き残っていくために朝鮮3国、倭は国制改革に取り組んでいる。大化の改新の原因の1つはこの外圧とみられ、対外関係は改新政府の大きな課題であったと考えられる。I期官衙はこのような国際関係の中で、北方世界との関係を構築するための拠点として、役割を担わされていた。

#### ◆ 仙台郡山官衙遺跡群と東アジアのかかわり

##### ◇ 朝鮮半島とのかかわり

郡山遺跡では、新羅の硯を模したとみられる円面硯の破片が見つまっている(第35次調査)。また、石神遺跡や郡山遺跡の石組池と平面形が類似した石組の方池が韓国でも見つまっているが、韓国の方池は底面に敷石がなく、蓮を植えて鑑賞した池と位置づけられており、日本の石組の方池とは用途が異なるため、系譜関係には検討が必要とされる(高瀬2001)。

##### ◇ 古代東アジアの都城研究と郡山遺跡

郡山Ⅱ期官衙のモデルとなった藤原宮は日本最初の中国風の都城として造営された宮城であり、中国・朝鮮半島・日本といった古代東アジアにおける都城研究に重要な役割を果たしている。藤原宮との関係において、仙台郡山官衙遺跡群も古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡と言える。

##### ◇ 仏教文化の伝播と郡山遺跡

『日本書紀』持統3(689)年正月3日条には、陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許すとあり、同7月1日条には、陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与えたという記述がみられるなど、当時の陸奥国内における仏教の広がり的一端が伺えるが、その過程で郡山廃寺は重要な役割を果たしたと想定される。また、郡山廃寺は、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、伽藍配置において、多賀城廃寺(陸奥国府多賀城の付属官寺)や筑紫観世音寺(大宰府の付属官寺)との共通性が指摘されている。日本国内における仏教文化の伝播を考える上で重要な役割を果たすだけでなく、東アジア地域における仏教文化の広がりという観点や、寺院の造営に伴う様々な技術(建築・造瓦・工芸など)の伝播を考える上でも重要である。

表 3-2 古代史年表

時代	西暦	年号	陸奥国関係古代史	日本の主な出来事
飛鳥時代	630	舒明 2		第1回遣唐使派遣
	637			上毛野君形名を将軍に任じ、蝦夷を討つ
	645	大化 1		乙巳の変(大化改新)が始まる
	647		3 淳足柵(新潟県)を造る	
	648		4 磐舟柵(新潟県)を造る	
	649		5	全国で評が建てられる
	652	白雉 3		難波長柄豊碓宮が完成
	653		4 石城評が建てられる	遣唐使派遣, 道昭入唐
			※この頃までに道奥国が建国される	
	655			7月 難波宮で越・陸奥の蝦夷を饗す
	658~60			阿倍比羅夫, 日本海沿岸を北上する大航海を行う
	659		3月 道奥・越の国司・郡領に位を授ける	3月 甘樫丘東の川原に須彌山を造り, 陸奥と越の蝦夷を饗す
			7月 遣唐使が陸奥の蝦夷男女2人を同道する	
	660			5月 石上池のほとりに須彌山を造り肅慎を饗す
	663			白村江の戦い
			※この頃、覺国(くにまぎ)のため陸奥国石城船造に大船を作らせる	
	672			壬申の乱
	682		3月 陸奥国の蝦夷に位を授ける	天武天皇, 新城に行幸
	684			宮室の地を定める
	685			3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる
	686	朱鳥 1		9月 天武天皇崩御
	688			12月 飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し, 冠位を授け, 物を賜う
	689		1月 陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許す	
			7月 陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与える	
	690			1月 持統天皇即位
	694			12月 藤原京に都を遷す
	697		10月 陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する	
	698		10月 陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する	
	701	大宝 1	3月 凡海鹿鎌を陸奥に派遣し, 金を精錬させる	8月 大宝律令完成する
	702		2	6月 遣唐使粟田真人ら出発す
704		4	4月 諸国の印を鑄る	
	慶雲 1		7月 粟田真人帰朝	
705		2	※日本文徳天皇実録によればこの年に陸奥国蝦夷が反乱を起こす	
708	和銅 1		越後国に出羽郡を置く	
709		2 3月 越後の蝦夷征討に際し, 陸奥国にも鎮東將軍を派遣する		
奈良時代	710	和銅 3		3月 平城京に都を遷す
	712		5 9月 出羽国を置く	
			10月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移すことを命ず	
	713		6 12月 陸奥国に丹取郡を建てる	
	715		8 1月 元日朝賀において陸奥・出羽の蝦夷等が特産物を進上する	
			5月 相模, 上総, 常陸, 上野, 武蔵, 下野の富民1000戸を陸奥国に配す	
		霊亀 1	10月 陸奥国香河村, 閑村に郡家を建てる	
	716		2 9月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す	
	717		3	里制を改め, 郷里制とする
	718	養老 2	5月 陸奥国から石城, 石背の二国を分置する	
	720		4 9月 陸奥国の蝦夷反乱し, 按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する	
	721		5 8月 出羽国が陸奥按察使の管轄下とされる	
			10月 柴田郡の二郷をさき苜田郡を置く	
	722		6 8月 諸国より柵戸1000人を陸奥鎮所に配する	閏4月 壘田百万町歩の開墾を計画する
	724	神亀 1	3月 陸奥国の海道蝦夷反し, 大掾佐伯兒屋麻呂を殺す	2月 聖武天皇即位
			4月 海道蝦夷を征するため, 持節大將軍藤原宇合らを派遣する	
			※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く	
	728		5 4月 新たに白河軍団を置き, 丹取軍団を改めて玉作軍団となす	
	730	天平 2	1月 陸奥国の田夷村に郡家を建てる(遠田郡の設置)	
	737		9 1~4月 多賀城から出羽柵への直路開通事業(雄勝村の手前で中止)	
	741		13	2月 国分寺創建の詔
	749	天平勝宝1	1月 陸奥國小田郡より初めて黄金を貢ずる	
	760	天平宝字4	1月 雄勝城, 桃生柵の造営が終る	
	762	天平宝字6	12月 多賀城の改修工事完了し, 多賀城碑が建てられる	
	767	神護景雲1	10月 伊治城の造営終る	
			10月 陸奥国に栗原郡を置く	
774	宝亀 5	7月 陸奥国の海道蝦夷, 桃生城を侵し, その西郭を敗る		
		3月 伊治皆麻呂, 按察使紀広純らを殺し多賀城を襲撃		
784	延暦 3		11月 長岡京に都を遷す	
時平代安	794	延暦 13		10月 平安京に都を遷す
	802		21 1月 胆沢城が造営される	





### 3 指定の状況

【指 定 告 示】 仙台郡山官衙遺跡の史跡指定，追加指定に係る官報告示は以下のとおりである（横書き用に表記の一部を改め）。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日 文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	宮城県仙台市太白区 郡山二丁目 同 郡山三丁目  同 郡山五丁目  同 郡山六丁目	11 番 20 121 番 3、122 番、123 番、123 番 1、123 番 2、124 番 1、124 番 2、124 番 3、124 番 4、127 番 1 のうち実測 760.78 m <sup>2</sup> 、127 番 2、127 番 3、127 番 10 のうち実測 720.50 m <sup>2</sup> 、127 番 11 のうち実測 107.75 m <sup>2</sup> 、127 番 12、127 番 15、127 番 16、127 番 18、127 番 22、127 番 23、209 番 1、209 番 2、210 番、211 番 1 番 4、1 番 12、3 番、6 番、7 番 1、8 番、9 番、10 番、14 番、25 番 13、31 番 1、38 番 2 のうち実測 1.63 m <sup>2</sup> 、38 番 3、39 番 1、39 番 2、40 番 2、41 番、42 番 12、44 番、45 番、47 番、50 番 2、51 番、52 番 2 のうち実測 7.03 m <sup>2</sup> 、57 番のうち実測 5484.82 m <sup>2</sup> 、59 番 2、61 番 1、62 番、63 番 1、150 番 12 212 番 1、212 番 5、216 番、217 番、218 番、219 番 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮城県仙台市太白区郡山五丁目 44 番に北接する道路敷、同郡山五丁目 4 番と同 5 番に北接する水路敷、同郡山六丁目 216 番と同 221 番 7 に挟まれ同 219 番と同 221 番 24 に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日 文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	宮城県仙台市太白区 郡山三丁目 同 郡山五丁目	128 番 31 2 番、4 番、5 番 11 番、12 番、13 番、19 番 1

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日 文部科学大臣 高木 義明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	126 番 2 のうち実測 209.27 m <sup>2</sup> 、126 番 5 のうち実測 30.78 m <sup>2</sup> 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	127 番 13

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日 文部科学大臣 萩生田 光一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	30 番 1

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日 文部科学大臣 永岡 桂子

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	31 番 6

【指 定 説 明】 仙台郡山官衙遺跡に係る指定説明・追加指定説明は以下の通りである（横書き用に表記の一部を改め）。

<p>平成 18 年 7 月 28 日 指 定 説 明</p> <p>仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。名取川とその支流広瀬川に挟まれた標高約 10m の自然堤防上に立地し、東北地方の政治・軍事の拠点、多賀城跡からは南西約 13 km の地である。古くから瓦類の出土により寺院と推定されていたが、昭和 54 年に民間開発に伴う発掘調査で多量の土器や掘立柱建物などが発見されたことから、翌年以降、仙台市教育委員会により発掘調査が継続されてきた。</p> <p>発掘調査の結果、遺跡は多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれたことが判明した。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙と通称されている。</p> <p>Ⅰ期官衙は東西約 300m、南北約 600m の規模をもつ。建物等の施設の方位は約 30～40 度東偏しており、これら全体の周囲は材木列（丸太材を立て並べた塀）と溝で区画されている。この中に材木列などに区画されたいくつかの施設が存在する。中枢部は東西 90m、南北 120m の規模をもち、区画に沿って建物が配置され、中央は広場となり、東辺に門を開く。この周囲に総柱建物の倉庫群や掘立柱建物と竪穴住居が併存する雑舎群、鍛冶工房と推定される竪穴住居などがある。</p>
---

Ⅱ期官衙はⅠ期官衙の諸施設を全面的に撤去して同じ場所に造営された。方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、その外側に空闲地を挟んで外溝を巡らせている。この南側に郡山麩寺跡が計画的に配置される。区画南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される桁行八間、梁行五間、面積約190㎡の大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池、石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。このほか、正殿の東西に南北棟建物と総柱建物が一列に配置される。

郡山麩寺跡は東西120m前後、南北167mの規模で材木列で区画された中に講堂、金堂、塔、僧房などの存在が推定される。軒瓦は多賀城と同系統である。官衙の南方や郡山麩寺跡の東西にも大型建物が確認されており、関連した施設が広く展開していたことがわかる。

仙台郡山官衙遺跡群は七世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営された多賀城の成立期前後まで営まれていた。東北地方北半は奈良時代半ばころまで中央政府の支配が及ばない地域であり、多賀城は陸奥国府で奈良時代の鎮守府であった。『日本書紀』によれば、大化三年(647)に日本海側の越国に淨足柵が、翌年に磐舟柵が造営された。これとほぼ同時に成立した本官衙遺跡は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵、官衙遺跡で、陸奥地域の統治を行う施設と考えられる。このように本遺跡群は古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設と国家北辺における地域支配の展開過程の具体的様相を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成18年(2006)8月 515号』より引用)

#### 平成19年7月26日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立したのち七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初は東西約300m、南北約600mの規模で約30～40度東偏し、官衙全体の周囲を材木列と溝で区画する。この中に材木列などに区画された施設を配する。改修後は同じ場所に方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、この南側に講堂、金堂などが推定される郡山麩寺跡が配置される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。

仙台郡山官衙遺跡群は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥地域の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における東北地方支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。このたび、条件の整った部分を史跡に追加し保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成19年(2007)9月 528号』より引用)

#### 平成23年2月7日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30から40度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山麩寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成23年(2011)2月 569号』より引用)

#### 平成29年10月13日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山麩寺跡が配置される。



このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成29年(2017)9月 648号』より引用)

令和2年10月6日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和2年(2020)9月 683号』より引用)

令和4年11月10日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約30～40度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷き及び方形の石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年(2006)に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年(2020)に追加指定が行われた。今回、条件の整った、Ⅱ期官衙外郭南門付近の範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和4年(2022)9月 708号』より引用)

【管理団体】

史跡名称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡  
 指定年月日 平成19年1月17日(文化庁告示第2号)  
 管理団体名 宮城県仙台市  
 根拠法令 文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項  
 指定告示 ○文化庁告示第二号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第一百三條第一項及び第七十二條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日

文化庁長官 近藤 信司

上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地 方 公 共 団 体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第 百十一号	仙台市(宮城県)

## 4 史跡地の状況

郡山遺跡全体の現況は、ごく一部に農地が点在するが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきている。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、平成 25 (2013) 年の遺跡西側隣接地における「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の完了に伴い、地域全体の開発が進んでいる。

仙台郡山官衙遺跡群の現状は、史跡地のうち 46.50 m<sup>2</sup>が国有地、42,256.76 m<sup>2</sup>が市有地、3,134.81 m<sup>2</sup>が民有地となっている。国有地は空閑地である。市有地は仙台市立郡山中学校用地（校庭）と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定に伴い公有化した箇所については空閑地となっている。民有地は、これまでの調査において、政庁域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっている。

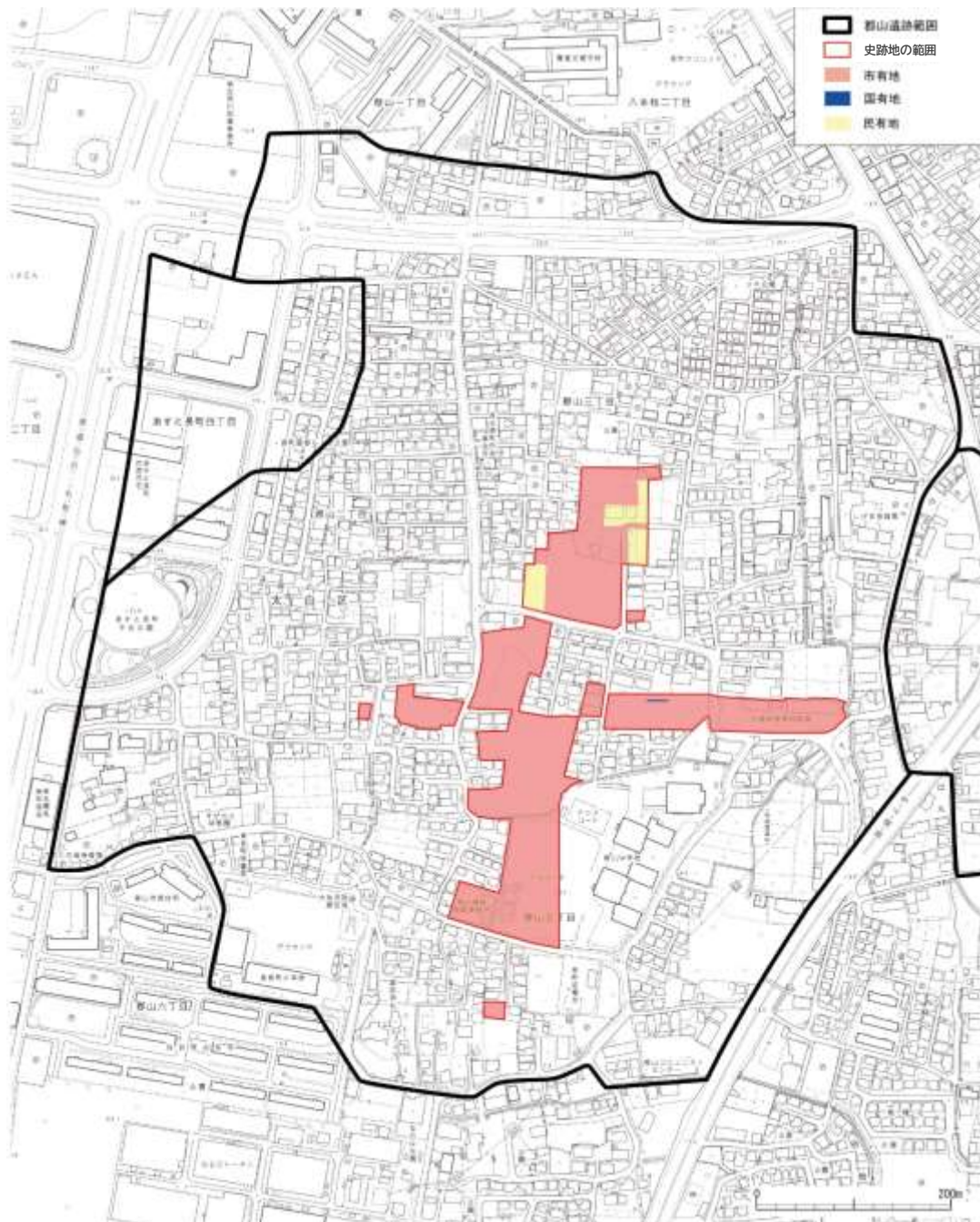


図 3-35 土地所有区分

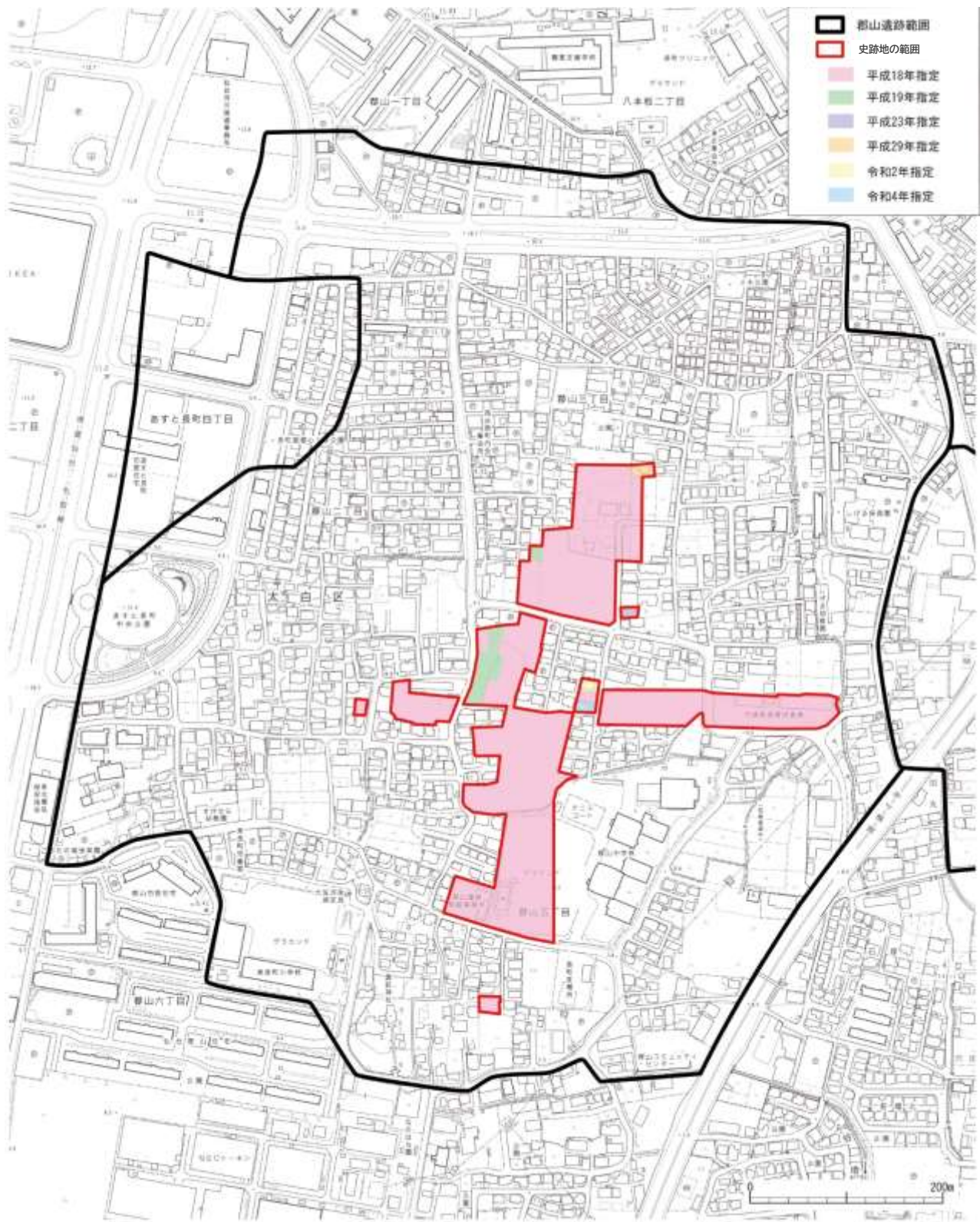


図 3-36 史跡指定・追加指定区分



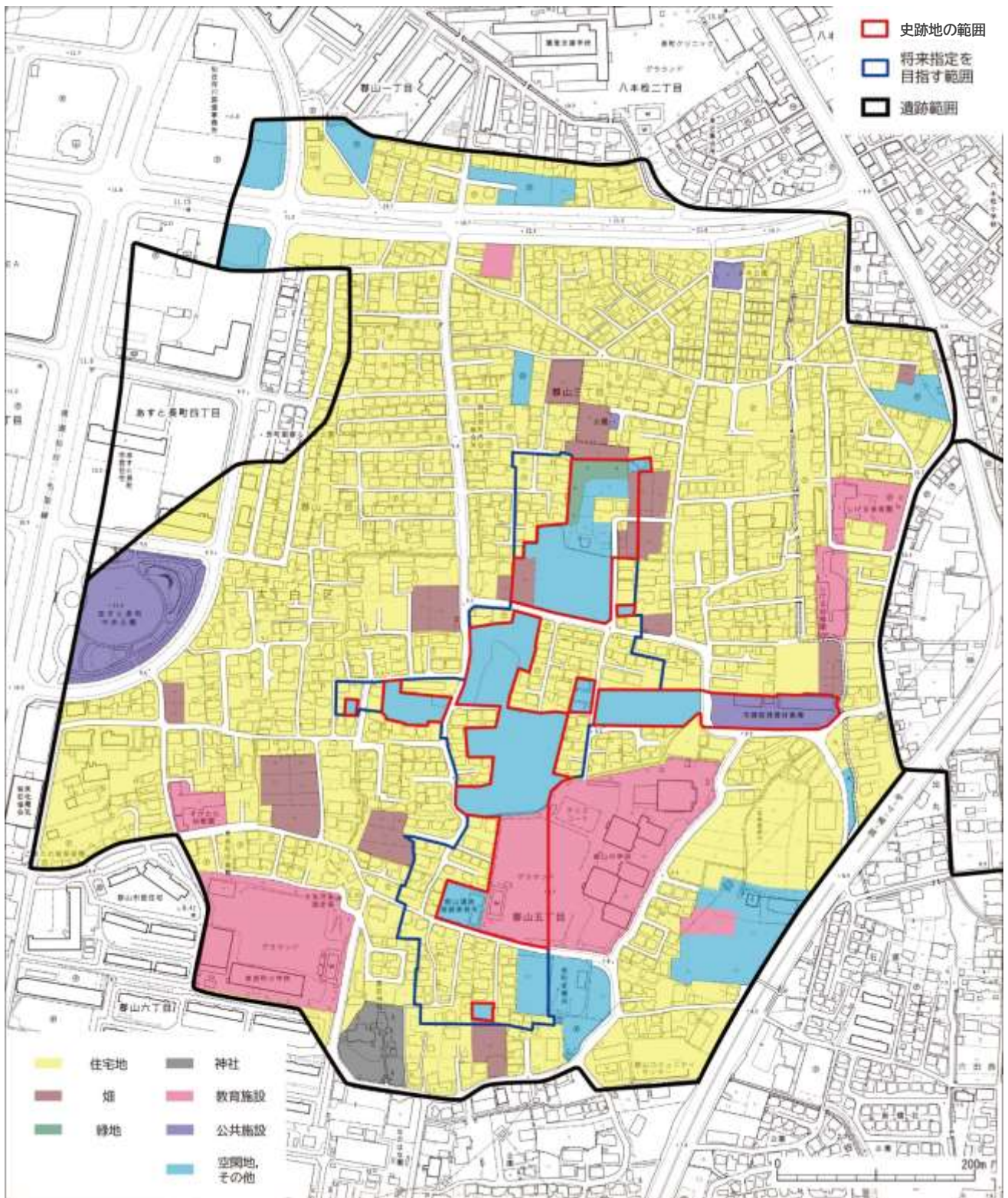


図 3-37 史跡地及び周辺の土地利用  
(令和 6 年●月時点)

※刊行間近に再度確認の上、反映予定

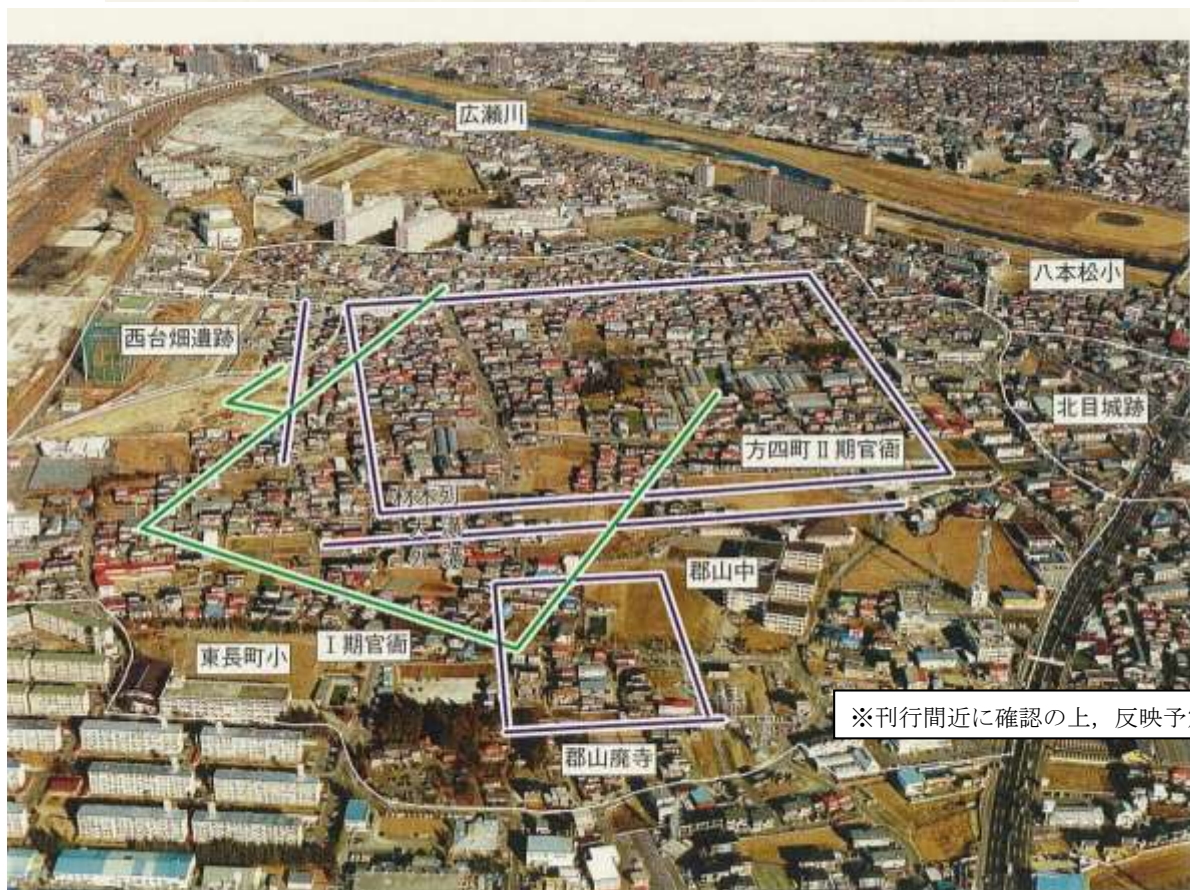




※刊行間近に確認の上、反映予定

図 3-38 郡山遺跡航空写真

(平成7年撮影)



※刊行間近に確認の上、反映予定

図 3-39 郡山遺跡全景

(平成13年撮影)



## 第4章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

### 1 本質的価値

大化元(645)年にはじまる大化の改新の後、律令国家は東北地方の蝦夷の住む仙台平野以北の地域に関しても直轄支配地に組み入れようとして次々と城柵を設置した。仙台郡山官衙遺跡群はこのような流れの中で造営され、やがて陸奥国全体の政治・軍事の拠点という役割を持つに至った。この役割は多賀城に受け継がれることになる。

7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかとなった仙台郡山官衙遺跡群は、特別史跡多賀城と勝るとも劣らない歴史的な意義を持ち、地域史にとどまらず日本古代史を語る上で欠くことのできない極めて重要な遺跡である。

平成20年策定の保存管理計画において整理された歴史的価値をもとに、これまでの調査成果からわかったことを再整理し(次頁参照)、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値について、指定説明文等から読み取れる①・②及び、価値評価の視点の進化を反映した③の3点にまとめた。

#### 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

- ① 東北古代史のはじまりを象徴する遺跡
- ② 中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡
- ③ 東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術の交流を示す遺跡

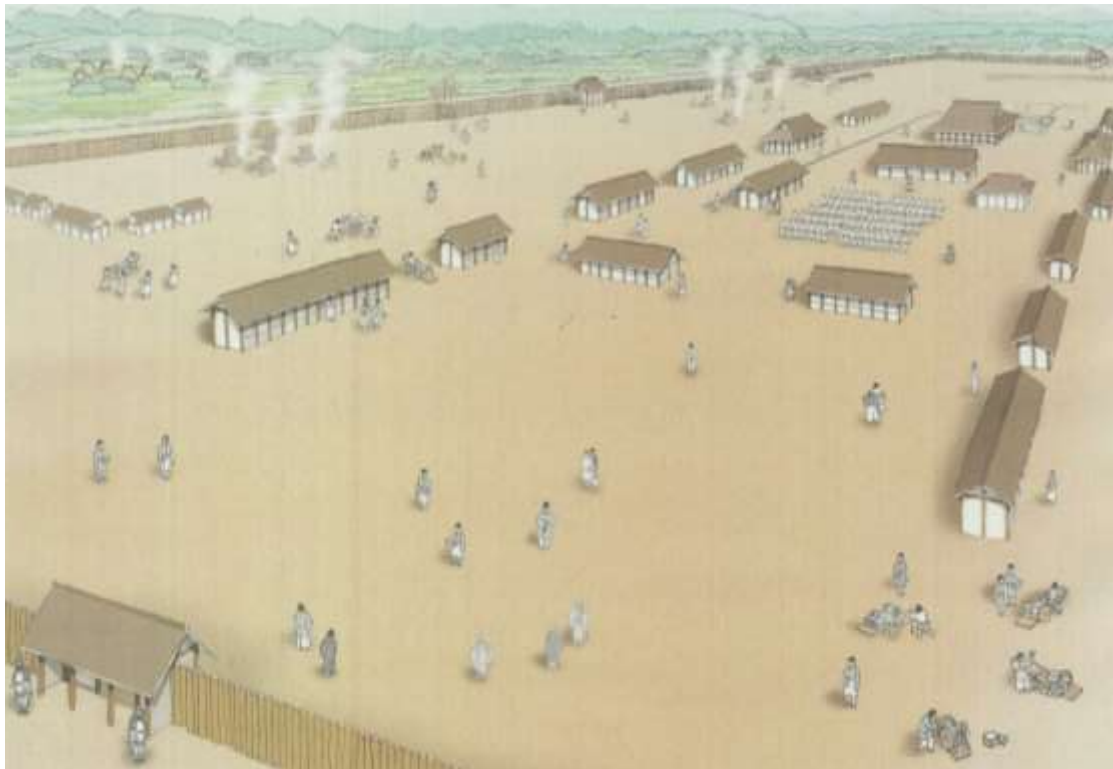


図4-1 II期官衙イメージ



これまでの調査成果からわかったこと

- 全国的にも最古段階に位置付けられる古代の地方官衙。
- 律令国家が東北地方太平洋側の支配のために設けた最初期のもので、文献に残らなかった官衙の存在が発掘調査を通して明らかになった点においても、7～8世紀の日本古代史の解明に不可欠な遺跡。

- I期官衙において評の成立を示すとみられる「名取」刻書のある土師器が出土しており、律令国家による地方支配制の進展を考える上でも貴重な遺跡。

土師器に刻書された「名取」の文字



- I期官衙は『日本書紀』にみられる日本海側の淳足柵・磐舟柵に対応する太平洋側最古の城柵、II期官衙は多賀城創建以前の陸奥国府と考えられ、古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設の具体的様相を知ることができる貴重な遺跡。

① 東北古代史のはじまりを象徴する遺跡

- 石組池（II期官衙の中枢部に位置）は、蝦夷が天皇に対する服属儀礼を行った飛鳥石神遺跡の石組池とほぼ同じ構造を持っていることから、これと同様の儀礼が行われたと推察。現在までに、飛鳥地方以外で類似の遺構が発見された例は本遺跡のみであり、国家北辺における地域支配の展開過程を知る上で重要な遺跡。

石組池



- II期官衙のほぼ正方形を成す平面形や規模、外郭に空地のある構造は藤原宮がモデルと考えられるが、同様の空地は九州（豊前国）の福原長者原官衙遺跡（7世紀末～8世紀中葉）にもみられ、古代国家が日本列島の北辺と西辺において中央政府の威信を示そうとした意図が伺える。

藤原宮模型写真（福原市提供）



- II期官衙は、1辺428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、官衙の南方には伽藍を擁する寺院を配置するなど、古代地方官衙の空間的スケールを示す遺跡として重要であるとともに、古代における「日本」という国の成り立ちに関わった、飛鳥時代の宮殿域（石組池・石敷・榎の木の広場）を地方にあって体感できる貴重な遺跡。

- 古代の東北地方において、日本海側と太平洋側に対する政策の様相は連動していると考えられ、律令国家成立期の東北地方に対する政策を知る上で貴重な遺跡。

② 中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡

- 西台畑・長町駅東遺跡などの集落や向山横穴墓群などの墓域、東山道（未発見）などとも関連し、仙台平野南部に対して大きく影響を及ぼすとともに、現在の宮城県域に止まらず、遺物等を通じて奥羽山脈の西側や北東北とも関連が窺われ、広範囲に影響力を及ぼした重要な遺跡。

- 畿内産土師器（I期官衙出土）からは畿内からの役人の派遣が、関東地方の特徴を示す土師器からは関東からの移民が伺える。一方、本遺跡出土の黒色土器と形状や調整方法の類似した土器が飛鳥石神遺跡で出土するなど、広域な地域間交流が伺える遺跡。

左：関東地方の特徴を示す土師器  
中：畿内産土師器  
右：東北地方の土師器（黒色土器）



- II期官衙の構造や建物配置は、日本最初の中国風都城である藤原宮がモデルと考えられ、古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡。

- 郡山廃寺は、東北地方で伽藍を有する最古段階の寺院であり、東アジアにおける仏教文化の広がりや、寺院の造営に伴う建築・造瓦・工芸などの様々な技術の伝播を考える上で重要な遺跡。

寺院の建物に葺かれた瓦



- 郡山は、名取川と広瀬川に囲まれ、河川交通や太平洋における海洋交通に適した地。飛鳥～奈良時代の官衙の設営に始まり、鎌倉時代の奥州合戦時には奥大道（未発見）を源頼朝軍が通過したと考えられ、関ヶ原合戦では伊達政宗が北目城（郡山遺跡に隣接）に陣を置き、現代でも東北地方の物流拠点として重要な役割を果たした長町駅貨車操車場（長町ヤード）やJR長町駅が位置。郡山遺跡はこうした古代から現代に至る「物流の要衝としての郡山地区」のはじまりを象徴。

③ 東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術の交流を示す遺跡

本質的価値





## 2 史跡等を構成する要素

史跡地やその周辺地域には、史跡としての価値（本質的価値）に関わるかに限らず、時間経過の中で様々な要素が混在しているため、史跡等を構成する要素を以下のように整理した。

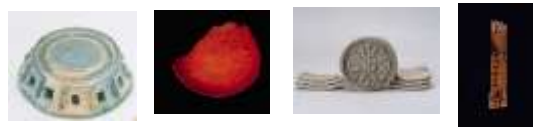
本質的価値

### ① 遺構・遺物

○遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴建物跡，溝跡，基壇跡，井戸跡等



○遺物：須恵器(円面硯など)，土師器，瓦(鴟尾など)，木簡，金属製品等



### ② その他

○遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

本質的価値に  
準じる

### ③ 史跡の歴史の変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物 ○平安～近世の遺構・遺物



本質的価値以外

史跡の保存管理・活用  
資する要素  
→

### ④ 保存管理・活用

○郡山遺跡説明板 ○史跡標識 ○調査事務所 ○土地境界杭(標) ○木柵・生垣



○花壇 ○暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡) ○居久根



←  
その他の要素

### ⑤ その他

○農耕地等：畑地(ビニールハウス)  
○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，  
学校施設(校庭・プール(昭和48年建築)等)，市の施設  
○道路等：市道，水路  
○その他の人工物：電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，  
一時避難所の案内板，カーブミラー





史跡地内 ←

→ 史跡地外

本質的価値相当

① 遺構・遺物

○遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡・竪穴建物跡，溝跡等



○遺物：須恵器，土師器，金属製品等

② その他

○遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

本質的価値相当に準じる

③ 史跡の歴史の変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物 ○平安～近世の遺構・遺物



本質的価値相当以外

↑ 史跡の保存管理・活用に資する要素

④ 保存管理・活用

○歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）



○郡山遺跡説明板



○郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）



↓ その他の要素

⑤ その他

○緑地等：神社林，街路樹／ ○農耕地等：畑地

○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，民間施設（商業施設・教育施設・神社等），学校施設（校舎・体育館・プール等），国の施設

○道路等：市道，水路，私道

○その他の人工物：電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，ガードレール，信号機

## (1) 史跡を構成する諸要素

### 史跡地内で、本質的価値を構成するもの（図 4-2・4-3・4-4）

#### ① 地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡，基壇跡，井戸跡等
- 遺物：須恵器（円面硯など），土師器，瓦（鴟尾など），木簡，金属製品等

#### ② 遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

### 史跡地内で、本質的価値に準ずるもの

#### ③ 史跡の歴史の変遷にかかわる要素

- 古墳時代以前の遺構・遺物
- 平安～近世の遺構・遺物

### 史跡地内で、本質的価値以外のもの（図 4-5・4-6）

#### ④ 史跡の保存管理・活用に資する要素

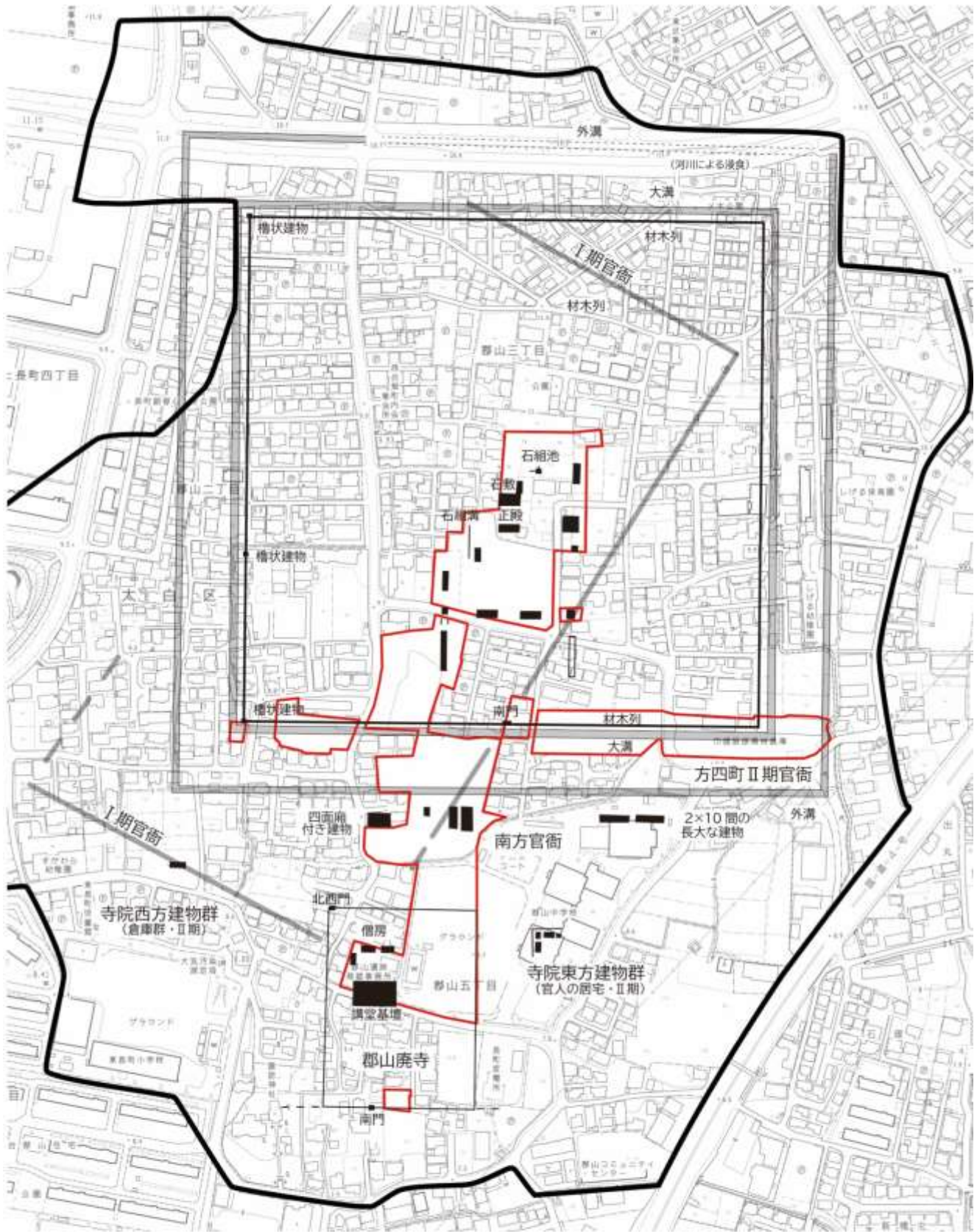
- 郡山遺跡説明板
- 史跡標識
- 調査事務所
- 土地境界杭（標）
- 木柵・生垣
- 花壇
- 暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡）
- 居久根（いぐね）

政庁部分に位置するケヤキから成る屋敷林で，史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

現在生育するケヤキの木は，官衙と直接的なかわりはないが，天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「齋槻の広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ，石組池の傍らに所在するケヤキ（=槻）の木は，史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

#### ⑤ その他の要素

- 農耕地等
  - 畑地（ビニールハウス）
- 民家その他の建築物及び工作物
  - 民家及び付属施設，学校施設（校庭・プール（昭和 48 年建築）等），市の施設
- 道路等
  - 市道，水路
- その他の人工物
  - 電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー



史跡地の範囲

図 4-2 史跡地内で、本質的価値を構成するもの





石組池跡



石敷



石組溝跡



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙正殿）



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙南門）  
・材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)



材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)

図 4-3 史跡地内で、本質的価値を構成するもの



掘立柱建物跡（櫓状建物）



材木列跡・大溝跡（Ⅱ期官衙南辺）



掘立柱建物跡（南方官衙）



基壇跡（郡山廃寺講堂）



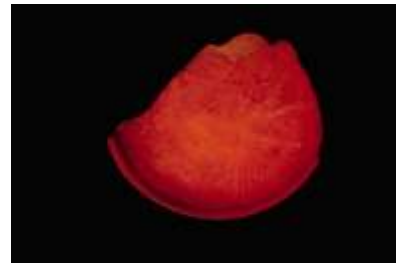
井戸跡（郡山廃寺）



円面硯・刀子・木簡



軒丸瓦



畿内産土師器



土師器・須恵器  
（Ⅱ期官衙出土遺物）

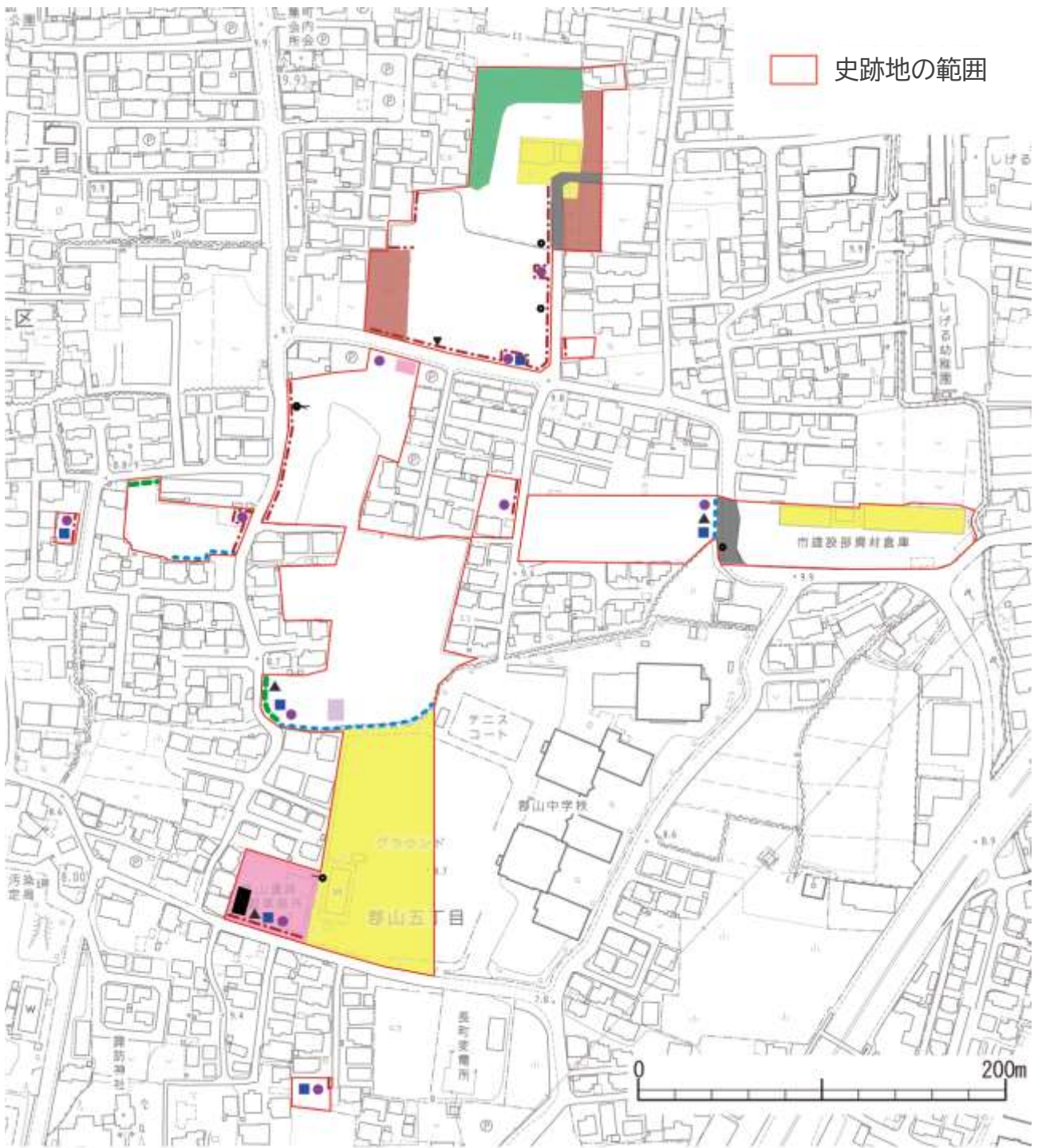


土師器・須恵器  
（Ⅰ期官衙出土遺物）

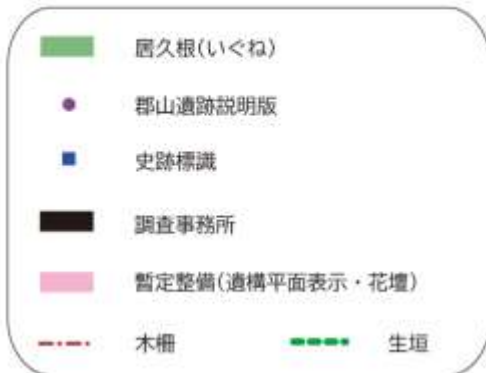


関東系土師器

図4-4 史跡地内で、本質的価値を構成するもの



史跡の保存管理・活用に資する要素



その他の要素

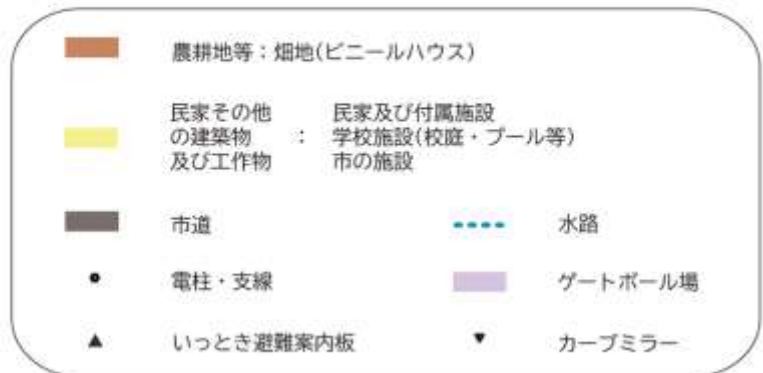


図 4-5 史跡地内で、本質的価値以外のもの





居久根



郡山遺跡説明板



史跡標識



調査事務所



土地境界標



木柵



生垣



花壇・遺跡説明板



暫定整備遺構表示  
(郡山廃寺跡・講堂跡)



市の施設



市道・電柱



電柱支線



ゲートボール場



いっとき避難 案内板



カーブミラー

図 4-6 史跡地内で、本質的価値以外のもの

## (2) 史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素

### 史跡地外で、本質的価値相当のもの

#### ① 地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡等
- 遺物：須恵器，土師器，金属製品等

#### ② 遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

### 史跡地外で、本質的価値相当に準ずるもの

#### ③ 史跡の歴史的変遷にかかわる要素

- 古墳時代以前の遺構・遺物
- 平安～近世の遺構・遺物

### 史跡地外で、本質的価値相当以外のもの

#### ④ 史跡の保存管理・活用に資する要素

- 歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）
- 郡山遺跡説明板
- 郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）

#### ⑤ その他の要素

- 緑地等  
神社林，街路樹
- 農耕地等  
畑地
- 民家その他の建築物及び工作物  
民家及び付属施設，民間施設（商業施設・教育施設・神社等），  
学校施設（校舎・体育館・プール等），国の施設
- 道路等  
市道，水路，私道
- その他の人工物  
電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，ガードレール，信号機



掘立柱建物跡  
(I期官衙中枢部)



掘立柱建物跡  
(I期官衙倉庫跡)



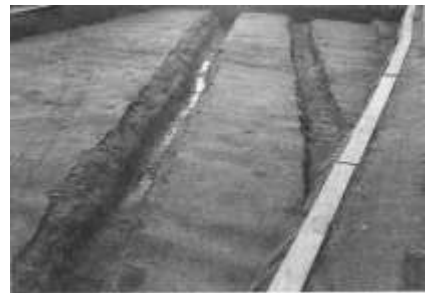
古墳時代以前の遺構・遺物



古墳時代以前の遺構・遺物



平安～近世の遺構・遺物



平安～近世の遺構・遺物



歩道舗装を利用  
した遺構平面表示



郡山遺跡説明板



郡山遺跡説明板



郡山中学校校舎内  
遺構復元表示

図 4-7 史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素



## 第5章 現状・課題

### 1 保存・管理

保存・管理についての現状・課題を整理するにあたり，史跡指定の状況や本質的価値にかかわる要素の分布状況から，郡山遺跡（一部西台畑遺跡を含む）を次の4つの地区に分類する。

① 史跡地（下図 赤地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうち，先行して指定された範囲。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿，Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

② 将来指定を目指す範囲（下図 青地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定の範囲で，Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

③ 周辺の官衙域（下図 緑地部分）

②の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

④ その他の地域（下図 黄地部分）

①～③以外の郡山遺跡地内。

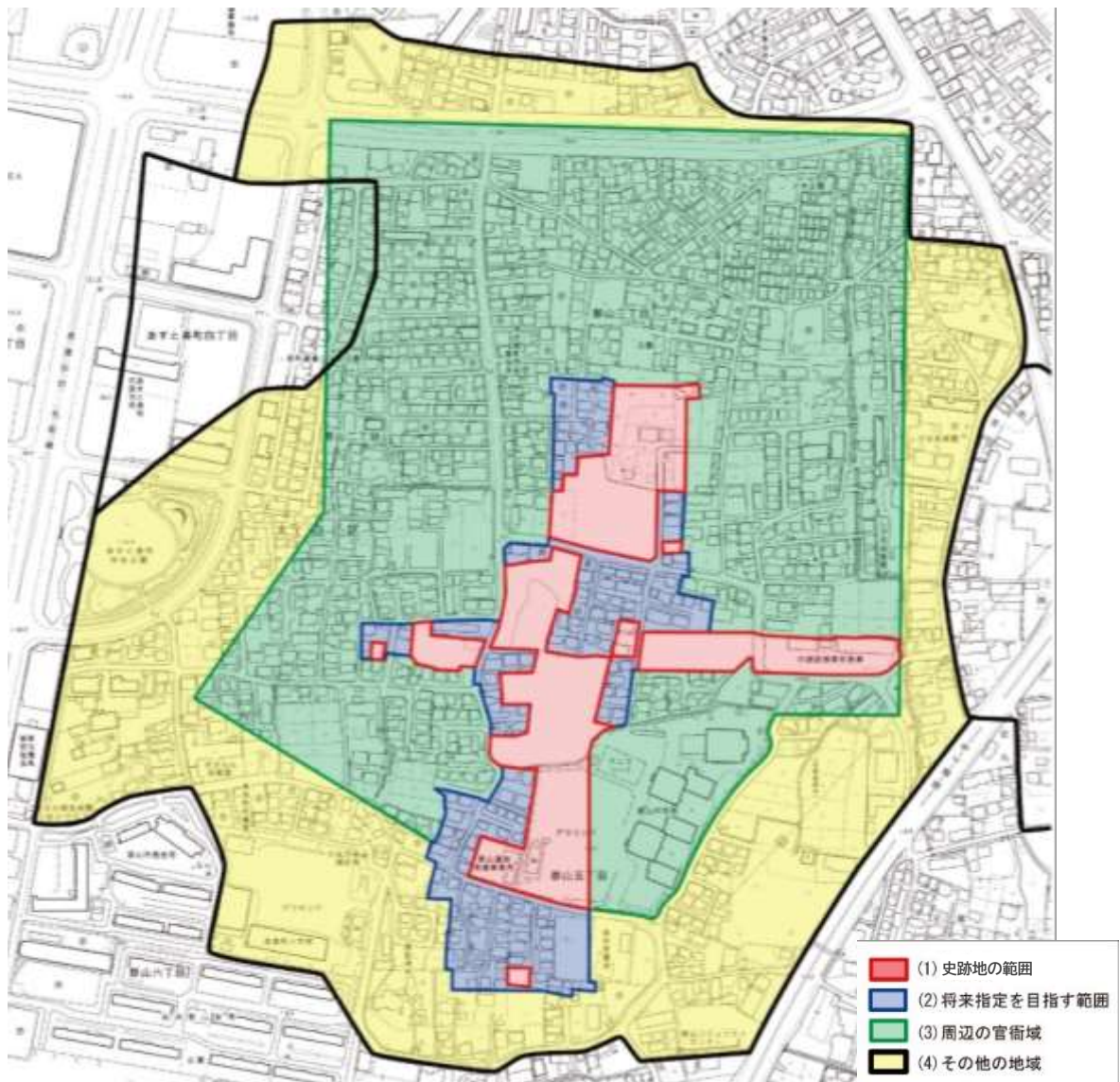


図 5-1 史跡地の範囲と官衙域等

保存・管理の現状・課題を図5-1の地区別に整理すると以下のようになる。

区分	保存・管理の現状	保存・管理の課題
① 史跡地	(ア) 平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めていない。	(ア) 引き続き史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めず、適切に史跡地を保存していく必要がある。
	(イ) 発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(イ) 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (ウ) 調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(ウ) 公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間がかかる。	(エ) 地権者の同意の上、条件が整い次第順次公有化する必要がある。 (オ) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。また、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ) 公有化した土地は未整備であり、市が維持管理を行っている。 (オ) 公有地の増加と共に除草・剪定等の維持管理費が増大しており、予算内では十分な対応をすることが難しい。	(カ) 地域住民の指摘等によって問題点を把握する場合も多く、より細やかな見回り等が必要である。 (キ) 維持管理予算を確保する必要がある。
	(カ) 道路によって史跡地が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 (キ) 道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	(ク) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(ク) 市有地には学校用地、他部局の管理地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ケ) 史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。
	(ケ) 大雨時に指定地が冠水することがある。	(コ) 排水のための施設が必要である。
② 将来指定を目指す範囲	(ア) 平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されないよう協力を求めている。	(ア) 公有化できず、開発行為が行われる場合は、引き続き、遺構面を保存できる工法にするなどの協力を得る必要がある。
	(イ) 発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(イ) 史跡指定および公有化後、継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (ウ) 調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(ウ) 公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、予算確保と地権者の買取希望の時期の調整が難しい。	(エ) 地権者の同意の上、条件が整い次第順次公有化する必要がある。 (オ) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。また、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ) 地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ) 情報発信を強化していく必要がある。
	(オ) 道路によって史跡を目指す範囲が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 (カ) 道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	(ク) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(キ) 企業有地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ク) 史跡の一体的な整備に向けて企業有地の取扱いに係る協議が必要である。
③ 周辺の官衙域・④その他の地域(包蔵地)	(ア) 発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ア) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、必要に応じて範囲確認調査の対象とする必要がある。 (イ) 調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(イ) 開発傾向が続いており、平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づいて開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されないよう協力を求めているが、調整が付かず記録保存のみとなる場合も多い。	(ウ) 「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (エ) 史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。
	(ウ) 公有化を伴う「将来指定を目指す範囲」の拡大は地権者の事情等により難しい場合が多い。	(オ) 「将来指定を目指す範囲」については調査の進展を待って再検討する必要がある。
	(エ) 地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ) 情報発信を強化していく必要がある。
	(オ) 学校用地や公共施設が所在し、当該地については発掘調査をする機会が少ない。	(キ) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、必要に応じて範囲確認調査と対象とする必要がある。

また、保存・管理の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下ようになる。

地区	分類	要素	保存・管理の現状	保存・管理の課題	
	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア) 発掘調査時は、遺構検出と一部遺構の半裁に留めており、調査後は埋め戻して遺構を保存している。 (イ) 遺構上に盛土は行っていない。 (ウ) 地上に露出している遺構はなく、遺構の保存状態を確認する機会は、発掘調査時以外にはない。 (エ) 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。	(ア) 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (イ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (ウ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		遺物	(オ) 出土した遺物は、R3年度までは史跡地内に所在する郡山遺跡発掘調査事務所において保管していたが、地震等の影響によりプレハブを解体したため、遺物や調査記録類は市内に所在する収蔵庫に移動している。 (カ) 史跡地近辺に遺物の保管場所は確保できていない。	(エ) 史跡近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。	
		空地	(キ) 発掘調査後は埋め戻して保存しているが、地上において遺構と空地の区別がつかない状態ではない。	(オ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (カ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
	準価本 の ず値質 るに的	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(ク) 発掘調査後は埋め戻して遺構を保存している。 (ケ) 遺構上に盛土は行っていない。	(キ) 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。	
	史跡地内	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア) 重要な遺構が見つかった場所10箇所に、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った説明板を設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ア) 老朽化したものについては更新が必要である。 (イ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	(イ) 「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った石製の標識を6箇所設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理している。	(ウ) 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。
			調査事務所	(ウ) 地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点として調査を行っている。	(エ) ガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備するまでの調査事務所を確保する必要がある。
			土地境界杭（標）	(エ) 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は設置していない。	(オ) 史跡境界標を設置する必要がある。
			木柵・生垣	(オ) 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでおり、随時修理や剪定を行っているが、老朽化が進んでいる箇所もある。	(カ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (キ) 史跡公園としての整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。
			花壇	(カ) 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、継続的な美化活動等にはつなげていない。	(ク) 近隣学校等と連携した、継続的な美化活動等につなげる方策を考える必要がある。
暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡）			(キ) 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、あまり目立たない。	(ケ) 周知の方法を工夫する必要がある。 (コ) 史跡公園としての整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	
居久根(いぐね)			(ク) 年に1回程度、市有地外にはみ出した枝の剪定を行っているが、近隣の民有地に落葉等の影響がみられる。 (ケ) 樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(サ) 間伐等が必要になる見込みである。	
その他の要素		農耕地等	(コ) 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。	(シ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		民家その他の建築物及び工作物	(サ) 学校施設・市の施設は、現在使用されている施設である。		
	道路等	(シ) 道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(ス) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。		
	その他の人工物	(ス) 現在使用されている設備である。			



保存・管理の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	保存・管理の現状	保存・管理の課題	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア)「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めするなどして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。 (イ)調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。	(ア)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (イ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 (ウ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、場合によっては範囲確認調査の対象とする必要がある。	
		遺物	(ウ)調査をしていない箇所があり、今後出土遺物や調査記録類は増加すると考えられるが、史跡地近辺に保管場所を確保できていない。	(エ)史跡近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空地	(エ)調査をしていない箇所があり、官衙の構成が不明な部分がある。	(オ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、場合によっては範囲確認調査の対象とする必要がある。	
	本質的価値に準ずるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(オ)開発の際に調査をして記録保存は行っているが、遺構は残らない場合が多い。 (カ)出土遺物や調査記録類の保管場所を史跡地近辺には確保できていない。	(カ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
	本質的価値相当以外のもの	保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア)歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しており、歩道として管理されている。	(ア)整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(イ)3箇所(うち1箇所は公園内)設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ)老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(ウ)中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しており、中学校の協力を得ながら維持管理しているが、一部床面の舗装に亀裂がみられる。	(エ)老朽化した部分については修繕を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(エ)開発傾向が続いており、畑地等はごくわずかになっている。 (オ)「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めするなどして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。	(オ)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (カ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 (キ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、場合によっては範囲確認調査の対象とする必要がある。
			農耕地等		
		民家その他の建築物及び工作物	(カ)調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。	(ク)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。	
	道路等	(キ)道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(ケ)情報発信を強化していく必要がある。		
	その他の人工物	(ク)地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。			

## 2 活用

活用の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	活用の現状	活用の課題
① 公開	(ア) 公有化した史跡地は公開しているが、遺構の表示や復元展示は行っておらず、木柵・生垣越しに道路や歩道から説明板等を見学する状態であるが、史跡地は道路で分断されている。	(ア) 史跡の本質的価値への理解を促す復元整備等の方法を検討する必要がある。 (イ) 史跡地内部まで見学できる状態に整備する必要がある。 (ウ) 安全な見学動線を確保する必要がある。
	(イ) 史跡地の一部が周辺町内会のいっとき避難場所として活用されている。	(エ) 市街地において広大な空間を有する史跡地を、防災に資する場としても活用する方法について検討する必要がある。
② 諸施設の設置	(ア) 震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(イ) 史跡地外の学校敷地内(郡山中学校ピロティ)で遺構の復元展示を行っているほか、近隣学校で遺物の展示を行っているが、学校施設は一般の見学者が自由に出入りできない(見学希望者は事前に文化財課に連絡の上、職員同行で見学可)。史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(イ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(ウ) 史跡地内に説明板を10ヶ所、史跡地外(包蔵地内)に説明板を3ヶ所設置しているが、説明板は老朽化により文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (エ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
	(エ) 駐車場・駐輪場、便施設等がなく、最寄駅等から徒歩でのアクセスに限られるなど、見学者にとっての利便性が低い。	(オ) 駅等と連携して表示や案内等を行う必要がある。 (カ) 史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (キ) 徒歩・自転車等での見学コースの設定および、見学について案内パンフレット等の作成を検討する必要がある。
③ 立案・宣伝	(ア) 郡山遺跡のパンフレットを作成し、希望者には文化財課や調査事務所配布しているほか、講座の際や現地案内時などに配布・活用しているが、史跡地で見学者が自由にパンフレットを得られる状態ではない。	(ア) 無人でもパンフレットの配布が可能な設備等の設置を検討する必要がある。
	(イ) 文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、近隣住民を含め、史跡の認知度が十分とは言えない。	(イ) 情報発信を強化していく必要がある。史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(ウ) 他の遺跡と共に市のHPで遺跡の概要を紹介しているほか、郡山遺跡について書籍等で情報発信しているが、郡山官衙遺跡群に特化した情報発信方法は少ない。	(ウ) 史跡の性格や重要性が伝わるような、新たな情報発信の方法を検討する必要がある。
	(エ) 年2回開催している文化財展や、史跡の最寄り駅であるJR長町駅の駅前プラザで遺物の展示を行っているが、展示を行っていることの認知度が十分とは言えない。	(エ) 情報発信を強化していく必要がある。 (オ) 展示内容の充実や機会の増加を図る必要がある。
	(オ) 文化財課職員が近隣学校への出前授業等を行っているほか、史跡地内で近隣の学校と連携の上、花壇の整備を行っているが、史跡近隣の学校以外では教科書の内容と結びつきにくく、出前授業等の機会が少ない。	(カ) 出前授業の増加や整備への参加など、より一層学校との連携を進める必要がある。 (キ) 授業で扱いやすくなるような副教材等を作成する必要がある。
	(カ) 教育旅行で郡山遺跡を訪れる学校がない。	(ク) 教育旅行で訪れやすくなるような取り組みや情報発信を行う必要がある。
	(キ) 高校・大学が史跡と関わる機会が少ない。	(ケ) 高校・大学との連携方法について検討する必要がある。
	(ク) 文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、史跡が生涯学習の場となる機会は多くない。	(コ) 史跡が生涯学習の場となるような取り組みやイベント等を検討する必要がある。
	(ケ) 郡山遺跡出土遺物を他自治体の博物館等に貸し出して展示しているが、市内外の古代の遺跡等との連携は進んでいない。	(サ) 他自治体の博物館等と定期的な交流事業等を検討する必要がある。
	(コ) 仙台市内の遺跡ネットワーク化、関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについて周知が必要である。	(シ) 関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについてパンフレット・HP等を作成して広報する必要がある。
(サ) コロナ禍以前は、JR長町駅企画の「小さな旅」や、旅行会社の団体訪問等も受け入れていたが、コロナ禍以降の県内・県外からの来訪者としては、歴史に興味のある個人~少人数の観光客の場合が多い。 (シ) 海外からの来訪者に対応したパンフレットや説明板は未整備である。	(ス) 観光客にターゲットを絞った情報発信も行う必要がある。 (セ) 海外からの来訪者に対応した多言語でのパンフレットや説明板を整備する必要がある。	
④ 運営	(ア) 近隣住民が史跡と係る機会が少ない。	(ア) 地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。
	(イ) 郡山遺跡に特化したボランティア組織等がない。	(イ) ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。

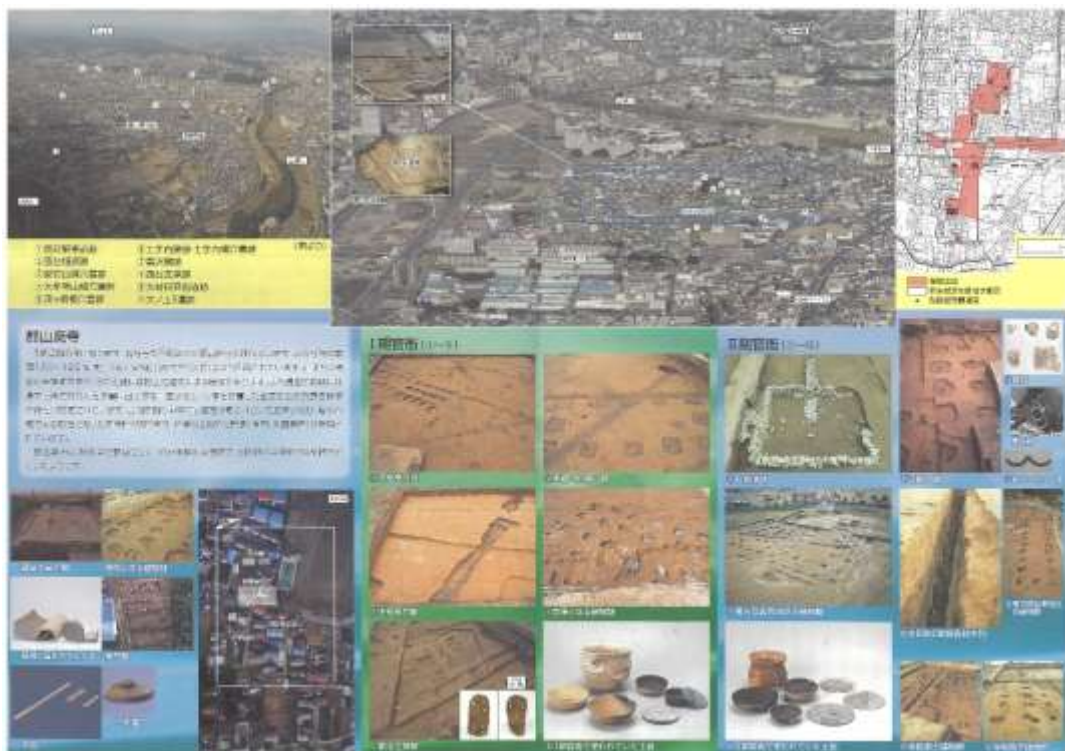


図 5-2 郡山遺跡パンフレット (A3 表裏・折込)



また、活用の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア) 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。 (イ) 文化財課職員が希望者への現地案内を行っているが、史跡の認知度が十分とは言えない。 (ウ) 史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (イ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。 (ウ) 情報発信を強化していく必要がある。 (エ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(工) 出土した遺物の一部は仙台市博物館や近隣の学校で展示を行っているほか、博物館等から貸出希望があれば、遺物の貸出を行っているが、震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(オ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空闲地	(オ) 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。	(カ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (キ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
	準価本 の 値質 する に 的	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(カ) 史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史的変遷については情報発信が十分ではない。	(ク) 多様な視点からの情報発信が必要である。	
	本質的価値以外のもの	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア) 重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ア) 老朽化したものについては更新が必要である。 (イ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	(イ) 石製の標識を6箇所設置している。	(ウ) 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。
			調査事務所	(ウ) 震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(エ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			土地境界杭(標)	(工) 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、現地で史跡範囲を認識しづらい。	(オ) 史跡境界標を設置して見学範囲の明示等につなげる必要がある。
			木柵・生垣	(オ) 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいるが、内部は未整備のため、自由に見学できる状態ではない。	(カ) 史跡公園として活用できるように整備する必要がある。
			花壇	(カ) 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、その趣旨の周知が十分とは言えない。	(キ) 周知の方法を工夫する必要がある。
			暫定整備遺構表示(郡山麁寺跡 講堂跡・僧房跡)	(キ) 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、その旨の周知が十分とは言えない。	(ク) 周知の方法を工夫する必要がある。 (ケ) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。
			居久根(いぐね)	(ク) 史跡の理解にも資する要素であるが、その旨の情報発信が十分ではない。 (ケ) 住宅密集地における貴重な緑地であるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。	(コ) 多様な視点からの情報発信が必要である。 (サ) 整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。
		その他の要素	農耕地等	(コ) 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的に整備して活用可能になるまで時間を要する。	(シ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
			民家その他の建築物及び工作物	(サ) 現在使用されている施設である。	
			道路等	(シ) 道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(ス) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。
その他の人工物			(ス) 現在使用されている設備である。		

活用の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(イ) 調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設を確保できていない。		
		空地	(ウ) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。		
	に価値も標準的ではないもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(エ) 史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史の変遷については情報発信が十分ではない。	(イ) 多様な視点からの情報発信が必要である。	
	本質的価値相当以外のもの	保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア) 歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しているが、近くに設置している遺跡説明板を見ないと意図が伝わりにくい。	(ア) ボランティアガイドによる案内等を検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(イ) 3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(ウ) 中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しているが、学校施設のため一般の見学者は自由に出入りできない。	(エ) 中学校校舎内の遺構復元については、学校側と協議の上、見学機会を増やす方法を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(エ) 近隣の住民が史跡と係る機会が少ない。 (オ) 近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくい。	(オ) 情報発信を強化していく必要がある。 (カ) 地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。 (キ) ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。 (ク) 駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
			農耕地等		
	民家その他の建築物及び工作物				
道路等					
その他の人工物					

### 3 整備

整備の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	整備の現状	整備の課題
保存のための整備	(ア) 本史跡は未整備である。 (イ) 史跡地には公有地（学校用地・他部局管理地を含む）と民有地（民家・畑地）があるが、整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。 (ウ) 将来指定を目指す範囲の史跡指定および公有化が必要のため、一体的な整備には時間を要する。	(ア) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 (イ) 公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。 (ウ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ) 史跡地は道路により分断されており、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。	(エ) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(オ) 史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいる。	(オ) 史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。
	(カ) 史跡地内には、公有化以前の土地利用の違いにより高低差がある。	(カ) 遺構の保護に適した造成工事が必要である。
	(キ) 大雨時に史跡地が冠水することがある。	(キ) 排水のための施設整備が必要である。
	(ク) 年2回程度の除草や、年1回程度の樹木剪定を行っている。樹木は生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(ク) 雑草や落葉の量に対して除草や剪定が十分ではない。 (ケ) 樹木の間伐等が必要になる見込みである。
	(ケ) R3年度まで史跡の保存・管理の拠点として使用していた発掘調査事務所が、地震等の影響により解体・撤去となったため、仮設プレハブを拠点として使用している。	(コ) 史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。
公開活用のための整備	(ア) 事務所敷地内に暫定整備として郡山廃寺跡の講堂・僧房の位置表示を行っているが、史跡地内において遺構の復元整備等は未実施である。 (イ) 史跡地に隣接する中学校校舎の1階部分に遺構を復元しているが、学校側と調整の上で見学が可能であり、常時公開はしていない。 (ウ) 現状では史跡の様相が伝わりづらい。	(ア) 史跡の本質的価値への理解を促す復元整備の方法を検討する必要がある。
	(エ) 史跡地・史跡周辺に説明板を計13ヶ所設置しているが、史跡地近辺にガイダンス施設等は未整備である。見学者は説明板等から情報を得ることができるが、史跡について体系的に理解するための情報が不足している。	(イ) 史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。
	(オ) 史跡地・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。駐車場・駐輪場がないためアクセス手段が徒歩等に限られる。 (カ) 近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくく、史跡地へ誘導する案内標識等は未整備である。	(ウ) 便益施設等の整備を含む史跡の一体的な整備については、整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (エ) 駅等と連携して表示や案内板等を整備する必要がある。
	(キ) 公有地は民有地や道路により分断されており、安全な見学動線を確保できていない。	(オ) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(ク) 整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。	(カ) 公有化を進めるとともに、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(ケ) 史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しづらい。	(キ) 史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。
	(コ) 東日本大震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しているが、調査事務所は史跡地内に所在しており、建て替えができない。	(ク) 史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。
	(サ) 史跡地内には公有化以前の土地利用の違いにより高低差があるため見学しづらい。	(ケ) 遺構の整備に適した造成工事が必要である。
	(シ) 植栽等は行っていない。古代における自然環境を復元するデータが不足している。	(コ) 調査の際に自然科学分析を行うなど、データを蓄積する必要がある。他遺跡の事例等も援用し、植栽計画等を検討する必要がある。
	(ス) 防災、防犯設備は未整備である。	(サ) 将来的な防災・防犯設備の設置について検討する必要がある。



また、整備の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア) 遺構の復元整備等は未実施である。 (イ) 地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではなく、史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ア) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (イ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		遺物	(ウ) 史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。 (エ) 調査事務所で行っていた遺物の展示は、震災の影響により平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ウ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空閑地	(オ) 地上において遺構と空閑地の区別がつく状態ではなく、官衙の様相や史跡の全体像がわかりづらい。	(エ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (オ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
	準備本質的価値のもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(カ) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史の変遷について学びづらい。	(カ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
	本質的価値以外のもの	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア) 重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ア) 老朽化したものについては更新が必要である。 (イ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	(イ) 石製の標識を6箇所設置している。	(ウ) 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理を要する。
			調査事務所	(ウ) 地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点としている。	(エ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			土地境界杭(標)	(エ) 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は未設置である。	(オ) 史跡境界標を設置する必要がある。
			木柵・生垣	(オ) 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいる。	(カ) 史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。
			花壇	(カ) 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っている。	(キ) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で植栽について整理を要する。
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	(キ) 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示している。	(ク) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。
			居久根(いぐね)	(ク) 年に1回程度剪定を行っているが、樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。 (ケ) 史跡の理解にも資する要素であり、住宅密集地における貴重な緑地でもあるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。	(ケ) 間伐等が必要になる見込みである。 (コ) 整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。
	その他の要素	農耕地等	(コ) 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。	(サ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		民家その他の建築物及び工作物	(サ) 現在使用されている施設である。		
		道路等	(シ) 道路等によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(シ) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。	
その他の人工物		(ス) 現在使用されている設備である。			

整備の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようなになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(イ) 調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。		
		空闲地	(ウ) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。		
	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(エ) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史的変遷について学びづらい。			
	本質的価値相当以外のもの	保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア) 歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示している。	(ア) 整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(イ) 3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいついものがある。	(イ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ) 整備基本計画の中でデザインの統一性等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(ウ) 中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示している。	(エ) 整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(エ) 「将来指定を目指す範囲」については、史跡指定および公有化が必要なため、一体的な整備には時間を要する。 (オ) 史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しにくい。 (カ) 史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。	(オ) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 (カ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。 (キ) 公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地、道路の取扱に係る協議が必要である。 (ク) 駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
			農耕地等		
	民家その他の建築物及び工作物				
道路等					
その他の人工物					

## 4 運営・体制の整備

運営・体制の整備の現状・課題を整理すると以下のようになる。

	運営・体制の整備の現状	運営・体制の整備の課題
関係者・関係機関等との連携体制について	(ア) 史跡の保存活用について、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会が少ない。	(ア) 一体的な史跡公園としての整備に向けて、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会を設ける必要がある。
	(イ) 学校や社会教育施設との連携事業は行っている。	(イ) より一層連携する機会を増やすための取組が必要である。
	(ウ) 関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等と連携する機会が少ない。	(ウ) 関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等との連携体制について検討していく必要がある。
	(エ) 地域住民をはじめとした市民が史跡と関わる機会が少ない。	(エ) 地域住民をはじめとした市民が史跡の保存活用により一層積極的に携われる工夫が必要である。
保存活用計画の実施体制について	(ア) 日常管理は市で行っているが、地域住民からの要望等によって問題点を把握する機会が多い。	(ア) より細やかな見回りや維持管理が必要であり、地域住民やボランティア団体等の参画を図る必要がある。
	(イ) 史跡を保存活用する運営方法、体制の在り方について検討が十分ではない。	(イ) 今後の運営方法、人員体制の在り方等について検討が必要である。



## 第6章 本計画の基本理念・基本方針

### 1 基本理念

---

現代の都市と共存する

古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

仙台郡山官衙遺跡群は、文献史料に残らなかった官衙の存在が発掘調査によって明らかとなり、新しい飛鳥時代像を投げかけた。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは圧倒的である。

本史跡は、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であった。我々は、このことを仙台というまちの新たな原点や郷土の誇り・宝として、また国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承していく必要がある。

本史跡は、仙台市南部の広域拠点である『あすと長町地区』の市街地に隣接しているほか、仙台城跡や伊達政宗などと比べて身近なものとはいいがたい。このため、本史跡を将来にわたって継承していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠である。

このため、今後、本史跡を、日本国の成り立ちといった壮大な歴史と仙台・東北との関わりや、古代国家形成期の様相などを誰もが気軽に理解できる場にしたり、みどりの保全や防災面での貢献を行うなど、現代の都市と共存できるよう保存・活用・整備を図っていく必要がある。

以上のことから、本計画の基本理念を「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」とする。

## 2 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の各項目について、基本方針を以下のように定める。

### 【保存・管理】

- ①国民共有の歴史的文化遺産として、市街地において史跡を恒久的に保存するため、計画的・継続的な発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値を損なうことなく、適切な保存管理を行う。
- ②史跡を郷土の誇りとして後世へ引き継げるよう、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、市街地における市民生活との調和を図りながら保存管理を行う。
- ③遺構の恒久的な保存を図るため、引き続き史跡化・公有化を実施する。

### 【活用】

- ①市街地における史跡の恒久的な保存に対して理解・協力を得るため、発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値が正しく伝わるように、積極的に活用を行う。
- ②史跡が市民にとっての宝となり、重要性が世界に発信されるように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て連携を図りながら活用を行うとともに、壮大な歴史の流れと史跡との関わりが伝わるように、関連遺跡・機関と連携した活用や多様な情報発信を行う。
- ③史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場(=学びの場)、市民に親しまれる憩いの場や防災に資する場(=親しむ場)、文化観光に資する場(=楽しむ場)など、多様な視点からの活用を行う。

### 【整備】

- ①市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行う。また、人口減少社会を踏まえ、整備にあたってはコスト意識に留意して進める。
- ②発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の大きさが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行う。
- ③地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行う。

### 【運営・体制整備】

- ①基本理念を実現するため、市の関連部局や、関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行う。
- ②将来にわたって史跡が守り伝えられていくように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- ③多くの人が史跡を身近なものとし、運営に携わっていくことを通じて、持続可能な体制の整備を図る。

基本理念

現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

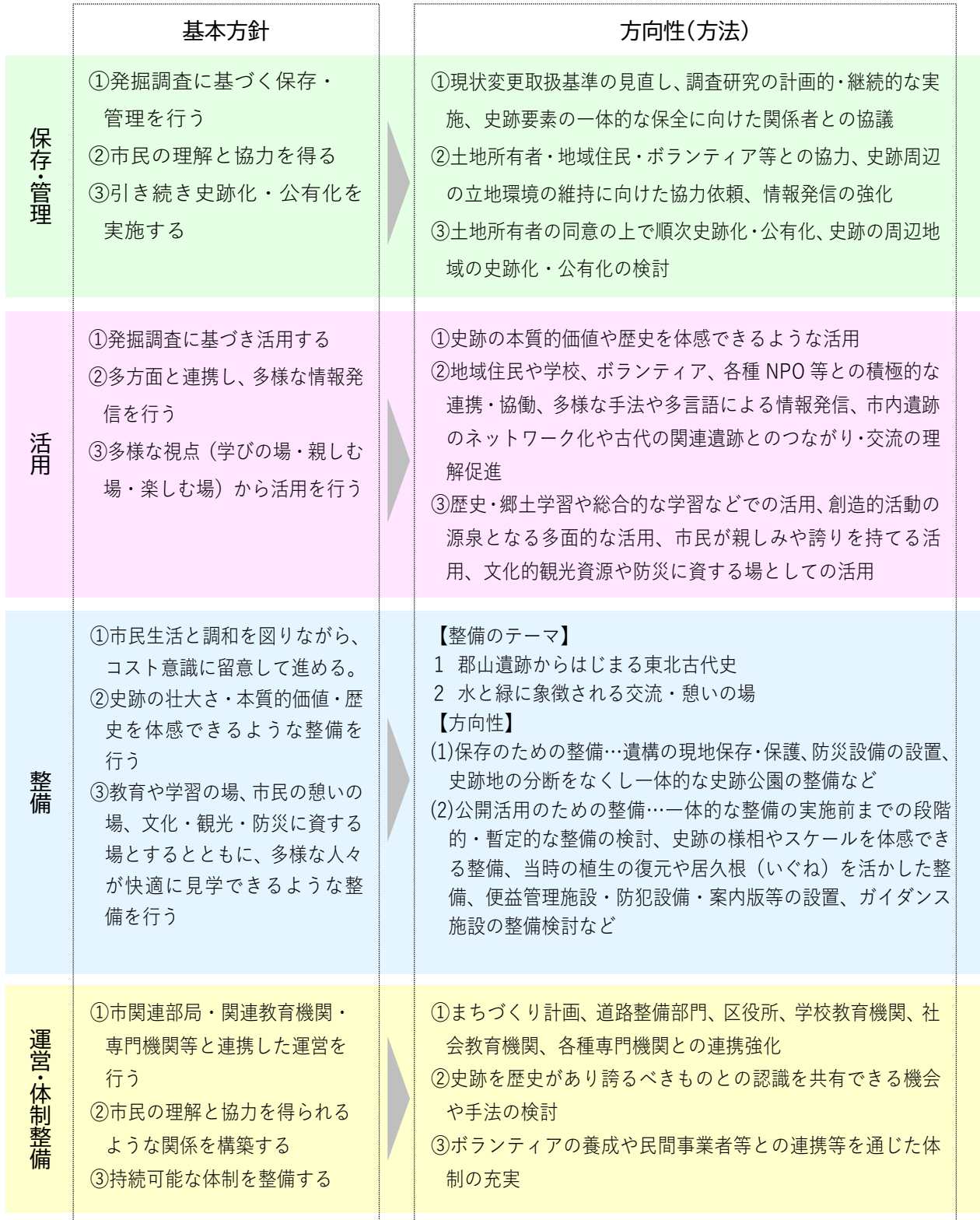


図 6-1 構成図



## 第7章 保存・管理

### 1 保存・管理の方向性

#### 【保存・管理の基本方針】（93 頁より）

- ①国民共有の歴史的文化遺産として、市街地において史跡を恒久的に保存するため、計画的・継続的な発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値を損なうことなく、適切な保存管理を行う。
- ②史跡を郷土の誇りとして後世へ引き継げるよう、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、市街地における市民の生活との調和を図りながら保存管理を行う。
- ③遺構の恒久的な保存を図るため、引き続き史跡化・公有化を実施する。

上記の基本方針を達成するため、保存・管理の方向性を以下のように整理する。

#### 「①発掘調査に基づく保存・管理」に向けた方向性

- ・ 史跡の保存・管理にあたっては、平成 20 年策定の「保存管理計画」で定められた現状変更取扱基準を本計画において見直したうえで行う。
- ・ 適切な保存・管理や活用・整備を行うためには調査研究の進展が不可欠であるため、史跡の全体像解明へ向けた調査研究を計画的・継続的に進める。
- ・ 史跡地内および将来指定を目指す範囲に所在する、史跡の本質的価値を構成する要素の一体的な保存を図ることを念頭に、その他の要素（建築物・道路等）の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていく。

#### 「②市民の理解と協力」に向けた方向性

- ・ 史跡地内は、管理団体である仙台市が土地所有者とも協力しながら、史跡として相応しい適切な保存・管理に努める。
- ・ 史跡地内の維持管理にあたっては、地域住民やボランティアなど、多方面からの協力を得られるような取り組みの促進を図る。
- ・ 史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議する。
- ・ 将来指定を目指す範囲や周辺の官衙域、その他の地域については、遺構及び周辺の立地環境が可能な限り維持されるよう、関係者に協力を求める。
- ・ 史跡の保存・管理について広く理解が得られるよう、情報発信の強化に努める。

#### 「③史跡化・公有化」に向けた方向性

- ・ 遺跡の恒久的な保存に向け、史跡地内および将来指定を目指す範囲内に位置する個人所有地については、土地所有者の同意の上、条件が整い次第順次史跡化・公有化を目指す。
- ・ 周辺の官衙域やその他の地域での発掘調査において、史跡の本質的価値に関わる重要遺構が見つかった場合は、史跡化・公有化を検討する。

## 2 保存・管理の方法

---

80 頁で分類した 4 つの地区（次頁に再掲載）に対し、保存管理の方法を定める。

### (1) 史跡地（図 7-1 赤地部分）。

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された範囲。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿，Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

#### 【保存・管理方法】

- ①遺構の維持保全を図るため、現状変更取扱基準（104 頁参照）に則り、遺構に影響を与える行為を厳しく制限する。
- ②発掘調査は必要最低限の範囲で行う。見つかった遺構は埋め戻して現地保存するとともに、材木列等、毀損及び脆弱化の恐れのある遺構については、必要に応じて保存措置を行う。出土遺物は必要に応じて保存措置を行い、図面・写真等とともに収蔵施設で適切に保管する。
- ③史跡地内に所在する建築物・道路等の将来的な取り扱いについて、関係者や関係機関と協議をする機会を設ける。
- ④日常的な維持管理は主として仙台市が行い、積極的に地域やボランティア等の協力も得られるよう努める。
- ⑤良好な景観の維持や、遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の維持管理を行う。
- ⑥排水設備の設置など、大雨時の冠水対策を行う。
- ⑦公有化した範囲は必要に応じて囲いを設置し、史跡境界標を埋設する。

### (2) 将来指定を目指す範囲（図 7-1 青地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定の範囲で、Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

#### 【保存・管理方法】

史跡地と同等と位置付け、今後も発掘調査を計画的に行って全容解明に努め、可能な限り追加指定を目指す。調査及び保存にあたっては、地権者・地域住民や建築物・道路等の所有者・管理者に対して広く理解が得られるよう、情報発信や協議に努める。

### (3) 周辺の官衙域（図 7-1 緑地部分）

(2) の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

#### 【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い（100 頁「文化財関係届出・申請の流れ」参照）となるが、(2)とともに官衙を構成する重要な区域であり、理解が得られるような情報発信に努めた上で、開発計画等により遺構に影響が及ばないように基礎工事を浅くするなど、関係者へ保存に向けた協力を求めていく。また、必要に応じて範囲確認調査の対象とし、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。

### (4) その他の地域（図 7-1 黄地部分）

(1) ～ (3) 以外の郡山遺跡地内。

#### 【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い（100 頁「文化財関係届出・申請の

流れ」参照)となるが、開発計画等により遺構に影響が及ぶような場合には、理解が得られるような情報発信に努めた上で、極力保存できるように協力を求めていく。また、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。

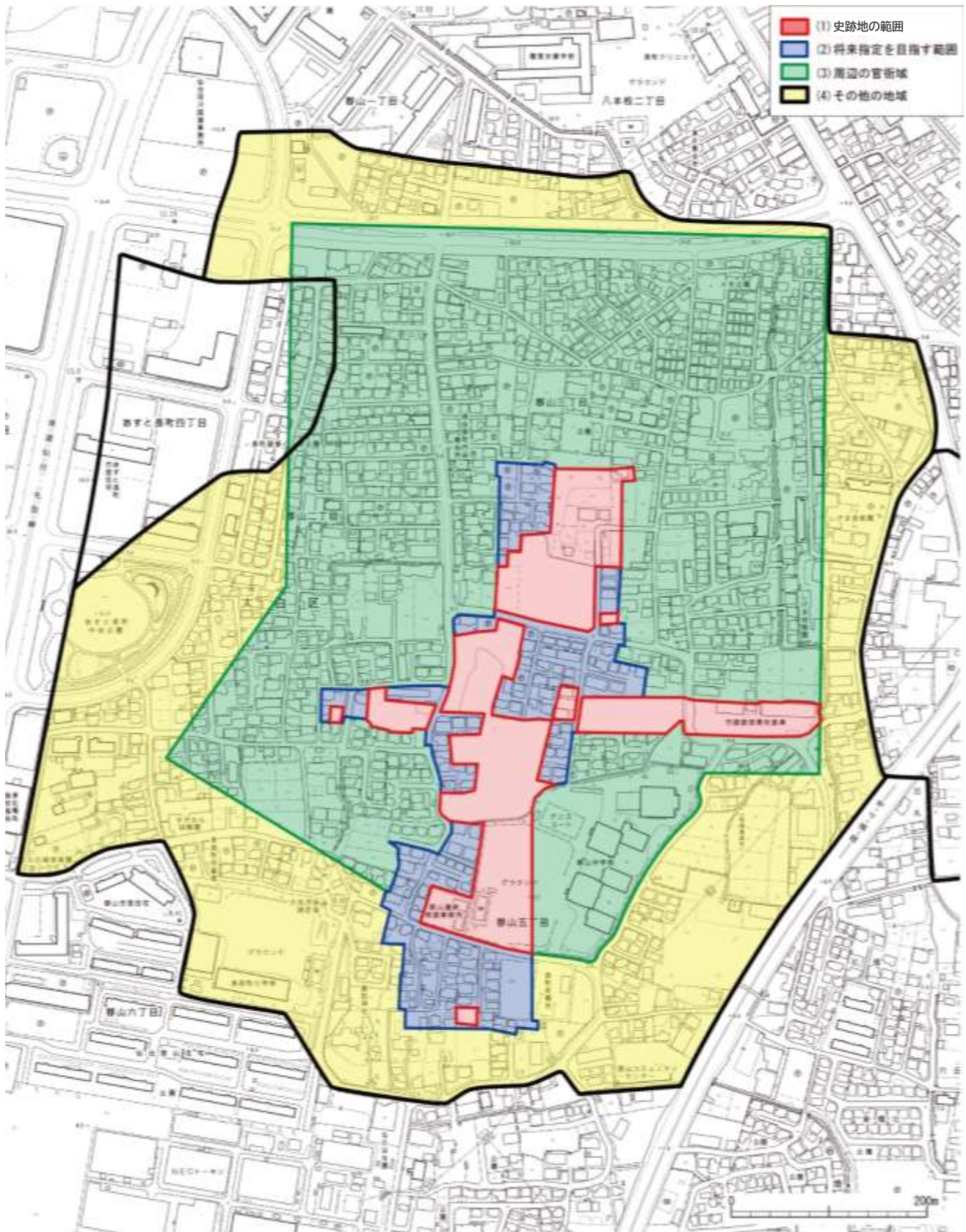


図 7-1 史跡地の範囲と官衙域等



史跡を構成する個別の諸要素の保存・管理の方法

地区	分類	要素	保存・管理の方法	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア) 継続的・計画的な発掘調査を行い、史跡の全体像解明に努めるとともに、見つかった遺構は埋め戻して保存する(必要に応じて盛土による保護を行う)。 (イ) 整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態にする。 (ウ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。	
		遺物	(エ) 整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物や調査記録類の保管を可能にする。それまでは、市内に所在する収蔵庫にて保管する。	
		空地	(オ) 整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構と空地の区別がつく状態にする。 (カ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。	
	本質的価値に準ずるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(キ) 史跡地の歴史的変遷を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査を行う。	
	本質的価値以外のもの	史跡の保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア) 維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、老朽化したものについては随時更新する。 (イ) 整備基本計画策定の中でデザインの統一等について整理し、設置箇所や設置数についても再整理する。
			史跡標識	(ウ) 維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、整備基本計画策定の中で、設置箇所や設置数について整理した上で、新規設置や移設等を行う。
			調査事務所	(エ) 整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討する。史跡近辺に施設を整備するまでの調査事務所を確保する。
			土地境界杭(標)	(オ) 公有化した範囲については、史跡境界標を設置する。
			木柵・生垣	(カ) 引き続き維持管理や剪定を行い、老朽化したものについては随時更新する。 (キ) 整備基本計画策定の中で遮蔽施設について検討する。
			花壇	(ク) 一体的な整備や区分けした上での整備を行うまでは、引き続き近隣学校や地域住民の協力を得ながら花壇の整備を行う。
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	(ケ) 引き続き維持管理を行うとともに、説明板を設置するなど、周知の方法を工夫する。 (コ) 整備基本計画策定の中で整備内容や整備方法について検討する。
			居久根(いぐね)	(サ) 引き続き伸長した枝の剪定等の維持管理を行うとともに、樹木の生長に伴う倒木の可能性を考慮し、必要に応じて間伐等を行う。
	その他の要素	農耕地等	(シ) 史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議する。 (ス) 所有者の同意の上、条件が整い次第順次公有化し、遺構の恒久的な保存を図る。	
		民家その他の建築物及び工作物	(セ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討する。	
		道路等	(ソ) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。	
その他の人工物				

史跡地の周辺地域における個別の諸要素の保存・管理の方法

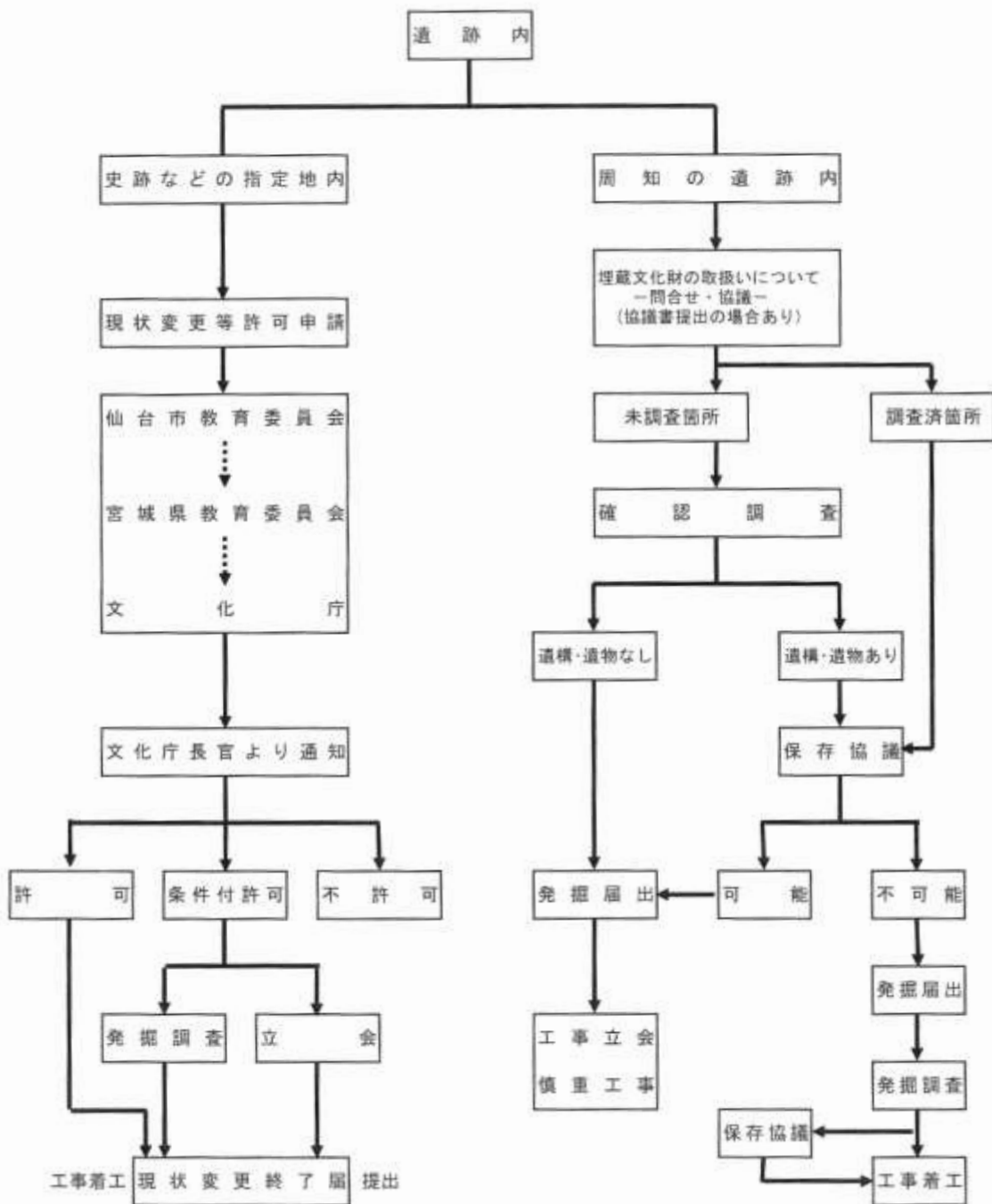
地区	分類	要素	保存・管理の方法	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。 (イ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、遺構に影響が及ばないように、関係者に対してより一層の協力を求める。 (ウ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに必要に応じて範囲確認調査の対象とし、史跡の全体像解明に努める。	
		遺物	(エ)整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物や調査記録類の保管を可能にする。それまでの間、調査記録類や出土遺物は市内に所在する収蔵庫にて保管する。	
		空闲地	(オ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに必要に応じて範囲確認調査の対象とし、史跡の全体像解明に努める。	
	準本質的価値相当のもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(カ)史跡地内出土遺物や調査記録類とともに保管する。保管場所については、整備基本計画策定の中で史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備することについて検討する。	
	本質的価値相当以外のもの	史跡の保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア)維持管理は引き続き歩道の管理を担当する部署が行う。 (イ)整備基本計画策定の中で、史跡地外の表示を含めた全体の統一性等について検討する。
			郡山遺跡説明板	(ウ)維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、老朽化したものについては随時更新する。 (エ)整備基本計画策定の中でデザインの統一性等について整理し、設置箇所や設置数についても再整理する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(オ)維持管理は引き続き中学校の協力を得ながら文化財課が行い、整備基本計画策定の中で、修繕および史跡地外の表示を含めた全体の統一性等について検討する。
	その他の要素		緑地等	(カ)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。 (キ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、遺構に影響が及ばないように、関係者に対してより一層の協力を求める。 (ク)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに必要に応じて範囲確認調査の対象とし、史跡の全体像解明に努める。 (ケ)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。 (コ)情報発信を強化し、世代交代した地権者や、売買によって増加した新規住民の史跡への理解を得る。
			農耕地等	
			民家その他の建築物及び工作物	
道路等				
その他の人工物				

### 3 現状変更等の取扱い基準

現状変更等：史跡の現状を変更する行為および、保存に影響を及ぼす行為。

文化財保護法では、史跡に関して現状変更等の制限及び原状回復に関して規定しており、史跡地内においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関して厳しい制限がかかっている。史跡地内における建造物や工作物の設置・撤去や木の伐採等、地上・地下において現状を変更する行為が許可申請の対象となる。

<文化財関係届出・申請の流れ>





文化財保護法施行令第5条第4項に基づき仙台市が許可及びその取消し並びに停止命令を行う現状変更等

許可事務の範囲		許可事務範囲の説明
イ	・小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築・増築又は改築	・小規模建築物：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）
ロ	・小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	・小規模建築物：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）
※仙台郡山官衙遺跡群の指定面積は約4.5haのため本項は該当しない		
ハ	・工作物の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。） ・道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）	工作物：建築物を除く
ニ	・法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・法第115条第1項：（史跡名勝天然記念物の管理団体は、）文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。 ・法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。
ホ	・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	・建築物等の除却	・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。
ト	・木竹の伐採	・名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。
チ	・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	
リ	・天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ヌ	・天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ル	・天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ヲ	・イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等	

<史跡地近辺で工事等を行う際のフローチャート>

史跡仙台郡山官衙遺跡群内や近い場所で以下のような行為を行う場合、

- ① 住宅を新築する，撤去して建て替える，改築する
- ② 小屋，塀，柵，テント，看板などの工作物を設置する，除去する
- ③ 道路の舗装，修繕を行う
- ④ 電柱，電線，ガス管，水道管などの工事をする
- ⑤ 木竹を伐採する，伐根する



現状変更等



仙台市文化財課に史跡地に該当するか確認



史跡地に該当する

史跡地に該当しない

仙台市文化財課と  
工事等の内容について協議

遺跡の範囲に  
該当しない

郡山遺跡など，遺跡の  
範囲に該当する(※1)

現状変更等 可

現状変更等 不可

着工可能

地面を掘削する場合，  
「発掘届」を提出(※2・3)  
提出後の流れについてはP100 参照

仙台市文化財課に  
現状変更申請書を提出

工事等の内容変更(★)  
について再協議

仙台市文化財課の  
立会いのもと  
現状変更を行う

★再協議が整わない場合，  
現状変更等が許可されない  
場合あり。

※1 史跡を目指す範囲の場合は  
別途協議が必要。

※2 住宅改築の際に屋内の工事のみ  
行う場合や，樹木を根元で伐採  
する場合など，地面の掘削を伴わ  
ない場合は，「発掘届」の提出不要。

※3 住宅の解体時や，樹木の伐根時は  
「発掘届」の提出は不要だが，過去の  
発掘調査の結果，重要な遺構が見つかる  
（見つかる可能性が高い）場所につい  
ては，文化財課が立会う場合あり。

(1) 史跡地

【現状変更等の取扱いに係るこれまでの経緯】

史跡仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を構成する諸要素としては、地下に埋蔵されている遺構・遺物が対象となり、それらについて適切に保存するため、「仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」（平成20年3月）を策定し、文化財保護法に基づいた取扱いをすることとして現状変更の取扱い基準を定め、これまで保存・管理を行ってきた。

取扱い基準については、土地所有区分を考慮し、地区区分（①民有地、②学校用地、③市有地・国有地）を行っており、現状変更許可の申請があった場合、その判断にあたって事前の発掘調査を実施することがあると定めている。

保存管理計画策定後、公有化が進んだことで民有地が減少し、市有地が増加していることに伴い、現状変更についても、市有地で文化財課が実施した保存・管理、活用等に伴う事例が大半を占めている。

表 7-1 保存管理計画策定後の現状変更 件数及び概要

【平成20年度～令和5年度】

	民有地		学校用地	市有地							計
				文化財課管理地						他部局管理地	
	買上に伴う解体撤去・樹木伐採	フェンス設置	中学校プール・水道管・ブロック塀等	木柵設置	標識・説明板設置	発掘調査（範囲確認調査）	植栽（暫定整備）	木竹剪定・伐採	電柱撤去	建物解体撤去	
H20	3			1	2	1					7
H21			1								1
H22											0
H23	1	1	1	1			1				5
H24							1				1
H25							1				1
H26							1				1
H27							1			1	2
H28							1		1		2
H29			2		1		1				4
H30	2		1	1			1				5
H31・R1	1		1	1		1	1				5
R2	1		1	1		1	1	1	1		7
R3						1	1				2
R4					※刊行までに追加。						
R5											
計	8	1	7	5	3	4	11	1	2	1	43

これまでの経緯を踏まえ、各地区区分における今後の現状変更等の取扱いについての方針を以下のとおりとする。

【民有地】

地権者の理解と協力のもと、公有化（買上）に伴う建物等の解体工事以外の事例はほとんどない状況であり、引き続き同様の取扱基準とする。

【学校用地】

水道管の漏水対応や、プールの修繕工事等が行われているが、いずれも遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱基準とする。

【市有地（他部局管理地）】

建物の解体等が行われているが、遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱基準とする。

【市有地（文化財課管理地）・国有地】

今後もこれまで同様の事業実施が想定される他、整備（暫定整備を含む）に伴う工事を実施する予定であるが、整備（暫定整備）の実施に関わらず、今後史跡地を教育活動や地域活動等で使用する可能性についても考慮する必要がある。このため、それらに伴う一時的な工作物等の設置については、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もある旨を新たに追加する。

地 区	現状変更取扱基準
民有地 (図 7-2 黄地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。生活上やむを得ない住宅の増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
学校用地 (図 7-2 緑地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。学校施設におけるやむを得ない増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
市有地, 国有地 (図 7-2 赤地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②公衆用道路、水路の拡幅は認めない。補修もしくは修繕は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ④公共・公益施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ⑤教育活動や地域活動等に伴う一時的な工作物等の設置に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もある。

※ 現状変更の手続き（100 頁 「文化財関係届出・申請の流れ」参照）



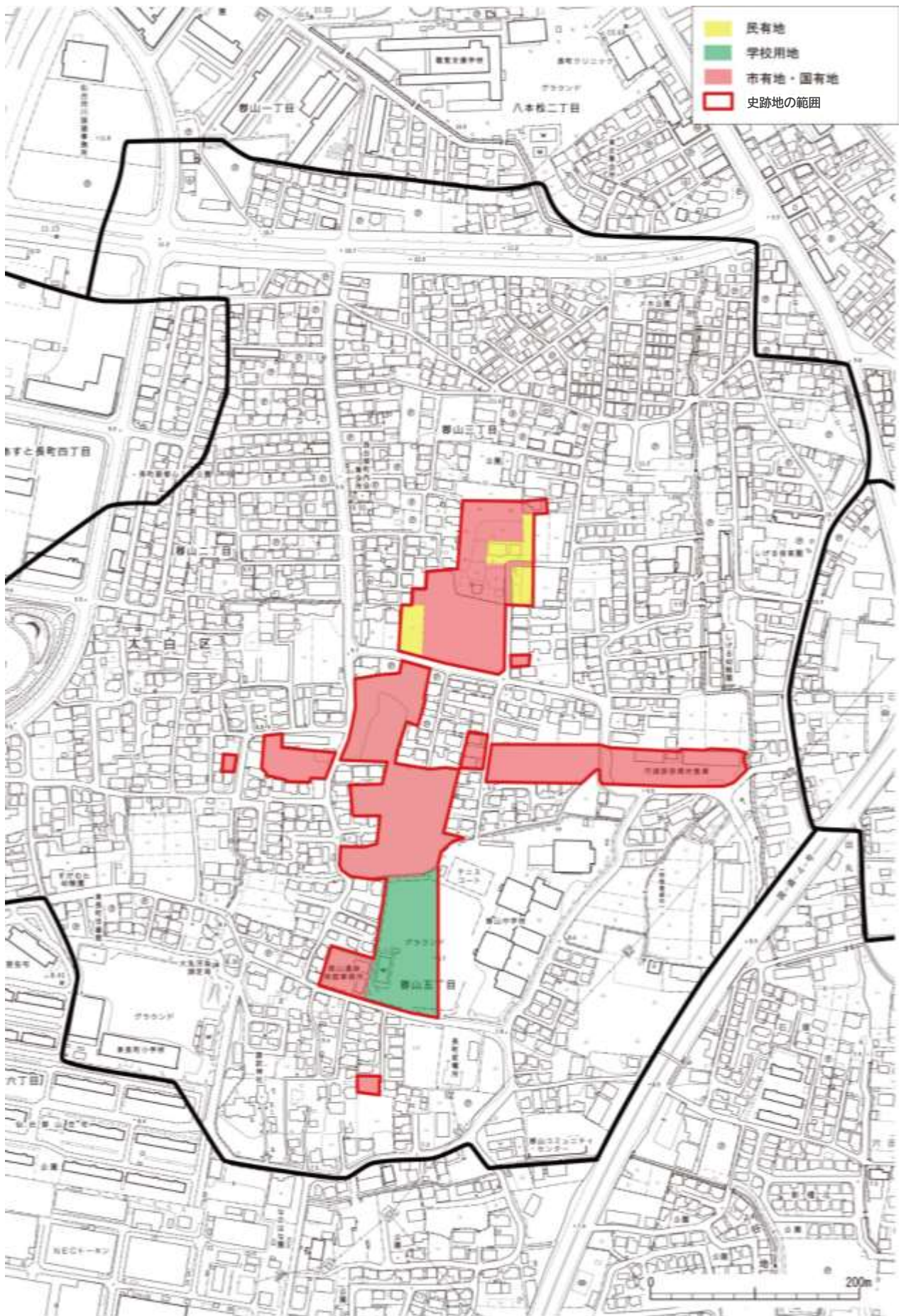


図 7-2 史跡地の保存・管理区分

(2) 将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域

当該地の現状変更については，計画段階で十分な協議を行い，地下遺構及び周辺の環境が極力破壊されることがないように，事業者及び所有者等に事業計画の見直し等の協力を求める。

生活上やむをえない事由による開発行為については，地下遺構への影響を最小限に止めるよう協力を求め，遺跡の保護・保存に努める。

## 第8章 活用

### 1 活用の方向性

#### 【活用の基本方針】(93頁より)

- ①市街地における史跡の恒久的な保存に対して理解・協力を得るため、発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値が正しく伝わるように、積極的に活用を行う。
- ②史跡が市民にとっての宝となり、重要性が世界に発信されるように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て、連携を図りながら活用を行うとともに、壮大な歴史の流れと史跡との関わりが伝わるように、関連遺跡・機関と連携した活用や多様な情報発信を行う。
- ③史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場(=学びの場)、市民に親しまれる憩いの場や防災に資する場(=親しむ場)、文化観光に資する場(=楽しむ場)など、多様な視点からの活用を行う。

上記の基本方針を達成するため、活用の方向性を以下のように整理する。

#### 「①発掘調査に基づく活用」の方向性

- ・ 調査研究によって明らかになった史跡の本質的価値を広く共有できるよう、郡山遺跡ならではの活用(公開, 諸施設の設置, 立案・宣伝, 運営)に努める。
- ・ 来訪者が、史跡を通して史跡の本質的価値や飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような活用を図る。

#### 「②多方面と連携した活用」の方向性

- ・ 地域住民や学校, ボランティア, 各種NPO等と積極的に連携し, 遺跡の公開・普及・啓発活動において協働していけるよう検討する。
- ・ 多くの人に史跡の重要性が理解され, 広く世界に発信されるように, 各種広報媒体等との連携も視野に入れた多様な手法や, 多言語による情報発信に努める。
- ・ 市内における飛鳥時代の遺跡の活用に向けて, 市内の遺跡をネットワーク化する際の拠点となるような活用や, 古代における関連遺跡とのつながりや交流について理解を促せるような連携を図る。

#### 「③多様な視点からの活用」の方向性

- ・ 学校教育においては, 歴史(郷土)学習や総合的な学習などに活用し, 郷土意識を育む。また, 利用者が様々なライフステージにおいて, 創造的活動の源泉として多面的に活用できるようにする。
- ・ 古代史の重要な舞台として, 郡山地域のアイデンティティ形成に資するとともに, 本史跡が市民の宝として今後も都市と共存していけるよう, 親しみや誇りを持てるような活用を図る。併せて, 域外からの訪問者が地域の歴史や文化を体験する文化的観光資源としての活用の在り方や, 防災に資する場としての在り方と調和を図る。



## 2 活用の方法

学校教育や社会教育、地域、観光における活用について、具体的な手法を示すにあたり、「学びの場・親しむ場・楽しむ場」としての活用という形で整理する。併せて、次章の整備の方法（2）公開活用の施設整備の方法についても同様に整理する。

活用の内容としては、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に基づき、「公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営」の項目ごとにまとめる。

### (1) 学びの場としての活用方法

【公開】 ・史跡等の開放、公開

Ⅱ期官衙の遺構を中心として、様々な目的・背景知識を有する見学者が史跡の本質的価値を学べるよう整備し、開放・公開する。また、公有化の進展に合わせて、史跡地内部まで見学できる状態への整備を行い、開放・公開範囲を順次拡大する。

【諸施設の設置】 ・的確な情報提供（解説板）・快適な見学を目的とする諸施設の設置（遊歩道・便益）・ガイダンス施設等

Ⅱ期官衙の遺構を中心として、様々な目的・背景知識を有する見学者が史跡の本質的価値を学べるよう、既存の説明板の修繕や更新を行うとともに、史跡地近辺でのガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の整備を検討する。また、校外学習等の団体での利用や様々なライフステージにおける生涯学習を想定した解説板や便益施設、防災設備の設置を検討する。

【立案・宣伝】 ・公開、活用に関する企画、立案及び宣伝 ・学習の場及び教材の提供

様々な目的・背景知識を有する学習者に対して、史跡の本質的価値を正確に分かりやすく伝えることを目的とした企画立案や学習の場の提供を行う。

#### ① 郡山遺跡の歴史的背景を踏まえた企画立案

令和元年度から文化庁の Living History（生きた歴史体験プログラム）促進事業（112 頁参照）が始まり、令和 2 年度には奈良文化財研究所において「歴史的脈絡に因む遺跡の活用」についての研究集會が行われるなど、近年各史跡における「歴史的事実や文化などに因んだ脈絡の延長上において、持続可能で、現代社会が受け入れやすく、新しい文化創造に繋がり得る内容の行事や催事を作り出すこと（内田 2021）」が重要視されている。

平城遷都 1300 年祭においては、『続日本紀』を基本文献とした検討を基に、奈良時代の儀式や行事等の再現が行われたが、その際、宮中儀式であっても奈良時代の儀式内容は全くといってよいほど明らかでないことが指摘されている（立石 2021）。

仙台郡山官衙遺跡群において、飛鳥・奈良時代の歴史的事実や文化に因んだ行事や催事を行う際にも、創作に頼る部分が多くなることが想定されるが、特に石組池における儀礼などは、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を理解する上で非常に重要な役割を有するため、歴史的背景を踏まえた、本史跡ならではの企画を検討していく必要がある。

≪ 例 ≫

- ◎ 石組池において行われた蝦夷に係わる儀礼（石組溝で導水・排水し、石組池に貯水した状態等で行うなど）や、饗宴の様子を再現した行事
- 政庁で行われたと想定される元日朝賀の様子を再現した催事
- 政庁での軍団兵士の整列や、門の警護を行う兵士の様子等を模した行事
- 飛鳥・奈良時代の宮中儀式を模した行事（七夕節会など）



図 8-1 石組池跡



## ② 学校のカリキュラムと連動した活用方法等の工夫

出前授業の充実を図るとともに、学校現場の先生方が、郡山遺跡について積極的に授業に取り入れることができるよう、研修機会の設定や情報提供等の工夫を行う。また、郡山遺跡についての指導が、教科等の年間指導計画に沿ったものとなるように、現場の先生方の意見を取り入れながら指導案を作成したり、授業において使用しやすい副教材（ワークシート・パンフレット）等を作成する。更に、国の「学校教育情報化推進計画」等に基づき、学習教材のVR化等の推進について検討するとともに、児童・生徒が情報端末での調べ学習等で活用できるウェブコンテンツ等についても検討する。史跡近隣の学校をはじめとして市内全域の学校へ、段階的に改良しながら取り組みを進めるとともに、上記の市内学校カリキュラムと連動した工夫を進めることで活用事例を増やし、県内・県外からの教育旅行の誘致にもつなげる。



図 8-2 出前授業の様子

## ③ 学校教育における「自然環境や文化財を活用した体験学習の場」の創出

児童生徒が自然環境や史跡の重要性を理解し、大切に伝えていこうとする意識を育むことができるように、体験学習の場を創出する。また、史跡整備の工程に児童生徒が参加する方法についても、安全面に配慮しながら検討する。

## ④ 高校生以上の自主的な学び・交流を支援する企画

高校生以上の生徒・学生が、郡山遺跡についての理解を深め、若年層の視点を活かしたガイド活動やパンフレット作成（漫画やイラスト等の活用）などのアウトプットもできるようになることを目指して、郡山遺跡サポーター養成講座を開催するなど、自主的な学び・交流を支援する企画を検討する。

## ⑤ 郡山遺跡を活用した研究教育プログラムの実施

大学等と連携し、発掘調査への学生の参加や資料分析等を実施するなど、郡山遺跡を活用した研究教育プログラムの実施を検討する。

## ⑥ 生涯学習機会の充実

これまで実施してきた郡山遺跡についての出前講座や、職員が同行する遺跡の見学、調査現場の公開などの事業の更なる充実を図るとともに、様々な興味関心・背景知識を有する学習者のニーズに応じた講座や体験活動等を開催するなど、生涯学習機会の充実を図る。特に、郡山中学校校舎内ピロティで行っている遺構の復元展示やパネル展示について、より一層の周知を図るとともに、学校側とも協議しながら、見学機会を増やすための方策を検討する。また、文化財展や近隣学校等での展示内容を充実させるとともに、新たな展示場所や機会の確保にも努める。

## 【運営】 ・まちづくり、地域づくり等の取組みに関する地域連携・ボランティア、市民活動への支援

郡山遺跡にかかわるボランティア活動等を通して、歴史学習をはじめ、地域への関心を深められるよう、ボランティアの養成講座やスキルアップ研修を行うなど、学習活動への支援を行う。

## (2) 親しむ場としての活用方法

【公開】 ・史跡等の開放，公開

史跡地内の空閑地を広場や休息施設等として開放し，あらゆる人に親しまれる憩いの場とする。

【諸施設の設置】 ・的確な情報提供（解説板）・快適な見学を目的とする諸施設の設置（遊歩道・便益）・ガイダンス施設等

日常的に多様な人々が集う場としての安全・快適な利用を考えた案内板や遊歩道，防犯設備，便益施設等の設置を検討する。

【立案・宣伝】 ・公開，活用に関する企画，立案及び宣伝 ・学習の場及び教材の提供

史跡に対する親しみや本質的価値への理解の促進を通じて，地域への誇りや，史跡の保存・活用に対する当事者意識を醸成することを目的とした立案・宣伝を行う。

### ① 交流の場の創出

古代における様々な人・モノ・文化・技術交流の場であった本史跡の特徴を踏まえ，現代においても，地域における住民の交流をはじめ，県内や国内外との様々な交流の場として活用する。

≪ 例 ≫

○官衙やその周辺に特産物が集められたことにちなみ，物産市・マルシェなどの会場として活用する。

○関連遺跡とのつながりや遺跡ネットワークに関するパンフレット・ホームページ等を作成する。

・他自治体の博物館や，古代において関連や交流が窺える遺跡（蝦夷が訪れた記録がある遺跡や，東北地方の土師器が出土している遺跡）等と交換展示や訪問事業などの交流事業を企画する。

・古代城柵官衙遺跡など，関連遺跡の管理団体等とシンポジウムなどの共催事業を行う。



図 8-3 陸奥国分寺跡にて「お薬師さんの手づくり市」の様子

### ② 都市における憩いの場の創出

仙台市の南部広域拠点として市街化や人口増加が進む長町エリアにおいて，貴重な緑地となる居久根（いぐね）や広場を活かし，あらゆる人が憩いの時間を過ごせる場として活用する。

≪ 例 ≫

◎古代の植生にも配慮しながら，四季折々の植物や花を觀賞できる環境や機会を設ける。  
（併せて，時期ごとに鑑賞できる植物等についての情報発信を行う。）

◎石組溝を用いた石組池への給排水を定期的に行い，水辺環境での休憩等を可能にする。

○史跡地内で動植物等の観察会を行う。

・広場での天体観測会等を行う。

・史跡地内で音楽イベント等を企画する。

**【運営】** ・まちづくり，地域づくり等の取組みに関する地域連携・ボランティア，市民活動への支援

地域住民をはじめとした市民が，日常生活の中で史跡地を活用するとともに，自ら整備や維持管理・運営等に携わることで，史跡の存在が市民に親しまれ，将来的に本史跡の保存・活用に継続的に携わる担い手が増加していくような取組みを検討する。

**① 市民参画による活用・運営**

歴史公園としての整備事業や整備後の管理・運営を市民との協働で行うために，ガイドボランティア等の養成と活動の推進，公園利用者による清掃等奉仕活動などを実施するほか，まちづくりにかかわる多様な団体等との連携を図る。

《 例 》

- ◎ガイドボランティア団体の設立・運営に対する支援を行う。
- ◎暫定として市民参加による短期的な整備（花壇等）を行う。
- ◎史跡や整備後の運営・管理に対する関心を持ってもらうために，整備の様子を順次公開し，見学の機会を設ける。
- 安全面等も考慮した上で，参加しやすい史跡整備の工程に市民の参加を図る。
- 史跡の活用・運営等の在り方について意見を募るためのワークショップ等を開催する。



図 8-4 陸奥国分寺薬師堂

ガイドボランティア会  
活動の様子

**② 地域と共に歩む場としての利活用**

地域の活性化に向けた取組の拠点となるような活用方法を検討する。特に，東日本大震災以降に史跡地周辺やあすと長町では地域住民の世代交代の進行や，新規住民の増加が続いているため，新旧住民が史跡にまつわる活動等を通して交流し，新たな地域コミュニティの形成にも資するような活用を図る。

《 例 》

- ◎防災訓練など，町内会の地域活動等で史跡地を活用できるようにする。
- ◎地域住民が史跡への理解を深めるための講座等を定期的に行う。
- 地域まつり等において史跡に関するブースを設ける。
- 音楽や伝統芸能などの文化イベント，地域で活動する団体の発表の場として活用する。
- 史跡地の清掃活動等を兼ねたクイズラリーなど，地域住民が親子で気軽に参加できるイベントを行う。
- ・地域住民の趣味や得意分野を史跡にまつわる活動に活かす「このゆびとまれ」方式の活動の場とする（住民撮影の写真や住民作画の絵を史跡のPRに活用，園芸知識を活かして植栽等の管理に協力，古代料理をつくってイベント等で振る舞うなど）。
- ・地元産の素材や地域のアイデアを活かしたグッズの作成・販売を行う。



図 8-5 陸奥国分寺跡での

清掃活動

**③ 防災に資する場としての活用**

現在も史跡地の一部が周辺町内会のいっとき避難場所として使用されているが，整備の際に防災あずまや・かまどベンチ等の設備の設置も検討し，日頃から防災訓練などを行うなど，地震や市街地火災等の防災に資する場としての活用を図る。

### (3) 楽しむ場としての活用方法

【公開】 ・史跡等の開放，公開

文化観光地としての活用と近隣住民の住環境との調和を図った史跡地の開放・公開を行う。

【諸施設の設置】 ・的確な情報提供（解説板）・快適な見学を目的とする諸施設の設置（遊歩道・便益）・ガイダンス施設等

海外からの観光客等も含めた多様な来訪者を想定した文化観光地として，安全・快適な利用を想定したユニバーサルデザインに基づくガイダンス施設や案内板・設備等を検討する。

【立案・宣伝】 ・公開，活用に関する企画，立案及び宣伝 ・学習の場及び教材の提供

観光客数の増加のみならず，満足度の向上や仙台圏への滞在期間の増加等も意識した立案・宣伝を行う。Living History（生きた歴史体験プログラム）促進事業など，海外へのアプローチを含めた企画を検討するとともに，旅行者へ向けたPRや，古代遺跡を巡る観光ツアーとの連携等を検討する。また，異なる要素と本史跡を掛け合わせた「グルメ×郡山遺跡」，「リラックス・休養×郡山遺跡」，「歴史・文化×郡山遺跡」などといったプログラムや，それに関連する観光施設・要素等と組み合わせたモデルコースの紹介等についても検討する。

#### ★Living History 促進事業とは

Living History（生きた歴史体験プログラム）促進事業とは，歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験プログラム等の構築により，文化財を磨き上げ新たな付加価値（歴史の楽しみ方）を生み出す取り組みです。訪日外国人等観光客が往時のくらしや祭事などを体験し，日本の文化を理解・体感できるようなコンテンツ造成を推進します。



文化庁 Living History 促進事業ホームページ <https://biz.knt.co.jp/chiiki/2019/event/livinghistory/index.html> より

#### ① 「古代体験」の場の創出

古代の役所の仕事や当時の各階層の食事・衣服の体験等を通して，現代の生活と史跡の関わりを体感してもらう仕掛けを積極的に企画・実施する。

≪ 例 ≫

- ◎古代の役人等の衣服着用や，役人の仕事体験などを行う。
- ◎古代の食事づくり，試食体験などを行う。
- ◎古代の遊戯や建築・測量・モノづくりなどの技術にかかわる体験を行う。
- 古代の儀礼や年中行事にまつわるイベントを開催する。



## ② 多面的な媒体による情報発信

仙台郡山官衙遺跡群の情報を全国・世界へ発信するため、様々な媒体を利用した多様な情報発信を行う。

◀ 例 ▶

- ◎市ホームページ上に郡山遺跡の専用ページを作成する。
- ◎パンフレットの多言語化や、易しい日本語によるパンフレットを作成する。
- 徒歩・自転車等での見学コースや見どころ等を紹介するマップなどの作成、観光マップ等との連携、周辺の遺跡や JR・空港アクセス線等の交通機関、近隣の温泉地等から郡山遺跡への観光モデルコースの紹介などを行う。
  - ・ SNS や「せんだい Tube」（仙台市公式動画チャンネル）等を活用した動画配信を行う。
  - ・ 公共交通機関等と連携して案内表示等を行う。

## ③ 遺跡のネットワーク化を通じた活用

仙台には、旧石器時代の富沢遺跡（地底の森ミュージアム）をはじめ、縄文一山田上ノ台遺跡（縄文の森広場）、古墳一史跡遠見塚古墳、奈良一史跡陸奥国分寺・尼寺跡、中世一史跡岩切城跡、近世一史跡仙台城跡など、旧石器時代から近世に至るまでの重要で保存状態の良い遺跡が数多く残っており、遺跡をめぐりながら、連綿と続く仙台の歴史をたどることができるという、歴史的環境に恵まれた都市である。これらの遺跡を歴史的文化資産としてネットワーク化し、活用を展開することで、郷土の歴史を知り郷土愛を育むばかりでなく、新たな仙台の個性を創り出し全国へ発信することに大きく寄与していく。なかでも本史跡は、ネットワーク化の活用拠点としての重要な一翼を担うことを目指す。

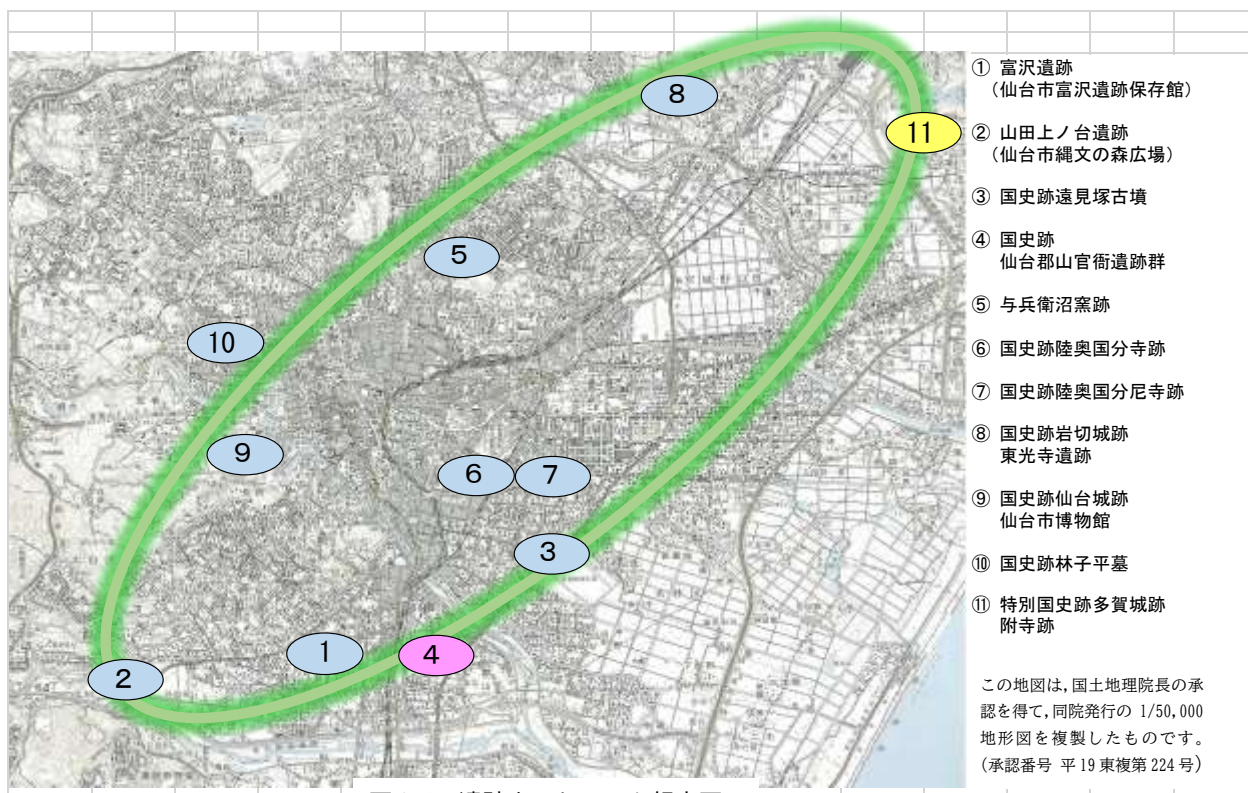


図 8-6 遺跡ネットワーク想定図

【運営】 ・まちづくり、地域づくり等の取組みに関する地域連携・ボランティア、市民活動への支援

観光客を対象としたガイドを行うボランティア活動等の支援を行うほか、観光を取り巻く様々な分野について、産学官民での連携を図る。

## 第9章 整備

### 1 整備の方向性

#### 【整備の基本方針】（93頁より）

- ①市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行う。また、人口減少社会を踏まえ、整備にあたってはコスト意識に留意して進める。
- ②発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の壮大きさが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行う。
- ③地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行う。

#### 【整備のテーマ】

##### ①「郡山遺跡からはじまる東北古代史」

中央集権国家の形成・確立期に、仙台平野・新潟平野以北の蝦夷が住む地域を直轄支配地に組み入れようとした古代史の大きな流れが捉えられ、日本という国の成り立ちへの関わりが学べるような整備を目指す。

そのために、1辺約428mに及ぶ材木列が四周に巡り、内部に正殿や長大な建物、石敷、蝦夷の服属儀礼を行った方形石組池などが配され、さらに官衙の南方には寺院が配置されていたなど、往時のスケールの大きさや、古代における国家的な政策を反映した施設の様相を体感することのできる整備を目指す。

また、本市には、古代史の一連の流れをたどることができる主要な遺跡として、陸奥国分寺跡・陸奥国分尼寺跡や、国分寺や多賀城に瓦を供給した窯として評価され、国史跡を目指すこととしている与兵衛沼窯跡がある。更に、隣接する多賀城市には、郡山遺跡の機能を引き継いだ国府多賀城跡（特別史跡）がある。これらを有機的に連携させることにより、「郡山遺跡からはじまる東北古代史」とのテーマが生かされ、本史跡の歴史的重要性が伝わるような整備を目指す。

##### ②「水と緑に象徴される交流・憩いの場」

古代において、東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術など、様々な交流の舞台となった郡山遺跡が、現代社会においても人々が集い、憩える交流の場となるような整備を目指す。特に、郡山遺跡の特徴的な遺構である石組池や、Ⅱ期官衙中枢部に所在するケヤキの木は、古代における儀式空間を想起する上で重要であるだけでなく、宅地化が進む郡山地域において「水」と「緑」を象徴する貴重な要素であるため、それらを活かした整備を目指す。

また、史跡地一帯は郡山遺跡西側のあすと長町地区における緑の景観軸として、住宅密集

地内における生活環境面や防災面からも緑地が望まれる地域であるとともに、Ⅱ期官衙中核部のケヤキの木は、屋敷林として維持管理されてきた居久根であり、仙台近郊農村の伝統的な風景を残している点でも、保全と活用が必要である。そうした緑の保全と、古代の水と緑の復元的創出が調和した、交流・憩いの場となる質の高い都市環境整備を目指す。

整備の基本方針の達成、整備のテーマの具現化のため、整備の方向性を以下のように整理する。

#### 【保存のための整備の方向性】

- ① 発掘調査で見つかった遺構は埋め戻して現地保存し、必要に応じて遺構を被覆するための盛土造成を行う。
- ② 遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の整理を行う。
- ③ 遺構の保護を前提とした上で、適切に雨水排水を行うための設備を整備する。
- ④ 地震・落雷・火災・水害等の災害に対する防災設備の設置を検討する。
- ⑤ 都市の中において史跡のスケール感が実感できるように、将来的に史跡地の分断をなくし、安全な見学動線が確保できる一体的な史跡公園として整備することを目指し、史跡地内および将来指定を目指す範囲に所在する、建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていく。
- ⑥ 発掘調査や出土遺物等の保管を行う拠点を史跡地近辺に確保する。
- ⑦ 適切な保存管理・公開活用を行っていく上で必要な整備の手法・技術の調査を行い、必要に応じて整備手法を更新していく。

#### 【公開活用のための施設整備の方向性】

- ① 整備の開始時期については、整備基本計画の策定過程において検討することとし、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことも検討する。また、一体的な史跡公園としての整備が完了するまでの間、暫定的に史跡地の活用を図るための整備についても検討する。
- ② 史跡の本質的価値を構成する遺構が地下に埋蔵されているため、復元展示や遺構表示等により本質的価値を顕在化させ、史跡の様相やスケールを体感できる整備を行う。
- ③ 遺構の表示や復元展示は主にⅡ期官衙の遺構について行うこととするが、Ⅰ期官衙からの変遷が伝わるように展示方法等を検討する。
- ④ 遺構の表示や復元展示は遺構を確実に保護した上で、遺構直上の盛土造成面において行う。
- ⑤ 植栽は、古代官衙のイメージを形成する上で重要であるため、当時の環境をできる限り復元するとともに、史跡地内に所在する居久根(いぐね)を活かした整備を行う。
- ⑥ 来訪者が安全に利用できるとともに、文化的活動及び憩いの場となるよう、便益・管理施設、防犯設備、案内板、説明板等を動線に配慮した上で計画的に設置する。
- ⑦ 来訪者が史跡の本質的価値等を学ぶことができ、史跡の重要性が伝わるようなガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の史跡地近辺への整備を検討する。



【ゾーニング】

本史跡の史跡地および将来指定を目指す範囲は、Ⅱ期官衙の中枢部（Ⅰ期官衙の中枢部と重複）から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域からなっており、大きく3つにゾーニングする。

政庁ゾーン：Ⅱ期官衙中枢部の石組池・石敷・石組溝、正殿，中央に広場を持つように整然と配置された掘立柱建物などの遺構が存在する。

正面ゾーン：Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，櫓状建物などの遺構が存在する。

寺院ゾーン：郡山廃寺の講堂・僧房，廃寺を囲む材木列や門，四面廂付建物を含む大型の掘立柱建物などの遺構が存在する。

整備基本計画では、目的及び機能，公有化の状況等に応じてこのゾーニングを深化させた区域設定を行った上で、段階的な整備の在り方等を検討していくこととする。

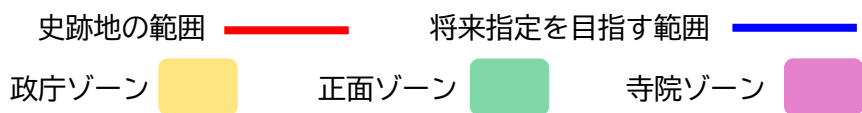
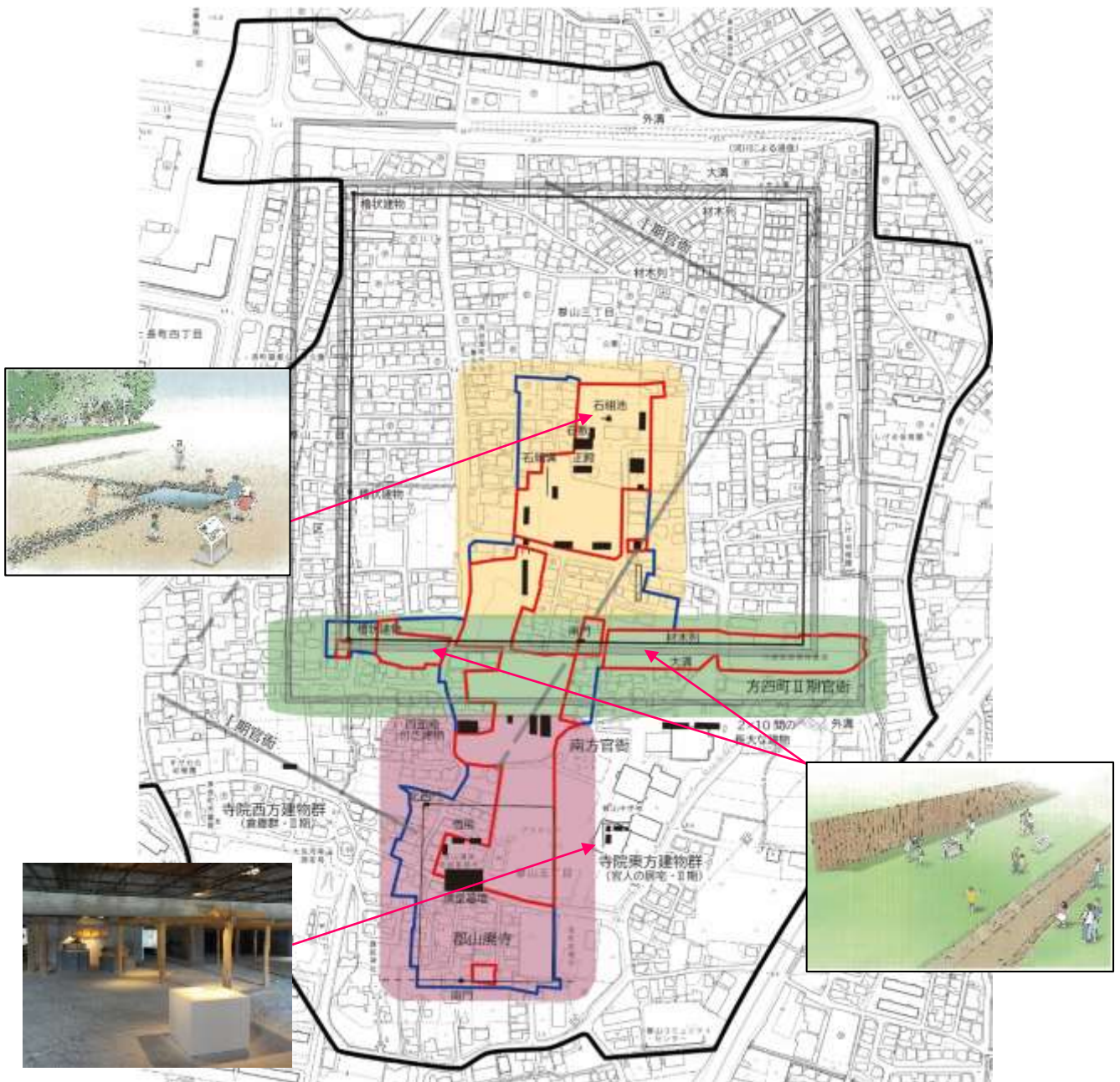


図9-1 ゾーニング想定図



整備状況のイメージ

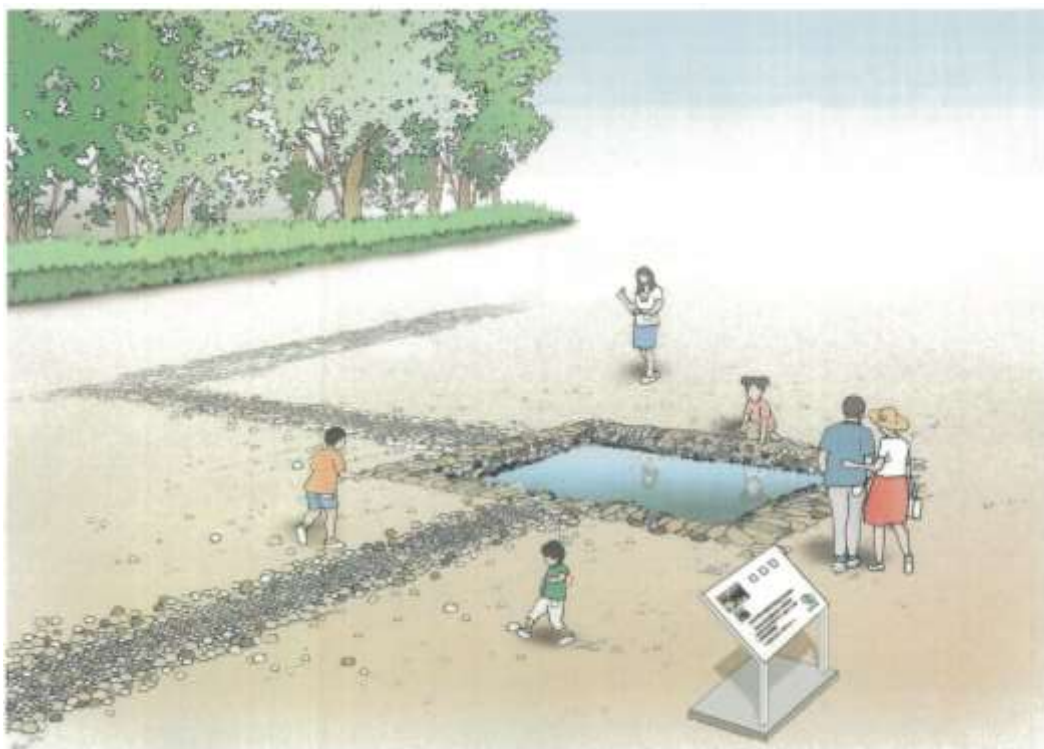


図 9-2 整備状況イメージ図(政庁ゾーン)



図 9-3 整備状況イメージ図(正面ゾーン)

## 2 整備の方法

整備に向けては、Ⅱ期官衙の中枢部及び南辺部、廃寺部の3つの地区を中心とするが、史跡地内は市道や民有地により分断されている部分も多々あり、現時点において一体的に整備を進められる状況にはない。

このため、まずは遺構の保存を最優先の前提としつつ、整備計画については、これらの諸条件を踏まえた上で、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会に諮りながら別途策定する。

### (1)保存のための整備の方法

#### ① 構成要素の保存に必要な整備の技術的手法

- ・盛土造成等により地下遺構を確実に保存するとともに、地盤を平坦化し、史跡地内に存在する段差等を解消する。
- ・遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木の間伐や剪定等を行うとともに、芝張り等を行い、雑草の繁茂を防ぐ。
- ・遺構の保存を前提とした上で、暗渠や側溝等の雨水排水設備を整備し、土壤の流出等を防ぐ。
- ・防災設備は遺構の保存と景観の保全に配慮した位置・規模・外観等を検討した上で設置する。
- ・史跡境界標を設置し、保存の対象となる箇所を地表面で把握できるようにするとともに、標識や説明板は、既存のものを含めて位置や数量等を整理した上で計画的に設置する。
- ・史跡地近辺に、ガイダンス施設に併設する形で、継続的な発掘調査を行うための調査・整理作業拠点及び、出土遺物や記録類を適切に保存するための保管施設の整備を検討する。



図 9-4 仙台郡山官衙遺跡群  
史跡地内 段差



図 9-5 仙台郡山官衙遺跡群  
史跡地内 樹木



図 9-6 仙台郡山官衙遺跡群  
史跡地内 大雨後の冠水状況



図 9-7 斎宮跡(三重県)史跡境界標  
(引用・参考文献※1)

## (2)公開活用のための施設整備の方法

### ① 史跡における遺構の復元展示・表示等の技術的手法

#### 〈学びの場〉

- ・個々の遺構の具体的な表示・展示の手法については整備基本計画において検討するが、Ⅱ期官衙の石組池・石敷・石組溝など、郡山官衙遺跡の本質的価値を特徴的に示す遺構については復元展示を検討する。
- ・政庁跡及び郡山廃寺の建物配置や外郭南辺材木列等を整備するなど、古代地方官衙の空間的なスケールが体感できるようにするとともに、Ⅰ期官衙からⅡ期官衙への変遷が伝わるような展示手法を検討する。その際、進展する整備技術や手法の活用も随時検討するとともに、従来の整備手法とも組み合わせるなど、多様な見学者に配慮した整備を検討する。
- ・史跡の歴史的背景を踏まえた企画等の実施を想定した復元展示・表示等の方法を検討する。

#### 〈親しむ場〉

- ・遺構の復元展示等を行う際には、作業工程の一部を市民とともに行うなど、市民協働での整備を検討する。

#### 〈楽しむ場〉

- ・古代体験の場としての活用を見据えた復元展示・表示等の方法を検討する。



図9-8 遺構表示の例：仙台城跡大広間

### ② 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法

#### 〈学びの場〉

- ・本史跡について説明する標柱や説明板、ガイダンス機能等をもたせた施設を整備し、本史跡の本質的価値を来訪者に分かりやすく展示する。その際、既存の郡山中学校校舎内(ピロティ)の展示・解説機能との連携を図るとともに、従来の文字や写真等による展示に加え、動画やVR・ARなど、デジタル技術の活用も含めた効果的な展示について、学校等とも意見交換を行いながら検討する。



図9-9 郡山中学校ピロティの遺構復元展示

#### 〈親しむ場〉

- ・史跡公園としての利用方法や注意事項についての案内板等を設置する。
- ・ガイダンス施設の設置に際しては、リピーターの訪問も視野に、展示の更新や企画展示等が可能な展示スペース・展示方法等について検討する。

#### 〈楽しむ場〉

- ・ライトアップ等、観光面での効果が期待される展示手法について検討する。
- ・音声ガイドシステムなどの多言語解説を可能にする方法について検討する。
- ・来訪者が手で触れたり、動かしたりすることができる、体感型の展示・解説手法等について検討する。



### ③ 公開に必要な情報発信のための施設等の整備（設置）に係る技術的手法

#### 〈学びの場〉

- ・海外からの来訪者も含め、誰もが公園内を気軽に散策しながら本史跡を理解できるように、ユニバーサルデザインに基づく標示や多言語仕様で整備する。

#### 〈親しむ場〉

- ・地域住民が目にする場所に、行事予定等を発信できる掲示板等の設置を検討する。

#### 〈楽しむ場〉

- ・史跡地への良好なアクセス環境の構築に向け、公共交通機関（JR 長町駅・太子堂駅，地下鉄南北線長町駅）からの案内表示や，仙台 MaaS (Mobility as a Service) との連携等を行う。

### ④ 便益管理施設の整備（設置）に係る技術的手法

#### 〈学びの場〉

- ・企画行事や体験活動等での利用を想定した研修施設や光熱水設備，ボランティア活動拠点，関連書籍等の物販設備等のガイダンス施設への併設を検討する。
- ・団体利用や様々な来訪者の利用を想定したトイレ・水飲み場・AED 等の設備の数量・設置場所などの仕様を検討する。
- ・便益管理施設は，史跡にかかわりのある意匠を取り入れたり，遺構復元を兼ねた施設にするなど，史跡の景観に馴染むように工夫する。

#### 〈親しむ場〉

- ・憩いの空間となる歴史公園として整備していくため，居久根(いぐね)などの現在地域に親しまれている景観も活かしながら，案内板や照明，休息施設，イベントや災害時等に利用可能な屋外水道・電源等の便益管理施設を設置する。また，現地の地下水源の活用も検討する。
- ・安全な利用環境確保のため，園路や車両進入防止柵，防犯カメラ・防犯灯，史跡地近隣住民の住環境に配慮した境界柵等を設置する。
- ・市民が楽しめる都市の緑地，特に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の緑の景観軸としての環境づくりを行うとともに，地域に親しまれる公園として，それぞれのコミュニティの活性化に寄与する場とするため，地域活動など多目的な用途に使用可能な広場や緑陰をもたらす植栽を整備する。また，防災面も含めた都市公園的機能も取り入れる。

#### 〈楽しむ場〉

- ・多様な来訪者が，安全・快適に利用できるように，園路等をバリアフリー仕様で整備する。
- ・利用者の利便性向上のため，史跡地近辺に駐輪場や駐車場等の設置を検討する。
- ・周辺遺跡等の周遊がしやすくなるよう，仙台コミュニティサイクル (DATE BIKE) のサイクルポートの設置等を検討する。
- ・海外からの来訪を含む観光利用を想定した案内板や自動販売機，コインロッカー，公衆無線 LAN 等の設置を検討する。
- ・整備が完了するまでの誘客につながるような暫定整備（花壇・表示・園路等）を検討する。



図 9-10 陸奥国分寺跡バリアフリー園路



⑤ 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法

〈学びの場〉

- ・従来行っている紙製のパンフレットの発行に加えて、仙台市ホームページからのダウンロードや、二次元コードを読み取ることで音声案内・画像の取得等が可能になるような説明板等の設置など、デジタル技術による情報取得を可能にする。その際、デジタル環境のみで完結する情報発信だけでなく、現地の展示等とARで連動させるなど、多様な利活用の方法を模索する。
- ・ジュニア版パンフレットの発行や、児童・生徒に支給されている情報端末等での調べ学習・質問等が可能となるようなウェブコンテンツ等の整備を検討する。

〈親しむ場〉

- ・市の広報誌等での情報発信や、公共施設でのパンフレット等の配布のほか、民間の情報発信媒体（広報誌・ウェブサイト・SNS等）との連携についても検討する。

〈楽しむ場〉

- ・所要時間別の観光モデルコースや見どころを紹介するマップなどを市のホームページからダウンロード可能にするなど、セルフガイドに活用できる媒体を整備する。
- ・多言語や易しい日本語によるパンフレットの発行を検討する。

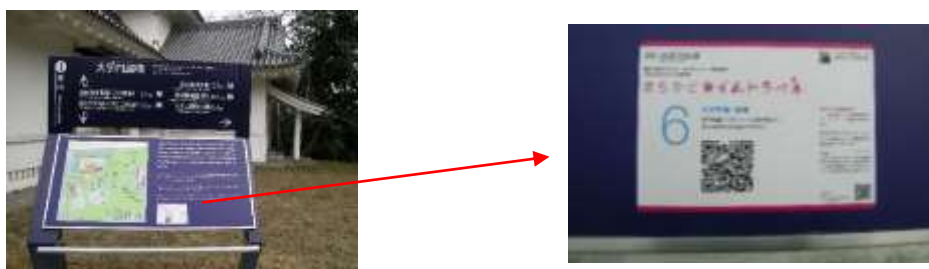


図 9-11 仙台城跡 二次元コード付きの看板（平成 20 年時点・その後更新あり）

⑥ 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法

〈学びの場〉

- ・古代史の大きな流れの中での関連遺跡とのつながり等が理解しやすくなるような展示内容を検討する。
- ・教育旅行での活用を考え、教科書の内容と関連した周辺の文化財等とのかかわりに関する情報発信を行う。

〈親しむ場〉

- ・関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークを周知するためのパンフレット・ホームページ等での情報提供（本史跡を起点とした散策マップや遺跡を巡る動画など）を検討する。

〈楽しむ場〉

- ・「遺跡ネットワーク」の一翼を担えるよう、各遺跡における案内板の統一等を図るなど、一連の歴史の中における位置付けが捉えやすくなるように工夫する。
- ・パンフレットやホームページ等で、関連遺跡を巡るモデルコースや交通アクセス情報を提供する。

# 第10章 運営及び体制整備

## 1 運営・体制整備の方向性

---

### 【運営・体制整備の基本方針】（93 ページより）

- ①基本理念を実現するため、市の関連部局や、関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行う。
- ②将来にわたって史跡が守り伝えられていくように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- ③多くの人々が史跡を身近なものとし、運営に携わっていくことを通じて、持続可能な体制の整備を図る。

上記の基本方針を達成するため、運営・体制整備の方向性を以下のように整理する。

#### ①「関連部局・機関等との連携」の方向性

- ・史跡の整備事業は、まちづくり計画、道路整備部門や区役所との連携により成り立つものであり、これらの関連部局と一体となって事業を進める。
- ・引き続き学校教育機関や社会教育機関と連携した運営・体制整備を推進する。
- ・史跡の整備事業には、日本古代史、考古学、造園学、都市防災等の専門的知識の活用が不可欠になる。整備事業の実施にあたっては、この点に留意し、古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした、各種専門機関との連携を図る。

#### ②「市民の理解と協力が得られる関係の構築」の方向性

- ・史跡の整備の実施にあたっては、地域住民及び市民・利用者の理解と協力が不可欠であり、十分な納得が得られた上で進める必要がある。利用者、特に市民や地域住民が、本史跡を、約1300年の歴史がある誇るべきものとしての認識を共有できる機会や手法（ボランティアの養成など）を検討していく。

#### ③「持続可能な体制」の方向性

- ・地域住民をはじめとしたボランティアの養成や、民間事業者等を含む多様な専門性を有する個人や組織・団体等との連携などを通じて、体制の充実に努める。

## 2 運営・体制整備の方法

### (1) 情報共有

仙台市教育委員会ほか市内部関係部局・文化庁・財務省・個人土地所有者間において、史跡整備に関係する事項についての情報共有を緊密に行う。

### (2) 学校教育・社会教育の充実

これまでも郡山遺跡についての出前授業や市政出前講座、郡山遺跡を活用した中学生の職場体験の受け入れなどを行うとともに、小・中学生による花壇づくりをとおして、史跡地内の美化活動に取り組んできた。今後は、学校や市民センターの職員からのアンケートや定期的な情報交換などにより、児童生徒や市民のニーズを把握しながら、学校教育や社会教育における普及啓発事業の改善を図っていく。また、学校や市民センターの職員自身が郡山遺跡についての理解を深められるような研修機会の提供について検討する。

### (3) 調査指導委員会による整備基本計画の検討

史跡の整備に当たっては、「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り、整備基本計画を策定する。委員は、日本古代史・考古学・造園学等の専門的知識を有する人材を招聘するとともに、必要に応じて委員を再構成し、指導・助言を受けることとする。

併せて、古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした各種研究機関との情報交換や連携に努め、整備計画に反映させる。

### (4) 地域住民や民間事業者・団体等々の運営体制への参画

地域住民や来訪者が史跡に対して積極的に関われる機会の創出やボランティア組織等の体制の整備等を通じて、史跡が地域にとって誇れる財産として活用されるよう努める。また、イベント・ワークショップ等を企画・運営する組織・団体等との協力体制の構築や、地域情報の発信・広報を行う媒体等との連携など、民間事業者や市民団体、NPO法人をはじめとする様々な主体が持続的に運営に関われるような体制の構築を図る。

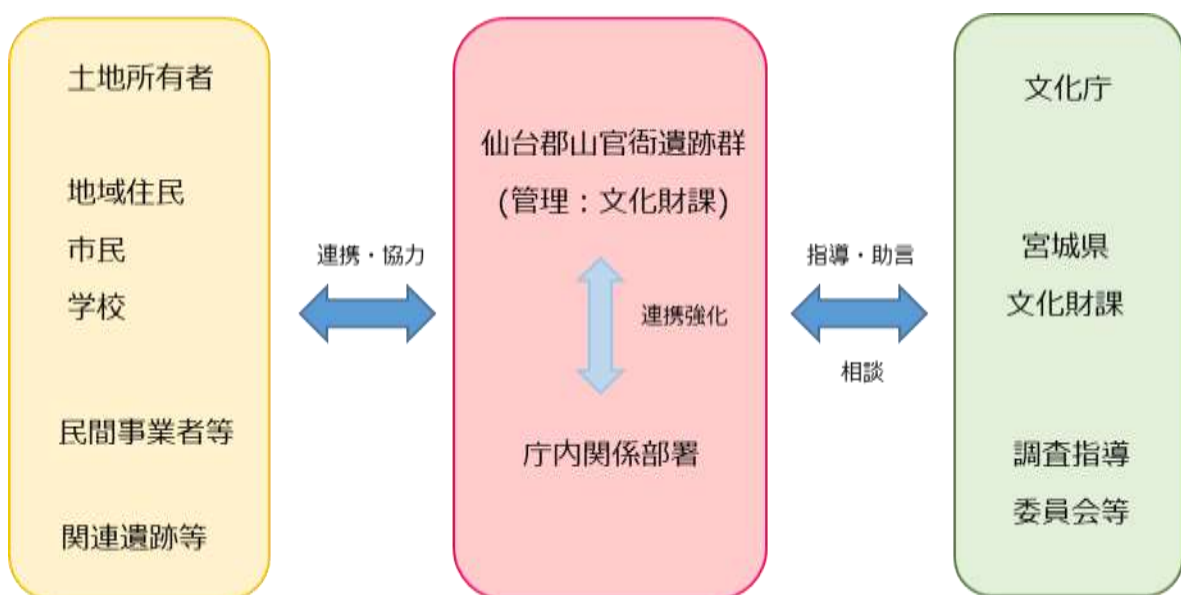


図 10-1 運営・体制 概念図

# 第11章 施策の実施スケジュールと自己点検・評価

## 1 実施スケジュール

第1章5「計画の期間」において、本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間としたが、おおむね10年間で見直しを図ることとしたため、施策の実施にあたり、1年目から10年目まで（令和6～15年度まで）を前期、11年目から20年目の間（令和16～25年度まで）を後期とした上で、前期を①（令和6～10年度）と②（令和11～15年度）に分けて事業の実施スケジュールを策定する。

主に、前期-①の整備計画（整備基本計画・基本設計・実施設計）の策定状況に関わらず実施する事業と、整備計画策定を終えた後に実施する事業を想定している。期分けした上で順次整備を行う場合は、前期-①の整備計画策定後、条件が整い次第次期以降の設計・整備を行うこととする。

なお、本実施スケジュールは、必要に応じて見直しを行うこととする。

	実施内容		前期（R6～15年度）		後期（R16～25年度）	
			前期-① （R6～10年度）	前期-② （R11～15年度）		
保存管理	調査研究					
	維持管理					
	現状変更への対応					
	公有化					
	追加指定					
活用	学びの場としての活用	公開		■		
		諸施設の設置の検討		■		
		立案・宣伝	歴史的背景を踏まえた企画		■	
			学校のカリキュラムと連動		■	
			体験学習の場の創出		■	
			高校生以上の学び・交流支援		■	
			大学等との研究教育プログラム		■	
			生涯学習機会の充実		■	
	運営	■	■			
	親しむ場としての活用	公開		■		
		諸施設の設置の検討		■		
		立案・宣伝	交流の場の創出		■	
			憩いの場の創出		■	
		運営	市民参画の活用・運営		■	
			地域と共に歩む場としての利活用	■	■	
	防災に資する場としての活用		■			
	楽しむ場としての活用	公開		■		
		諸施設の設置の検討		■		
		立案・宣伝	古代体験の場の創出		■	
			多面的な媒体による情報発信		■	
			遺跡ネットワーク化	■	■	
	運営		■			
	整備	前期-① 整備基本計画の策定・基本設計・実施設計				
		前期-②以降 整備基本計画の策定・基本設計・実施設計			■	
保存のための整備の検討			■			
公開活用のための施設整備の検討			■			
運営・体制整備	関係機関の連携推進			■		
	学校教育・社会教育との連携強化			■		
	委員会による整備基本計画の検討及び研究機関との連携			■		
	地域住民及び市民・利用者参画体制の強化			■		
	多様な連携の構築			■		
			■	■		

■ 随時実施

■ 条件が整い次第実施



## 2 自己点検・評価

### (1) 自己点検・評価の方向性

本計画において提示した施策について、定期的実施状況等を把握し、適切な進捗管理を行うため、4年に1回、自己点検・評価を行う。

史跡を取り巻く状況の変化なども鑑み、各施策の進捗状況を分析し、課題の把握や改善策の検討を行う。

### (2) 自己点検・評価の方法

自己点検・評価は、管理主体である仙台市教育委員会が実施することとし、平成27年に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表を用いて評価を行う。なお、点検表については、状況の変化等に応じて項目の追加修正を検討する。

自己点検・評価を行い、その結果を検討した上で、本計画の見直しが必要と考えられる場合は、「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り、計画の改定を検討する。

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表

史跡等の名称		取組状況							
管理主体、所管者名		実施例	未実施	計画中である	取組済	標準	標準	標準	標準
項目						(標準)	(標準)	(標準)	(標準)
(1) 基本情報に関する事	ア) 標準は適正に設定されているか		1	2	3				
	イ) 世界遺産の調査、現地での範囲の把握はできているか		1	2	3				
	ウ) 説明板は設置されているか		1	2	3				
(2) 計画策定等に関する事	ア) 保存活用計画は策定されているか		1	2	3				
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか		1	2	3				
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか		1	2	3				
(3) 保存に関する事	ア) 指定、指定時における本質的価値について十分把握できているか		1	2	3				
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか		1	2	3				
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか		1	2	3				
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか		1	2	3				
	オ) 調査対策は十分されているか		1	2	3				
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか		1	2	3				
(4) 管理に関する事	ア) 日常的な管理はされているか		1	2	3				
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか		1	2	3				
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、樹木立や関係施設との連携が図られているか		1	2	3				
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか		1	2	3				
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか		1	2	3				
	カ) 計画が適切に行われているか		1	2	3				
(5) 公開、活用に関する事	ア) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか		1	2	3				
	イ) 市民の文化的活動の場となっているか		1	2	3				
	ウ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか		1	2	3				
	エ) 市民の文化的活動の場となっているか		1	2	3				
(6) 史跡等に関する事	ア) 文化財保護法に基づいて活用がされているか		1	2	3				
	イ) 体験学習等が計画内に実施されているか		1	2	3				
	ウ) VR/AR等が活用されているか		1	2	3				
	エ) 市民参加型の活用がされているか		1	2	3				
	オ) アイデアソン等が計画に十分に活用されているか		1	2	3				
	カ) 情報基本計画は策定されているか		1	2	3				
	キ) 史跡等の価値は、学術的価値に基づいているか		1	2	3				
	ク) 価値等に基かないような取組はされているか		1	2	3				
	ク) 価値等について、効果的かつ十分な取組が実行されているか		1	2	3				
	ケ) 価値等に、市民の関与を管理しているか		1	2	3				
	ケ) 市民参加において、市民の意見、要望、要望、材料について十分検討したか		1	2	3				
	ケ) 市民を巻き込んだ取組が行われているか		1	2	3				
(7) 調査・評価に関する事	ア) 調査に基づいて評価が行われているか		1	2	3				
	イ) 評価に基づいて計画の改善が実施されているか		1	2	3				
	ウ) 評価に基づいて十分であるか		1	2	3				
(8) 予算に関する事	ア) 計画に基づいて十分であるか		1	2	3				
	イ) 計画に基づいて十分であるか		1	2	3				
	ウ) 計画に基づいて十分であるか		1	2	3				

【資料】

用語集

<b>あ</b>	<b>【講堂(こうどう)】</b> 多くの僧が集まり、経典の講義や説教をする建物。
	<b>【国造制(こくぞうせい)】</b> 大化改新以前の地方支配制度。在地の首長が国造に任命された。
<b>【肅慎(あしはせ・しゅくしん)】</b> 古代の日本列島北部に居住したとする説や沿海州付近の人々とする説がある。	<b>【国府(こくふ)】</b> 古代の行政単位である「国」を治めた役所や、関連する施設からなる地区。
<b>【飛鳥浄御原宮(あすかきよみはらのみや)】</b> 7世紀後半に築かれ、藤原宮に遷るまでの、天武・持統天皇の宮。	<b>【金堂(こんどう)】</b> 寺の本尊となる仏像が納められた建物。
<b>【按察使(あぜち・あんさつし)】</b> 古代の官名。地方行政の監督等を行ったとされる。	<b>さ</b>
<b>【遺構(いこう)・遺物(いぶつ)】</b> 遺構は、建物や墓など、地面に残された人類活動の痕跡。遺物は、土器や石器など、人類によって残された物。	
<b>【石城国(いわきのくに)・石背国(いわせのくに)】</b> 古代において、陸奥国から短期間分国された国名(現在の福島県の一部)。	<b>【材木列(ざいもくれつ)】</b> 地面を溝状に掘り、木材を立て並べて遮蔽施設としたもの。
<b>【院(いん)】</b> 役所等で、一区画を形成する建物群。	<b>【柵戸(さくこ)】</b> 城柵の造営・維持等のため、他地方から移住させた人々等を城柵内部や周辺に住ませたもの。
<b>【優嗜曇郡(うきたむぐん)】</b> 古代の地方名。現在の山形県置賜地方周辺と考えられる。	<b>【鴟尾(しび)】</b> 屋根の大棟の両端を飾る瓦。宮殿や寺院の屋根にみられ、鳥の尾のような形をしている。
<b>【蝦夷(えみし)】</b> 古代の東北・北陸地方や北海道に居住した人々の呼び名。	<b>【四面廂付建物(しめんびさしつきたてもの)】</b> 四面全てに廂が付いた建物。格式の高い建物とされる。
<b>【円面硯(えんめんけん)】</b> 土製(須恵器製が多い)で、墨をする面が円形の硯。台状の脚部がある場合も多い。	<b>【須弥山(しゅみせん)】</b> 仏教の世界観において、世界の中心にあるとされる聖山。
<b>か</b>	<b>【城柵(じょうさく)】</b> 東北地方や北陸地方につくられた、蝦夷の統治にかかわる拠点。
<b>【官衙(かんが)】</b> 一般的には役所のこと。	<b>【条坊制(じょうぼうせい)】</b> 中国の都に倣い、碁盤目状に都城を区画する制度。
<b>【城養蝦夷(きこうのえみし)】</b> 城柵の統制の下、その内部や周辺に住んでいたとされる蝦夷。	<b>【須恵器(すえき)】</b> 古墳時代～平安時代につくられた土器。窯で焼かれており、主に青灰色をしている。
<b>【基壇建物(きだんたてもの)】</b> 土を突き固めて基壇をつくり、その上に建てられた建物。	<b>【政庁(せいちょう)】</b> 一般的には政務を行う場所のこと。
<b>【畿内産土師器(きないさんはんじき)】</b> 古代に都のあった畿内(飛鳥地方)で製作・使用された土師器。	<b>【正殿(せいでん)】</b> 宮殿や役所などの中心的な殿舎。
<b>【空閑地(くうかんち)】</b> 建物等をつくらず、空けてある土地。	<b>【墾地(げんち)】</b> 一般的には細長い空き地のこと。
<b>【覓国(くにもぎ)】</b> 律令国家が行った、国家縁辺部等の探索・調査。	<b>【総柱建物(そうばしらたてもの)】</b> 建物の外側だけでなく内部にも柱がある建物。倉庫として使われることが多い。
<b>【軍団(ぐんだん)】</b> 律令国家が各国に設置した軍事組織。	<b>【僧房(そうぼう)】</b> 僧が共同生活をした寄宿舎のような建物。

<b>た</b>	<b>【掘立柱建物(ほったてばしらたてもの)】</b> 地面に掘った穴に柱を据えて建てた建物。
	<b>【本質的価値(ほんしつてきかち)】</b>
<b>【大極殿(だいごくでん)】</b> 古代の宮都において中心的な施設。元日朝賀や天皇の即位、仏教の儀礼など、重要な儀式に用いられた。	国史跡の本質的価値は、遺跡が土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値。
<b>【多賀城(たがじょう)】</b> 724年に創建された陸奥国府及び鎮守府。特別史跡に指定されている。	<b>ま</b>
<b>【竪穴建物(たてあなたてもの)】</b> 地面を掘りくぼめて床をつくった建物。	<b>【陸奥国(むつのくに)】</b> 旧国名。古代においては主に東北地方の太平洋側(現在の福島県以北)とされるが、範囲は一定ではない。
<b>【朝堂(ちょうどう)】</b> 官人たちの執務のための建物。朝堂院は朝堂が建ち並んだ一画のこと。	<b>【木簡(もっかん)】</b> 木材を薄く細長い板状に加工し、文字を書いたもの。定木用木簡は、写経の際に文字を書く長さや幅を設定する定木(じょうぎ)として使用された木簡。
<b>【鎮守府(ちんじゅふ)】</b> 古代において、東北地方に設置された軍事を司る拠点。	<b>【身舎(もや)】</b> 廂などを除いた、建物の主体となる部分。
<b>【出羽国(でわのくに)】</b> 旧国名。古代においては主に東北地方の日本海側(現在の山形県以北)とされるが、範囲は一定ではない。	<b>ら</b>
<b>【土坑(どこう)】</b> 地面に掘られた穴のこと。	
<b>な</b>	<b>【六国史(りっこくし)】</b> 古代国家が編さんした国史で、「日本書紀」「続日本紀」「日本後紀」「続日本後紀」「日本文徳天皇実録」「日本三代実録」の総称。
<b>【軒平瓦(のきひらがわら)・軒丸瓦(のきまるがわら)】</b> 平瓦・丸瓦に先端面(瓦当面・がとうめん)が付けられたもので、軒先を飾る文様のある瓦。	
<b>【淳足柵(ぬたりのき)・磐舟柵(いわふねのき)】</b> 北陸地方の蝦夷の統治のために設置された城柵(現在の新潟県内に所在と想定される)。	
<b>は</b>	
<b>【土師器(はじき)】</b> 古墳時代～平安時代につくられた土器。露天で焼かれた素焼の土器で、主に赤褐色をしている。	
<b>【隼人(はやと)】</b> 古代に九州南部に居住した人々の呼び名。	
<b>【幡(ばん)】</b> 仏教の法要等において掲げる、布などでできた装飾具。	
<b>【平瓶(ひらか)】</b> 平たい球状の胴部に注ぎ口が付いた土器。主に液体容器。	
<b>【評衙(ひょうが)・郡衙(ぐんが)】</b> 古代の行政単位である「評」・「郡」を治めた役所。「評」は701年の大宝令によって「郡」に改められた。	
<b>【藤原宮(ふじわらきゅう)】</b> 7世紀末に築かれ、平城宮に遷るまでの、持統・文武・元明天皇の宮。	

## 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱

(令和 18 年 11 月 30 日教育長決裁)

### (設 置)

第 1 条 郡山遺跡及び陸奥国分寺跡・尼寺跡の発掘調査事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、事業に関し、指導及び助言を行なうものとする。

### (組 織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、考古学・歴史学又は建築史学に関し専門的知識を有する者、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

### (任 期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めるときは、委員の任期を 3 年未満の期間とすることができる。

3 委員は再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第 6 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部文化財課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。



附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月30日から実施する。  
(郡山遺跡調査指導委員会設置要綱の廃止)
- 2 郡山遺跡調査指導委員会設置要綱(昭和55年8月7日教育長決裁)は、廃止する。

附 則 (R4 教生文第 481 号決裁)

この要綱は、令和4年4月27日から実施する。

〈郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧〉

- 『郡山遺跡発掘調査概報』『年報1』仙台市文化財調査報告書第23集 1980. 3
- 『郡山遺跡Ⅰ』仙台市文化財調査報告書第29集 1981. 3
- 『郡山遺跡Ⅱ』仙台市文化財調査報告書第38集 1982. 3
- 『郡山遺跡－第13次－』仙台市文化財調査報告書第42集 1982. 3
- 『郡山遺跡Ⅲ』仙台市文化財調査報告書第46集 1983. 3
- 『郡山遺跡Ⅳ』仙台市文化財調査報告書第64集 1984. 3
- 『郡山遺跡Ⅴ』仙台市文化財調査報告書第74集 1985. 3
- 『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第10集 1985. 10
- 『郡山遺跡Ⅵ』仙台市文化財調査報告書第86集 1986. 3
- 『郡山遺跡Ⅶ』仙台市文化財調査報告書第96集 1987. 3
- 『郡山遺跡Ⅷ』仙台市文化財調査報告書第110集 1988. 3
- 『郡山遺跡Ⅸ』仙台市文化財調査報告書第124集 1989. 3
- 『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第18集 1989. 12
- 『郡山遺跡Ⅹ』仙台市文化財調査報告書第133集 1990. 3
- 『郡山遺跡－第84・85次－』仙台市文化財調査報告書第145集 1990. 6
- 『郡山遺跡Ⅺ』仙台市文化財調査報告書第146集 1991. 3
- 『郡山遺跡－第65次発掘調査報告書－』仙台市文化財調査報告書第156集 1992. 3
- 『郡山遺跡Ⅻ』仙台市文化財調査報告書第161集 1992. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅢ』仙台市文化財調査報告書第169集 1993. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅣ』仙台市文化財調査報告書第178集 1994. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅤ』仙台市文化財調査報告書第194集 1995. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅥ』仙台市文化財調査報告書第210集 1996. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅦ』仙台市文化財調査報告書第215集 1997. 3
- 『郡山遺跡－第112次－』仙台市文化財調査報告書第222集 1997. 3
- 『発掘！郡山遺跡－郡山遺跡に埋もれた歴史を掘る－』仙台市文化財パンフレット第40集 1997. 10
- 『郡山遺跡ⅩⅧ』仙台市文化財調査報告書第227集 1998. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅨ』仙台市文化財調査報告書第234集 1999. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅩ』仙台市文化財調査報告書第244集 2000. 3
- 『郡山遺跡21』仙台市文化財調査報告書第250集 2001. 3
- 『郡山遺跡－第124次発掘調査報告書－』仙台市文化財調査報告書第251集 2001. 3
- 『郡山遺跡22』仙台市文化財調査報告書第258集 2002. 3
- 『郡山遺跡23』仙台市文化財調査報告書第263集 2003. 3
- 『郡山遺跡24』仙台市文化財調査報告書第269集 2004. 3
- 『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第54集 2004. 10
- 『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1), (2)－』仙台市文化財調査報告書第283集 2005. 3
- 『郡山遺跡25』仙台市文化財調査報告書第284集 2005. 3
- 『郡山遺跡－第162次調査1区・164次調査－』仙台市文化財調査報告書第288集 2005. 3
- 『郡山遺跡26』仙台市文化財調査報告書第296集 2006. 3
- 『郡山遺跡27』仙台市文化財調査報告書第307集 2007. 3
- 『郡山遺跡28』仙台市文化財調査報告書第327集 2008. 3
- 『郡山遺跡29』仙台市文化財調査報告書第347集 2009. 3

- 『郡山遺跡 30』 仙台市文化財調査報告書第 373 集 2010. 3
- 『郡山遺跡－国史跡仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡－』  
仙台市文化財パンフレット第 63 集 2010. 3
- 『郡山遺跡－第 190 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 389 集 2011.12
- 『郡山遺跡－第 200 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 391 集 2011. 3
- 『郡山遺跡 31』 仙台市文化財調査報告書第 394 集 2011. 3
- 『郡山遺跡 32』 仙台市文化財調査報告書第 406 集 2012. 3
- 『郡山遺跡－第 167・180・196 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 412 集 2013. 3
- 『郡山遺跡 33』 仙台市文化財調査報告書第 417 集 2013. 3
- 『郡山遺跡 34』 仙台市文化財調査報告書第 429 集 2014. 3
- 『郡山遺跡 35』 仙台市文化財調査報告書第 438 集 2015. 3
- 『郡山遺跡 36』 仙台市文化財調査報告書第 450 集 2016. 3
- 『郡山遺跡 37』 仙台市文化財調査報告書第 460 集 2017. 3
- 『郡山遺跡 38』 仙台市文化財調査報告書第 470 集 2018. 3
- 『郡山遺跡 39』 仙台市文化財調査報告書第 478 集 2019. 3
- 『郡山遺跡 40』 仙台市文化財調査報告書第 484 集 2020. 3
- 『郡山遺跡 41』 仙台市文化財調査報告書第 492 集 2021. 3
- 『郡山遺跡 42』 仙台市文化財調査報告書第 499 集 2022. 3
- 『郡山遺跡 43』 仙台市文化財調査報告書第 507 集 2023. 3

## 〈引用・参考文献〉

- 青森県史編さん古代部会『青森県史 資料編 古代1「文献史料」』青森県史友の会 2001
- 阿部 義平『官衙』考古学ライブラリー50 ニュー・サイエンス社 1989
- 阿部 義平「城柵と国府・郡家の関連－仙台市郡山遺跡をめぐって－」  
『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集』国立歴史民俗博物館 1989
- 阿部 義平「藤原京・平城京の構造」『古代王権の空間支配』青木書店 2003
- 石松 好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』古代日本を発掘する－4 岩波書店 1985
- 伊東 信雄「郡山古瓦出土地」『仙台市史第3巻別冊1』1950
- 今泉 隆雄「第2章陸奥国と仙台平野 第1節陸奥国の始まりと郡山遺跡 1 道奥国の設置  
2 郡山遺跡と国府, 4 移民と宮城評・名取評の設置」  
『仙台市史 通史編2 古代中世』仙台市史編さん委員会 2000
- 今泉 隆雄「多賀城の創建－郡山遺跡から多賀城へ－」『条里制・古代都市研究』17号  
条里制古代都市研究会 2001
- 内田 和伸「歴史的脈絡に因む平城宮跡の活用方法」『歴史的脈絡に因む遺跡の活用－儀式・行事の再現  
と地域間交流の再構築－』奈良文化財研究所 2021
- 鐘江 宏之「七世紀の地方社会と木簡」『日本の時代史3 倭国から日本へ』吉川弘文館 2002
- 工藤 雅樹『蝦夷と古代東北史』吉川弘文館 1998
- 工藤 雅樹『日本の古代遺跡15 宮城』保育社 1984
- 工藤 雅樹『城柵と蝦夷』考古学ライブラリー51 ニュー・サイエンス社 1989
- 工藤 雅樹『蝦夷の古代史』平凡社 2001
- 熊谷 公男「蝦夷と王宮と王権と－蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格－」  
『奈良古代史論集』第三集 真陽社 1997
- 熊谷 公男『蝦夷の地と古代国家』日本史リブレット11 山川出版社 2004
- 熊谷 公男『古代の蝦夷と城柵』吉川弘文館 2004
- 坂井 秀弥「国府と郡家－地方官衙遺跡からみた実像」『社会集団と政治組織』列島の古代史3  
岩波書店 2005
- 全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会『30周年記念誌』 2021
- 仙台市史編さん委員会『仙台市史 特別編1 自然』 1994
- 高瀬 要一「日本の方池と韓国の方池」『奈良文化財研究所紀要』奈良文化財研究所 2001
- 立石 堅志「特別史跡平城宮跡での古代行事再現－平城遷都1300年祭での事例について－」『歴史的脈  
絡に因む遺跡の活用－儀式・行事の再現と地域間交流の再構築－』奈良文化財研究所 2021
- 土橋明梨紗「石神遺跡出土の東北系黒色土器－石神遺跡第3～8・11次ほか」『奈良文化財研究所紀要』  
奈良文化財研究所 2020
- 内藤 政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦についての一考察(下)」『寶雲』第22号 1938
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡出土の平瓦について」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会  
2000
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡の倉庫群」『郡衙正倉の成立と変遷』奈良文化財研究所 2000
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡の調査成果－陸奥国成立期の官衙について－」『日本考古学』  
第18号 日本考古学協会 2004
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡・郡山廃寺の調査」『地方官衙と寺院－郡衙周辺寺院を中心として－』  
奈良文化財研究所 2005
- 長島 榮一『日本の遺跡35 郡山遺跡』同成社 2009



- 長島 榮一「陸奥国府の成立」『古代文化』第63巻第3号 財団法人古代学協会 2011
- 長島 榮一「初期官衙の成立と移民・移動」『講座 東北の歴史 第1巻 争いと人の移動』清文堂 2012
- 奈良文化財研究所『デジタルコンテンツを用いた遺跡の活用』2016
- 奈良文化財研究所『史跡等を活かした地域づくり・観光振興』2018
- 林部 均 「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻 第1号 1986
- 林部 均 「律令国家と畿内産土師器－飛鳥・奈良時代の東日本と西日本－」『考古学雑誌』  
第77巻 第4号 1992
- 林部 均 「古代宮都と郡山遺跡・多賀城－古代宮都からみた地方官衙論序説－」  
『国立歴史民俗博物館研究報告 第163集』国立歴史民俗博物館 2011
- 文化庁 文化財部記念物課 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』 2015 ※1
- 文化庁 文化財部伝統文化課 『文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書』 2015
- 文化庁 地域文化創生部 『先端技術による文化財活用ハンドブック』 2020
- 文化庁 地域文化創生部 『文化財を活用したユニークベニューハンドブック』 2019
- 山中 敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 1994
- 山中 樵 「漆液を容れたる陶器（附陸奥国名取郡家の遺址）」『考古学雑誌』第5巻第5号 1915
- 行橋市教育委員会『史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画』2019

〈史跡地土地台帳〉

No.	町名・大字・字	地域	地目	面積(㎡)	No.	町名・大字・字	地域	地目	面積(㎡)
1	仙台市太白区郡山三丁目	11-20	田	193.00	51	仙台市太白区郡山五丁目	31-6	宅地	234.02
2	仙台市太白区郡山三丁目	121-3	畑	897.00	52	仙台市太白区郡山五丁目	38-2	畑	1.63
3	仙台市太白区郡山三丁目	122	畑	114.00	53	仙台市太白区郡山五丁目	38-3	畑	59.00
4	仙台市太白区郡山三丁目	123	宅地	661.15	54	仙台市太白区郡山五丁目	39-1	田	715.00
5	仙台市太白区郡山三丁目	123-1	畑	1,106.00	55	仙台市太白区郡山五丁目	39-2	田	27.00
6	仙台市太白区郡山三丁目	123-2	山林	1,322.00	56	仙台市太白区郡山五丁目	40-2	田	895.00
7	仙台市太白区郡山三丁目	124-1	畑	1,960.00	57	仙台市太白区郡山五丁目	41	田	89.00
8	仙台市太白区郡山三丁目	124-2	畑	922.00	58	仙台市太白区郡山五丁目	42-12	田	187.00
9	仙台市太白区郡山三丁目	124-3	畑	152.00	59	仙台市太白区郡山五丁目	44	田	3,930.00
10	仙台市太白区郡山三丁目	124-4	宅地	162.35	60	仙台市太白区郡山五丁目	45	田	740.00
11	仙台市太白区郡山三丁目	126-6	宅地	209.27	61	仙台市太白区郡山五丁目	47	田	2,452.00
12	仙台市太白区郡山三丁目	126-7	宅地	30.78		(指定後に分筆)	(47-1)		
13	仙台市太白区郡山三丁目	127-1	畑	760.78		(指定後に分筆)	(47-2)		
14	仙台市太白区郡山三丁目	127-2	宅地	460.00	62	仙台市太白区郡山五丁目	50-2	田	34.00
15	仙台市太白区郡山三丁目	127-3	宅地	326.63	63	仙台市太白区郡山五丁目	51	田	3.30
16	仙台市太白区郡山三丁目	127-10	畑	720.50	64	仙台市太白区郡山五丁目	52-2	田	7.03
17	仙台市太白区郡山三丁目	127-11	畑	107.75	65	仙台市太白区郡山五丁目	57	学校用地	5,484.82
18	仙台市太白区郡山三丁目	127-12	宅地	240.89	66	仙台市太白区郡山五丁目	59-2	学校用地	1,672.00
19	仙台市太白区郡山三丁目	127-13	宅地	303.26	67	仙台市太白区郡山五丁目	61-1	宅地	25.00
20	仙台市太白区郡山三丁目	127-15	畑	2,301.00	68	仙台市太白区郡山五丁目	62	宅地	16.00
21	仙台市太白区郡山三丁目	127-16	畑	221.00	69	仙台市太白区郡山五丁目	63-1	宅地	1,234.00
22	仙台市太白区郡山三丁目 (指定後に分筆)	127-18 (127-24)	畑	871.00		(指定後に分筆)	(63-4)		
23	仙台市太白区郡山三丁目	127-22	宅地	104.53	70	仙台市太白区郡山五丁目	150-12	宅地	355.10
24	仙台市太白区郡山三丁目	127-23	畑	243.00	71	仙台市太白区郡山五丁目	3と4に挟まれ、6と8に挟まれるまでの水路敷		86.96
25	仙台市太白区郡山三丁目	128-31	宅地	194.21	72	仙台市太白区郡山五丁目	14と44に挟まれ、27-1と44に挟まれるまでの道路敷		127.00
26	仙台市太白区郡山三丁目	209-1	田	961.00	73	仙台市太白区郡山五丁目	25-13と39-1に接する土地		46.50
27	仙台市太白区郡山三丁目	209-2	田	761.00	74	仙台市太白区郡山五丁目	25-13と42-12と41に接する道路敷		44.96
28	仙台市太白区郡山三丁目	210	畑	1,517.00	75	仙台市太白区郡山五丁目	39-2と51に接する水路敷		53.92
29	仙台市太白区郡山三丁目	211	田	803.00	76	仙台市太白区郡山五丁目	47と57に挟まれ、47と58-2に挟まれるまでの水路敷		284.40
30	仙台市太白区郡山三丁目	209-1,209-2,210に接する水路敷		91.60	77	仙台市太白区郡山五丁目	57と59-2に挟まれた道路敷		401.95
31	仙台市太白区郡山三丁目	211に西接する道路敷		258.08	78	仙台市太白区郡山六丁目	212-1	宅地	224.29
32	仙台市太白区郡山五丁目	1-4	田	99.00	79	仙台市太白区郡山六丁目	212-5	宅地	1.33
33	仙台市太白区郡山五丁目	1-12	畑	1,537.00	80	仙台市太白区郡山六丁目	216	田	62.00
34	仙台市太白区郡山五丁目	2	田	241.00	81	仙台市太白区郡山六丁目	217	田	314.00
35	仙台市太白区郡山五丁目	3	田	62.00	82	仙台市太白区郡山六丁目	218	田	932.00
36	仙台市太白区郡山五丁目	4	雑種地	135.00	83	仙台市太白区郡山六丁目	219	田	214.00
37	仙台市太白区郡山五丁目	5	雑種地	115.00	84	仙台市太白区郡山六丁目	216と221-7に挟まれ、219と221-24に挟まれるまでの水路敷		86.52
38	仙台市太白区郡山五丁目	6	田	472.00					
39	仙台市太白区郡山五丁目	7-1	田	34.00					
40	仙台市太白区郡山五丁目	8	田	320.00					
41	仙台市太白区郡山五丁目	9	田	132.00					
42	仙台市太白区郡山五丁目	10	田	323.00					
43	仙台市太白区郡山五丁目	11	雑種地	218.00					
44	仙台市太白区郡山五丁目	12	雑種地	76.00					
45	仙台市太白区郡山五丁目	13	雑種地	241.00					
46	仙台市太白区郡山五丁目	14	田	228.00					
47	仙台市太白区郡山五丁目	19-1	田	20.00					
48	仙台市太白区郡山五丁目	25-13	田	736.00					
49	仙台市太白区郡山五丁目	30-1	宅地	211.81					
50	仙台市太白区郡山五丁目	31-1	宅地	220.75					
						計			45,438.07

---

---

史跡仙台郡山官衙遺跡群 保存活用計画

令和 ( ) 年 月

編集・発行 仙台市教育委員会  
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号  
TEL 022-214-8893  
FAX 022-214-8399

印 刷  
〒  
TEL  
FAX

---

---